北海道議會時報

第6巻 第1号

昭和29年1月

北海道議會事務局

北海道議会時報第6巻第1号(昭和28年第2回臨時道議会第4回定例道議会)

―― 第 1 号 目 次 ――

議會の動き

第二回臨時道議会……1
本会議……1
請願・陳情……10
第四回定例道議会……12
本会議……12
常任委員会……44
特別委員会……62
予算特別委員会
決算特別委員会
総合開発調査特別委員会
電源開発対策特別委員会
水害対策特別委員会
冷害凶作対策特別委員会
網紀粛正に関する調査特別委員会
決議・意見書……39
請願・陳情……17

會合

八大都道府県議会事務協議会……71

資料

第十八臨時国会の展望……72
地方制度調査会の答申に対する六団体等の意見……74
地方制度調査会答申に対する意見……80
―地方自治確立国会議員連盟―
陳情の取扱等についての閣議了解事項……82
選挙制度調査会の答申……82
奄美群島の復帰……84
第三回定例道議会の議決を経た条例公布調……86
第二次補正予算に伴う修正地方財政計画……88
昭和二十八年度十一月末道税収入状況調……90
平衡交付金増額分七十億円を配分……91
主要地方道本決り……92
本年産米の推定実収高……94
現行法及び地方制度調査会案並びに税制調査会案による収入見込額比較表……96
税制調査会答申案に基く財源異動調……98
昭和二十八年度北海道費歳入歳出予算現計表（附予算内訳調）……100

雑録

地方行政疑義問答集……109
報道から拾う……112
愛媛県議会答弁書を提出
愛媛県副知事問題解決
広島市公安条例は合憲
皇居前広場使用不許可処分取消請求事件上告棄却
濃地買収価格問題に終止符
被解雇者の事業所立入り禁止仮処分の申請は妥当
ピケラインは非合法
二十九米穀年度の需給計画決る
続、李ライン問題（四回）

図書室便り

……118

十二月のメモ

表紙寫真

吹雪の中の子ら

北海道議会事務局撮影

新保議員逝去

議員新保福治君は、十二月二十二日急逝されたが翌二十三日開会中の道議会本会議において、蒔田議員（協）より追悼演説が行われた。

故新保福治氏

追悼演説

私は同僚議員新保福治君の逝去に対しまして、つつしんで哀悼の辞を述べたいと存ずるものであります。

私どもの同僚として、多年道政のため尽瘁せられました新保君は、昨二十二日病急にあらたまり、忽然として逝去せられたのであります。

同君は、大正七年多度志村長に就任せられて以来、苫小牧町助役、苫前村長、同町長を歴任せられ、本道自治体の進展のために、三十年の長きにわたつて尽力せられたのでありますが、昭和二十六年衆望をになつて道議会議員に当選、公正クラブに所属せられ、土木、建築、労働各常任委員として、本道開発のため尽瘁され、また、その円満なる人格と、卓抜せる識見とは本年第二回定例会におきまする予算特別委員長として、議会の運営に輝かしい業績を残されたのであります。

今や本道の総合開発も、いよいよその緒につき、異数の政治的才幹を有する新保君の活躍を期待いたしたのでありますが、遂に病あらたまつて長逝せられましたことは、まことに痛惜哀悼にたえないところであります。

ここにつつしんで、新保君の御冥福を祈り、一言もつて、追悼の言にかえる次第であります。

第二回臨時道議會

第二回臨時道議会は十二月二日招集され、同日開会、付議案件は冷害対策関係予算を主とするいわゆる救農道議会で、いずれも原案通り可決の上、同四日閉会した。

本会議

第二回臨時道議會に知事から提出のあつた案件

議案

提出月日	番號	件名	議事經過
一二、二	一	昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加予算	一二、四希望条件付原案可決
同	二	昭和二十八年度北海道自転車競技費歳出更正予算	一二、四原案可決
同	三	昭和二十八年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同
同	四	第五一五回北海道起債に関する件	同
同	五	第五一六回北海道起債に関する件	同
同	六	第五一七回北海道起債に関する件	同
同	七	第五一八回北海道起債に関する件	同
同	八	第五一九回北海道起債に関する件	同
同	九	北海道起債議決変更の件	同
同	一〇	一時借入金に関する議決変更の件	同
同	一一	一時借入金に関する議決変更の件	同
同	一二	昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の件	同

○十二月二日 午後二時十二分、蒔田議長第二回臨時道議会の開会を宣し、引続き開議、署名議員の指名、諸般の報告の後、宮本冷害凶作対策特別委員長（協）より、同委員会における調査の経過及び結果について報告があり、ついで日程に入り、**日程第一議案第一號乃至第十二號**を一括議題に供し、知事の説明聴取（予め時間延長）、西村議員（社左）より、議案第一号乃至第十二号の冷害対策諸案件は緊急審議を要するので、本会議における質疑は省略し、十七名をもつて構成する予算特別委員会に一括付託されたい旨の動議提出、賛成あつて動議成立これを諮つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定議案は一括同委員会に付託された。

天谷平信（協）　池田信孝（協）
岡田千代蔵（社右）　平野栄次（自）
時田政次郎（社右）　吉田定次郎（改）
佐藤初吉（改）　沖野政雄（公）
田呂善作（改）　朝日昇（改）
福島新太郎（自）　坂東浩一（自）
旭佳明（自）　三沢正男（社左）
岡林歡喜（社左）　原田伊弁八（自）
和平千治（労）

次に明三日は休会について諮り異議なくそのことに決し、午後五時、散会。

冷害凶作對策特別委員長報告

私は、冷害凶作対策特別委員会における調査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

本委員会は去る九月二十一日の第三回定例会におきまして設置され、同日正副委員長の互選が行われ、引続き、福島県における東北七県・北海道冷害対策協議会及び供米割当問題について、委員の派遣を決定し、翌二十二日及び二十三日委員会を続行し、本委員会運営方針の協議、農作物の作況及び冷害に対し、道のとつた措置並びに対策について説明を聽取いたしたのであります。

その結果、本委員会はその使命にかんがみ、運営方針として

(一) 冷害凶作に対する国の対策の樹立を推進することを重点として運営する。

(二) 冷害凶作に対する道の対策及び措置について調査並びに関係団体の陳情等を聽取し、対策を樹立するものとし、この間関係常任委員会の調査と競合を避けるものとする。

(三) 折衝等により決定した対策事項は、これを所管常任委員会に移し、その実施の推進をはかる。

という三点を申し合せ、爾来、本委員会を開くこと七回、三次にわたる中央折衝を重ねた次第であります。

今次の冷害は、その地域広大、被害の激甚、さらに、時期的には収穫期を目前に控え、供米問題に関連する等、まことに憂慮される事態におかれたのであり、本委員会としては道と密接なる連絡のもとに、中央より派遣された衆・参両院の農林委員、各政党冷害対策本部の議員等に対し、被害地調査の際、道選出衆・参両院議員とも、緊密に連絡をとり、冷害の実態の認識と、これに対する対策の要望等に遺憾なきを期した次第であります。

また、上京委員は議長と共に、副総理、官房長官、官房副長官、大蔵、農林、建設、通産、厚生、労働、文部、運輸、開発庁、自治庁等の政府当局、衆・参両院議長及び両院農林委員会等の国会当局、自由党幹事長、同総務会長、同冷害対策委員長、改進党幹事長等の政党幹部に対し、先に本議会において決議されました冷害凶作対策実施要望に関する意見書の趣旨並びに知事、議長連名をもつて提出の昭和二十八年度冷害凶作の救済に関する要望書の趣旨に基き、反覆陳情要望を行つた次第であります。

特に十月二十九日に至り、本道選出国会議員による議員連盟の結成を願い、冷害対策重点要望、すなわち

第一に、冷害対策予算の配分については

(一) 冷害の実態に即し、被害の深刻度に応ずることを基本とし、比重をつけること。

(二) 本道においては水稲冷害のみならず、畑作についても十分考慮すること。

(三) 開拓地における被害はきわめて深刻なるものがあるので特に考慮すること。

第二に、公共事業対策については

(一) 冷害対策予算の土地改良事業費補助率の引上げ。

(二) 開拓地開墾事業費補助の増額。

(三) 開拓地の救農工事として、開墾農道砂利敷工事の全額国庫負担による施行。

(四) 本道について特例を設け、市町村地域を対象単位とせず、地区単位とするか あるいは、一市町村当の事業量を拡大しての臨時救農施設の実施。

(五) 土地改良、開墾事業以外の救農土木事業として、砂利敷補修事業等の実施。

第三に、非公共事業対策としては

(一) 種籾及び雜穀種子購入費に対し補助するとともに、補助単価の引上げ。

(二) 温床苗代の設置費に対する補助金の交付。

第四に、財政措置としては

(一) 五分作未満の被害戸数は全国の四九%にも及び、これが負担の道、市町村財政に及ぼす影響はきわめて深刻で、他府県の比でないので、冷害関係公共事業その他補助事業に対する地方負担分の起債の配分については特例を設けること。

(二) 道、市町村救農単独事業に対する起債の確保。

(三) 冷害による歳入欠陥に対し、特別平衡交付金による完全補塡を行うこと。

第五に、金融措置としては

(一) 冷害による減収三割以上の農家に対し、経営資金を融資すること。

(二) 冷害により土地改良区の運営資金の融資及び利子補給を行うこと。

第六に、冷害凶作地において救済を必要とする兒童・生徒に対し、全額国庫負担により学校給食を実施すること等、それぞれ各省に対し猛烈な運動を展開いたした次第であります。

この間、特別立法の制定、対策予算の増額等については、一道十九県にて構成する冷害凶作対策道県協議会及び一道北部七県冷害凶作対策協議会とも連繋し、国会政府に対し、政治力を結集し、急速なる措置を要望いたした次第であります。

また、北海道開発審議会においては、冷害被害の甚大なるにかんがみ、緊急審議

会を開催し、救農土木費枠の拡大、その他冷害対策の急速実施を要請されたのであります。

政府においては、冷害対策予算として

農林省関係	四十億円
建設省関係	十億円
厚生及び労働省関係	十億円
その他種籾、転落農家に対する飯米補助等、主として	
農林省関係	十億円
合計	七十億円

を計上、十月二十九日開会の救農臨時国会に提案したのでありますが、衆・参両院の農林委員会は

救農公共事業	五十三億円
一般公共事業	五十七億円
合計	百十億円

を要望し

また、改進党においては総額百二十億円を要望し、その間政治的折衝が行われました結果、政府は三党協定の線に従い、総額百十五億七百九十二万九千円に修正提案、十一月七日成立をみ、合せて冷害農家救済特別立法として、冷害等による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法、農林漁業金融公庫法の一部を改正する特別措置法、冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特別措置法がそれぞれ制定されたほか、冷害の地域について、共済金に対する所得税の非課税、地方公共団体の起債の特例、国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に対す特例、失業対策事業に対する特例、母子福祉資金の貸付に対する特例等、五つの特別法案について継続審議が行われている次第であります。

冷害対策費の各都道県配分については、中央の予算編成の過程におきまして、本道の特殊事情を強調し、従前の公共事業費のごとく、府県とは別枠として計上されたい旨を要望いたしたのでありますが、その結果、報告書に添付の通り、公共事業費的性格のものにつきましては、内地、本道間の配分及び本道の実施計画について、農林、建設両大臣は、開発庁長官及び大蔵大臣に協議することに十月二十九日閣議決定がなされたのであります。

しかして、十一月十日冷害地緊急救農対策要綱が閣議決定され、これに基き、逐次各省の予算が実行に移された次第でありまして、その詳細なる資料は報告書に添付いたした通りであります。

農林省が十月二十一日の第一次配分にあたつての配分基準は三割以上の水稲減収、市町村の減収量に六〇%。

雑穀減収量を米石に換算して五%、裏作利用度、あるいは耕地面積に対する水稲依存度を計算し、単作率として一〇%。

三割以上の被害面積に五%。

三割以上の被害農家戸数に二〇%。

のウエイトをつけ、各都道県別に総合指数をつくり、これをもつて各事業費の配分を決定した模様でありますが、これらの配分に関しては、先に決定した開発庁及び大蔵省に協議すべき旨の閣議決定が無視されたものとして、開発庁においては厳重関係当局に抗議するところがあつた次第であります。

また、本道の畑作地帯の被害が百三十億円に達している実情が、予算配分においてわずか五%より考慮されていないことは、その後における早期降雪に伴う農作物収穫未了の実態とも照し合せ、第一次配分後の保留予算により、これを是正されるよう要望している次第であります。

今次冷害対策国費予算は、総額百十五億七百九十二万九千円であつて、第一次配分として、本道の外一都十九県に割当てられましたが、本道に割当てられたものは十一億五千七百四十四万六千円でありまして、そのうち、冷害対策の枢軸をなす救農土木費五十億円中、都道県第一次配分は四十二億四千九百六十五万二千円、そのうち本道分は九億四千七十二万八千円でありまして、これを全国比率上から見ると、本道には二二・一%が配分されたこととなり、本道以外の主要県の配分率は

福島県	一一・五%
長野県	一〇・一%
岩手県	七・一%
青森県	六・八%
茨城県	五・七%

等となつているのであります。

各事業別第一次配分については、お手元に配付の報告書の通りでありますが、未配分のもののうち、特に重要と認められるもの、または今後の折衝に待つべきものとして主なるものをあげますと

第一に、種籾及び雑穀馬鈴薯種子確保については農林省予算四億二千五百五十万二千円でありまして、種籾に対する補助は石当り一般千六百八十五円、開拓者千九

百五十円と決定されておりますが、本道に対する配分は未定であり、かつ、これが政府買上げ価格の引上げを要望しているのであります。

第二に、水稲健苗育成については、農林省予算五億二千万円でありまして、これに対し、本道は

温床苗代	三百五十万坪	三億百万円
保温折衷苗代	百二十万坪	四千三百二十万円
計		三億四千四百二十万円

の補助を要望しているのでありますが、目下のところ一億三千万円程度の見通しを得ており、なお、今後の折衝を必要と認められるのであります。

第三に、冷害農家に対する融資については、冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法が制定され、総額二百二十億円が融資されることになり、本道としては六十三億円を要望いたしたのでありますが、農林省においては、第一次春耕期までの分として、全国に百十億円を融資し、本道に対しては十九億千四百万円の配分が決定したのでありまして、本資金の融資については、今後の推移によりさらに配分要求の必要も予想されるのであります。

第五に、冷害関係公共事業、その他補助事業に対する道、市町村負担分並びに道、市町村単独事業費の財源としての起債の獲得、冷害による道、市町村の歳入欠陥に対する特別平衡交付金増額の問題は、今後なお折衝を要するものと認められる次第であります。

本委員会といたしましては、以上の折衝経過及び現状にかんがみ、十一月二十五日の委員会において

(一) 国費予算及びこれに伴う特別措置法の決定した事項について、道費負担及び補償等を必要とするものについては、その措置を講じ、すみやかに事業の実施をはかること。

(二) 被災農家に現金収入の道を得させ、その生活安定を期するため、道の単独事業として、馬橇客土、砂利採取、道路の砂利敷事業等適切な事業をすみやかに実施すること。

(三) 被災農家の再生産を可能ならしめるため、道費による上置き及び補償を行い、種子、資材、営農資金等の確保をはかること。

(四) 冷害の経験にかんがみ、特に試験研究機関の整備充実をはかるとともに、技術指導の徹底を期し、恒久的対策の万全を期すること。

等諸対策を急速に実施し、本年の冷害対策上万遺憾なきを期する必要を認めている次第であります。

なお、今後の冷害対策については、若干の点にわたり、中央折衝の必要を認めますが、主として、事業実施面にわたる問題であり、専門的見地に立つて、関係常任委員会の活動に待つのがより効果的であり、また、適切なる措置と考えますので、本委員会の冷害対策に関する調査は、今次臨時議会をもつて終了すべきこととされた次第であります。

以上は本委員会が設置されてより現在までの経過及び結果でありますが、この間において、道選出衆・参両院議員及び道議会関係常任委員各位、道及び農業団体等各機関の諸氏並びに本対策の重責を双肩に、終始熱誠をもつて事に当られました対策委員の各位に対し、衷心敬意と感謝の意を表し、合せて、冷害凶作対策の実施により、被害農家の救済が一日もすみやかに達成されんことを祈念して、私の報告を終ります。

知事説明要旨

今次救農臨時道議会開催に当り冷害対策予算案その他の案件の説明に先立つて、冷害凶作による被害の状況及び現在までに採られた措置の概要と、冷害に対する私の考え方について御報告、御説明を申し述べたいと存じます。

御承知のとおり、本年の異常気象により、道内殆んどの市町村は、六月及び七月の大水害の被害を受け更に冷害凶作に見舞われるに至りまして、全く近年その例を見ない困難な事態に直面いたしたのであります。私は、積雪期、越年期を迎えて冷害農民の深刻なる苦悩を想いますとき誠に憂慮に堪えないものがあるのであります。

本年度における本道の気象状況は、四月以来極めて不順の裡に終始し、特に五月の中、下旬における強度の降霜と、六、七月における低温冷雨に続く前後三回に亘る大水害によつて、各農作物は甚大な障害を受け、更に八月以降の継続的低温によつてその生育が著るしく遅延したのであります。

そのため、全道的に水稲、雑穀とも、収穫激減の現状で、昭和六、七年及び同十八年の大凶作にも比すべき冷害凶作を招来したのであり、本道農家経済は、誠に深刻な状況に立至つたのであります。

道と致しましては、今春以来この気候不順に対しては、凶作の事態招来を早くから予想し、農村の指導機関を通じて、絶えずこれに対処する指導に努めて参りましたが、打続く気象的災害により凶作の様相が明確になつて参りましたので、諸般の対策の樹立推進に万全を期するため、特に冷害対策本部を設置し、又中央諸機関と

の連絡接衝を行うため、東京事務所に冷害対策東京本部を設置して遺憾なきを期した次第でありますが、一方道議会においても冷害対策特別委員会を設置されることになりましたので、私は爾来今日まで緊密一体的な連携をもつて中央に対して強力に運動の展開を続けて参つた次第であります。

この間、中央よりは大野木国務大臣始め、衆参両院、農林委員及び各政党の冷害対策議員一行の引続く来道視察があつたことは御承知のとおりでありまして、道としては、この際冷害凶作の状況を実地に卒直に披瀝し、冷害農民の窮状打開を強く要請したのであります。

又一方全国知事会においても一都一道十九県をもつて冷害凶作対策道県協議会が発足し、道と致しましてはこれと連繋しつつ積極的な要望を続けてまいつた次第であります。

十月三十日救農臨時国会の開会が決定されるに従い逐次予算措置及び対策要領が具体化されるようになつてまいりましたので、私はここにおいても議会議長を始め冷害対策特別委員会の各位と一体となつて対策予算等の増額と、本年度国家既定予算の削減を本道分につき最小限に止めるべく、道選出国会議員各位と緊密な連繋を保ち、政府並びに国会に強力に折衝を続けてまいつた次第でございます。

しかしながら御承知のとおり冷害対策予算はその後多くの曲折を経て百十五億円の決定を見て両院を通過し、十一月七日成立したのであります。

なお、また営農資金についても政府原案百五十億円が二百二十億円に増額決定された次第であります。

冷害対策予算の国会成立に引続き十一月十日冷害凶作対策要綱が閣議で、次いで十三日本要綱に基く農林省の実施要領が省議でそれぞれ決定され、去る二十一日には冷害対策予算の内農林省、建設省関係第一次分として一部保留を除き、各都道県別配分が行われた次第でありますが、そのうち本道分については既に御承知のとおり

農林省関係分	九億五千八百六万一千円
建設省関係分	一億九千九百三十八万五千円

の決定を見たのであります

私が今回本臨時救農道議会を招集いたしました所以は、厳寒期を迎え凶作に瀕む農家の方々の生活安定と農業再生産資材の確保を図るため、

第一には国庫支出金に伴う事業執行についての予算措置と

第二にはこれが不足分に対して道としてなし得る独自の予算措置をすると共に、なお又本議会をして北方農業の確立促進の契機たらしめると共に、既に澎湃として起りつつある農民の農業経営合理化への自主的活動を可能な限り推進いたしたいと考えたからであります。

既に御承知のとおり、今次冷害凶作は二十一都道県という広汎な地域に及んだのでありまして、これは、昨年度全国産米六千六百万石に対し、一千二百万石の減収という事実となつて現われて参つたのであり、本道の減収も又極めて大であつたことは申すまでもないのであります。

もしこのような冷害が十年以前に来襲があつたとしたならば嘗つて見ざる深刻な状況に立至つたであろうと思うのであります。冷害型であろうことが強く指摘されたのでありますが、私はこれらを考え見まするときに本道の如き北方寒冷地帯における冷害恒久対策樹立は現下緊要不可欠の要請であり、これこそが北海道農業確立の根幹そのものであると確信している次第であります。

農業確立の基本的原則は農業経営の合理化と農家経済の安定特に農家生活の合理化という二点に要約できると常に考えているのでありまして、この二点の充実が本道農業の確立であり、又冷害克服対策であると信じているのであります。本年の冷害体験を通じて農民及び農業団体の一部に「冷害恐るるに足らず」とし、北方農業確立への力強い運動の展開が起りつつあります。私はこの際農家個々の自主的な冷害克服計画の樹立と相俟つて、国の実施すべき事項は強力に中央に働きかけ、又道として行うべきものは積極的に推進して自主的にして、しかも堅実真摯な冷害克服運動に対して今道議会を契機として積極的な協力を致したい所存であります。

議員各位の何分の御協力をお願い致したいと存ずる次第であります。

さて今回提出いたしました予算案についてでありますが、措置いたしました予算の総額は

普通会計	十六億二千三百五十万円
特別会計	三百万円
合計	十六億二千六百五十万円

でありまして、以下普通会計の歳出の主なものから順次申上げたいと存じます。

第一は救農土木費等の国庫支出金の裏付けを伴う事業費についてでありますが

先ず土地改良関係といたしましては、

道営灌漑排水事業費	七千六百三十六万円
道営温水溜池事業費	六千六百万円
耕地災害復旧費	六百四万円

を見込みました外、所謂小規模土地改良事業費として取上げられました

団体営灌漑排水事業費補助	三千六百九十万円
団体営暗渠排水事業費補助	七千一百四十万円
団体営馬鈴薯土事業費補助	五千六百二十九万円
団体営区劃整理事業費補助	五百万円
団体営農道事業費補助	七百万円

これらの事業に伴う事務費

を計上いたしました。

次に開拓関係といたしましては、

開墾作業費補助	五千五百四十三万円
国の委託による代行開拓建設事業費	一億七千五百八十七万円
開拓建設附帯工事費	四百四十万円

を計上いたしております。この外

道路改良費	七千九百四十万円
治山事業費	六百一万円
林道施設費	二千四百七十六万円
漁港修築費	一千三百十万円

を見込んでおりますが、これらの事業によつては吸収或は救済し得ないことを補完するため特に小地域の被災農家を対象としての土地改良、農道或は牧野改良等事業内容に弾力性を持つ臨時救農施設費　二億三千四百万円を計上しておるのであります。

なお災害土木復旧費　八千八十五万円を計上いたしておりますが、これは本年融雪災害その他現年度災害中これまでに国庫補助の確定をみました事業費三千八百八十五万円、並びに道単独施行を要する事業費四千二百万円でありまして、これが事業の実施については被災農家労力を吸収施行することと致したいと存ずる次第であります。

第二は、公共事業以外の補助事業についてその主なものを申上げますと、

水稲温冷床苗代設置費補助	一億八十万円
水稲保温折衷苗代設置費補助	三千一万円
水稲病害虫防除費並びに防除器具購入費補助	四千一万円
種籾購入費補助	二千三百九十四万円
大小豆、菜豆、とうもろこし等雑穀種子購入費補助	二千八百六十九万円
開拓者に対する種籾、雑穀等の種子購入費補助	一千二百九十三万円
麦作改善共勵会費	百七十六万円
製パン、製麺等食糧改善対策費	一千八十三万円
冷害試験地の設置並びに気象観測施設の整備費	百七十一万円
赤クロバー飼料用とうもろこし等飼料作物種子の確保費補助	六百十三万円
製炭用築窯施設費	一千七百九十三万円

等を計上いたしたのでありますが、右の外「昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」により冷害金融対策費として五千百八十四万円を見込んでおりますが、このうち五千百四万円は、本金融に伴う本年度の利子補給に要する経費でありまして、これに関連して別案をもつて、「昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の件」を提案いたしております。以下その要点を御説明申上げます。

御承知のとおりこの金融措置は冷害被災農家の再生産に支障なからしめるため種苗、肥料、飼料等資材の購入並びに副業、家畜維持等の営農資金の融通促進にあるのでありまして、総額二百二十億円中第一次の本道配分額は十九億一千四百万円と相成つておるのでありまして、内一般農家分、十六億六千四百万円については、農林中央金庫より北海道信用農業協同組合連合会を通じ、又、開拓農家分二億五千万円については、同じく農林中金より北海道開拓農業協同組合連合会を通じて、夫々単位組合経由、末端に流れることとなつておりますが、この融資については、いずれの場合も四割に相当する額の損失補償を行うこととし、又、向後五ヵ年間の利子補給がなされることとなつておるのであります。

尚、法の定めるところにより損失補償金については、道の補償金支出額に対し、二分の一、利子補給については、年五分五厘相当額の国庫補助が交付されることとなつておるのであります。

第三には、今回の冷害に対処するための道独自の事業についてであります。

先ず農作物冷害対策費において

種籾出荷奨勵補助金	三千五百十一万円

を見込んでおりますが、これは明春の作付に要する種籾の不足数量四万二千俵の確保のため一俵につき八百三十六円の奨勵金を交付しようとするものであります。

次に先にも觸れたところでありますが、国庫補助事業において救済し得ないものを補足するための道単独の事業といたしましては砂利採取及び砂利販等労力費を主

休とする事業を施行することとし

道路局部改良費　一億五千万円

開拓地農道補修費　二千万円

を計上いたしました外市町村の行うこれらの事業をも勘案し

市町村道路改良費補助　一千五百万円

を見込みました。又

救農土地改良事業費　五千万円

は、国庫助成の対象となり得ない小地区の土地改良を取上げることとし

灌漑排水事業費　五百万円

暗渠排水事業費　一千五百万円

馬鹿客土事業費　三千万円

を実施することといたしだ次第であります。

なおこれまで申述べました諸種の救済措置を講ずることといたしましたが、なおこれらによつてその目途を達成し得ない特殊の場合を勘案し、現地の実情に応じ特別の助成を行う必要のあることを考慮し、

救農特殊対策費　二百五十万円

を計上いたした次第であります。

以上の外、道及び農業指導団体一体となつて農業技術指導の徹底並びに農民の自力復興意欲を振起する等今次冷害に対処するための経費　三百十三万円

冷害諸般の施策の円滑なる遂行をはかりますための　対策諸費三百八十二万円を計上いたしております。

申すまでもなく本予算の速かなる執行と効率的使用についてその万全を期しますことは勿論でありますが、特に配分に当つては周到なる調査に基いて慎重なる検討をとげ、冷害地相互間の均てんについて遺憾のないようにいたしたい所存であります。

以上は歳出についてその概要を申上げたのでありますが、これに見合う歳入といたしましては

地方財政平衡交付金　七千二百万円

国庫支出金　十一億四千二百三十五万円

分担金及び負担金　四千九百三十万円

公営企業及び財産収入　八百万円

寄附金　二千三百九十四万円

雑収入　九十一万円

道債　三億二千七百万円

合計　十六億二千三百五十万円

を見込み収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計について申し上げます。

先ず道有林野事業費会計において　三百万円を追加いたしましたのは、冷害対策事業として林道補修を実施しようとするものでありまして、これが財源としては前年度繰越金を見込みました。

次に道営自転車競技費会計につきましては、本年度の収益金を更に八百万円普通会計に繰出し、冷害対策のための財源としようとするものであります。

以上は提出案件の主なものについてその概要を申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に応じ、私又は参與員から御答弁申し上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上適当なる御議決あらんことを切望いたします。

○十二月四日　午後二時四十分開議、予め時間延長、諸般の報告の後、**日程第一、議案第一號乃至第十二號**を一括議題に供し、三沢予算特別委員長（社左）より、同委員会における審査の経過並びに結果について報告、議案第一号は希望条件付原案可決、その他はいずれも原案可決に決した。

次に宮津水害対策特別委員長（自）より同委員会における調査の経過並びに結果について報告の後、八月二十二日議決の水害対策調査並びに九月二十一日議決の冷害凶作対策調査は、いずれも本日をもつて終了のことについて諮り、異議なくそのことに決した。

次に**日程第二、開會中請願、陳情繼續審査の件**を議題とし、本件は冷害関係のものであり、一昨日関係常任委員会に付託したものでいずれも閉会中継続審査に決し、午後三時四分閉会。

豫算特別委員長報告

私は過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに委員会の経過並びに結果の概要につきまして御報告申し上げます。

本委員会は去る二日に設置せられ、ただちに正副委員長の互選を行い、さらに、委員会の運営を円滑ならしめるため、各党より一名の理事を選任いたしまして、昨日及び本日の二日間の短時日ではありましたが、委員各位の異常な御努力により、慎重審議の結果、ここに満場一致の結論を得た次第であります。

御承知の通り、本年の異常気象により、道内ほとんどの市町村は、六月及び七月の大水害に被災し、さらに、これに引続いての冷害凶作に遭遇し、まつたく近年にその例を見ない困難な事態に直面いたしたのでありまして、積雪期、越年期を迎えての被害農民の苦悩は、まことに深刻なるものがあり、御同情にたえないところであります。

従いまして、被害農民が、国及び道の救済措置を待望することまことに切なるものがあるのでありまして、一刻も早く、これが救済の措置を講じ、もつて、被害農民の切望にこたえるべく、委員各位はあらゆる角度より論議を進めたのであります。

いま、本委員会審議の跡を顧みまするに、今次提案になりました冷害予算は、普通、特別両会計を合せまして、総額十六億二千六百五十余万円であり、これに見合う財源といたしましては、国庫支出金十一億四千二百三十余万円、道債三億二千七百万円を初め、平衡交付金、雑収入、その他をもつて充当し、救農土木事業として、道路補修、土地改良、開墾建設事業等の実施を初め、再生産に必須の種苗、肥料、飼料、資材の購入費に対する補助及び融資等の措置をなし、被害農家を救済せんとするものでありますが、これに対し、本委員会におきましては、昨三日終日質疑を行つたのであります。

その要点を申し上げますと、救農予算配分の適正化と、これに関連する畑作地帯の窮状打開策、水稲温冷床設置費補助の交付年度の問題、開拓農協の強化指導対策、各土地改良区における賦課金の減収に伴う歳入欠陥補塡対策、小規模土地改良事業費の増額措置、冷害国費予算第二次配分の見通し、信用力薄弱な単協に対する融資対策、供米割当の適正化と減額補正の問題、被害農家に対する国及び道有林よりの薪炭材払下げ問題、道路改良費の増額問題、被害農家に対する食生活の改善並びに凶作地帯における学童給食対策、救農諸工事の効率的実施方策、北方農業確立対策としての冷害恒久対策の具体的方針並びに農業試験場の拡充強化方策、水害の根本的防止策としての科学的研究機関の設置問題でありまして、これらの質疑を通じ、本対策予算の執行及び今後理事者の善処すべき諸点が指摘された次第であります。

本委員会といたしまして、本日付託議案の取扱いを協議いたしました結果、これらの論議を通じ、理事者の善処を要望する諸点につきまして、議案第一号に次の希望条件を付し、原案可決とすることに満場一致決したのであります。

すなわち希望条件として

一、本道畑作農家の窮状にかんがみ、救済対策が均霑するよう、今後中央に対し強力に折衝し、必要な対策についてすみやかに予算化をはかること。

二、冷害に対する恒久対策として、先に本議会が勧告した農業試験場整備拡充計画をすみやかに実施すること。

三、営農資金の割当及び本対策予算の実施にあたつては、実情に即し、厳に適正なる配分をなすこと。

次に、議案第二号乃至第十二号は、いずれも議案第一号に附帯するもの、または一時借入金の限度額引上げの議案でありまして、いずれも適当と認め、満場一致、原案の通り可決いたしたのであります。

以上、本委員会付託の議案審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

水害對策特別委員長報告

私は去る八月設置せられました水害対策特別委員会の第三回定例道議会における中間報告後におきまする調査経過並びに結果について御報告申し上げます。

七、八月の水害対策費につきましては、御承知の通り、すでに去る第三回定例会において、緊急対策を要する部面について八億三千百十万円が予算化されたほか、公共事業つなぎ資金二億二千万円、農業資金つなぎ資金二億円の決定をみ、一応対策がその緒についたのでありますが、水害特別諸法律の適用地域指定復旧予算の枠拡大による本道被害地の早期復旧の達成等を期するため、中央折衝を必要とする情勢にあつた次第であります。従いまして、第三回定例会後、本委員会はこれら中央情勢ともにらみ合せ、適宜委員会を開き、あるいは委員を中央に派遣して、本道の要望達成に努力したのであります。

すなわち委員会は九月二十八日以降五回にわたつて会議を開き、その都度、中央情勢を検討協議し、対策の推進をはかるため、二次にわたり委員を中央に派遣、折衝を重ねたのでありまして、第一次折衝委員は十月十日より十九日まで、水害特別措置法の適用地域指定について、衆・参両院水害対策特別委員会並びに同委員で調査に来道された各委員に、本道の被害地域が指定されるよう要望し、第二次折衝委員は、救農臨時国会を機に、十月二十九日より十一月十二日まで、道選出国会議員、連盟とも打合せ、開発庁、衆・参両院水害対策委員会並びに衆議院水産委員会に対

し、主として地域指定とこれに伴う予算枠拡大について道の要望実現方要請を行つた次第であります。

この間の中央情勢の推移を申し上げますと、政府においては、八月十日第十六国会におきまして成立した二十四の水害特別措置法の適用地域指定につきましては、個々の法律別に地域指定案を作成し、これを両院水害対策特別委員会に示したのでありますが、両院特別委員会は先に同委員会が決定した指定基準を曲げることができないとして拒否したため、十月十日より十五日に至る間、政府側緒方副総理、小笠原藏相等と両院水害地緊急対策特別委員会との間において、連日折衝が行われ、ようやく十五日に至り、衆議院特別委員会におきまして、別にお手元に配付の報告書に添付の通り、「水害地緊急対策諸法律の適用基準」を政府に申入れ、政府においても、この基準に従つて地域指定の政令を制定することを確約するに至つたのであります。

この基準に従えば、第二項の都道県単位の指定は、公共事業復旧費が昭和二十八年度標準税収入を越える都道府県とされ、本道は該当しないのでありますが、市町村の指定については、第二項第一号によつて、公共事業復旧費が当該市町村の昭和二十八年度標準税収入を越える市町村及び同じく第二号によつて、災害救助法に基く救助費の支出額が当該市町村の昭和二十八年度標準税収入の百分の一を超える市町村は水害特別措置二十四法律の全部が適用されることとなり、道の被害調査に基き該当市町村を一応算定して見ますと、三十二市町村が指定されることとなるわけであります。

また、同じく第三号によつて、農林水産物の減収が通常生ずべき収入の三割を越える被害戸数が全農林漁家戸数の一割を越え、または三割以上の減収被害耕地面積の合計が百町歩を越える市町村。

同じく第四号によつて、農地及び農業用施設の復旧費をその区域内で被害を受けた関係戸数で除した額が三万円を越える市町村。

同じく第五号によつて、林道の復旧費をその区域内で被害を受けた林道の総延長のメートル数で除した額が三百円を越える市町村。

同じく第六号によつて、漁場並びに漁業用施設の復旧費を被害漁家戸数で除した額が三万円を越える市町村がそれぞれ指定されることとなり、

さらに、土地改良区の指定については、第三項によつて、土地改良区の用排水路及び施設の災害復旧費の総額が土地改良区標準賦課金の総額を越える土地改良区が指定されることとなるのでありますが、これら第二項第三号乃至第六号のいづれかの一に該当する市町村及び第三項の土地改良区に対しては、農林漁業関係の特別措置法が全部適用されることとなつておりまして、道の被害調査に基き、一応該当市町村を算定して見ますと、百七市町村が指定されることとなるわけであります。

これを要するに、水害対策特別諸法律の適用地域指定について、衆議院特別委員会と政府との間に確約された指定基準に基き、道の被害調査による被害程度を各省が認める場合におきましては、比較的被害の大なる市町村については、その大部分が指定される結果となるのでありますが、各省は地域指定にあたつて、厳重に査定する態度を示しておりまして、たとえば、水産関係被害より貝藻類の被害を除外する等のこともありますので、今後事務的に被害程度、所要復旧費等に関し、十分資料をまとめるとともに、本道の特殊事情を訴え、要望の実現を期する必要があると存じます。

なお、現在まで公布をみた水害特別措置法の地域指定に関する政令は三件でありまして、このうち、自転車競技法の特例に関する法律施行令により、本道は指定を受け、法の施行後に開催された競輪の一回分の納付金二百八十六万二千八百円は納付を要しないこととなつたのであります。

次に、水害対策予算及び融資についてでありますが、今次水害対策国費予算の基本となつた全国の復旧費要求総額は一千七百九十八億円でありまして、そのうち二百三十三億円が査定され、一千五百六十五億円が復旧所要額と決定、これを昭和二十八年度以降三箇年計画をもつて三・五・二の比率により実施することとなつたのであります。

従いまして、初年度分は四百六十九億円となるのでありますが、第十七臨時国会で予算補正の措置を講じたのは、そのうち三百億円についてであり、残りは資金運用部資金を融資し、これに対しては年度末までの利子補給、又は利子免除等の措置を講ずることとして、十一月七日に補正予算は成立したのであります。

本道に対する水害対策予算の配分は、公共事業費中一部査定を了したものもありますが、本年度割当額未定及び地域指定の政令未公布のため、正式内示は大部分はいまだなされていない状況であります。

また、道関係に対する産業融資については、先に二億円のつなぎ資金の割当を受けましたが、農業一億三千二百万円、水産六千百万円、林業六百万円、計一億九千九百万円の本融資が決定され、その事務手続が取運ばれているのであります。

以上のような次第でありまして、今後の対策について、十一月十七日の委員会において協議いたしました結果、今後なお水害特別諸法律の適用地域指定並びにこれ

に伴う予算の配分等が残つておりますが、一応いずれも基本方針は決定されているのでありまして、今後の折衝は、専門的な見地に立つて、関係常任委員会の活動に待つ方が、より効果的であり、また適切な措置と考えられますので、本委員会の水害対策に関する調査は、これをもつて終了すべきこととされた次第であります。

以上は、第三回定例会以後におきまする本委員会の調査の経過及び結果でありますが、この機会に、水害地視察に来道の衆議院水害地緊急対策特別委員田淵、伊瀬、田中、原、各代議士及び道選出国会議員並びに道議会関係常任委員各位の格別なる御協力、御支援に対しまして、衷心より感謝の意を表するとともに、本対策の推進に終始真剣なる努力を払われた特別委員各位並びに道当局関係各位に対し、深甚なる謝意と敬意を表しまして、私の報告を終ります。

請願、陳情

第二回臨時道議会において、各常任委員會に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおりである。

請願

文書番號表	件名	請願者	付託委員會	審査の結果
242	冷害による救農対策の件	下川町長　外四名	農務	継続審査
243	道単独救農土木工事施行の件	網走支庁管内町村会長　外四名	土木	同

陳情

文書番號表	件名	請願者	付託委員會	審査の結果
415	冷害による町村財政対策の件	石狩支庁管内町村会長　外一名	総務	継続審査
416	冷害による町村財政対策の件	南尻別村長	同	同
417	冷害罹災農家に対し税の減免の件	美唄市長　外二名	同	同
418	冷害に伴う農業所得税の減免措置の件	広尾町長　外七名	同	同
419	冷害による救農対策の件	石狩支庁管内町村会長　外一名	農務	同
420	冷害による救農対策の件	南尻別村長	同	同
421	冷害による救農対策の件	広尾町長　外七名	同	同
422	冷害による救農対策の件	美唄市長　外二名	同	同
423	冷害対策資金融資金の本道枠増額の件	北海道指導農業協同組合連合会長	同	同
424	雪害に伴う救農対策の件	石狩地区指導農業協同組合協会長	同	同
425	冷害による救農対策の件	石狩支庁管内町村会長　外一名	農開	同
426	冷害による救農対策の件	南尻別村長	同	同
427	冷害による救農対策の件	広尾町長　外七名	同	同
428	冷害による救農対策の件	美唄市長　外二名	同	同
429	冷害による救農対策の件	石狩支庁管内町村会長　外一名	林務	同
430	冷害罹災農家に対し薪炭材確保の件	南尻別村長	同	同
431	冷害による開拓財産立木払下の件	歌登村開拓農業協同組合長	農開	同
432	冷害凶作による学校給食の拡大実施の件	北海道町村教育連合協議会長	文教	同
433	冷害による救済土木工事施行の件	石狩支庁管内町村会長　外一名	土木	同
434	冷害による救農対策として失業対策事業実施の件	南尻別村長	労働	同
435	冷害による救農対策の件	生田原村水害対策委員長　外一名	農務	同

436	冷害による救農対策の件	根室生産農業協同組合連合会長外二名	同	同	440	冷害による村財政対策の件	生田原村水冷害対策委員長外一名	同	同
437	冷害による救農対策の件	同	農開	同	441	冷害による被災農家に対する諸税減免措置の件	北海道開拓者連盟委員長外一名	同	同
438	冷害による救農対策の件	生田原村水冷害対策委員長外一名	同	同	442	冷害による薪炭用原木の廉価払下等に関する件	同	林務	同
549	冷害による罹災農家に対する税の減免並びに町村財政対策の件	根室生産農業協同組合連合会長外二名	総務	同	443	冷害による救農対策の件	同	農開	同
444	冷害対策として耕地防風・防霧林造成の件	根室生産農業協同組合連合会長	林務	同	445	被災農家救済土木工事施行の件	生田原村水冷害対策委員長外一名	土木	同

第四回定例道議會

第四回定例道議会は、十二月十七日招集され、同日開会、会期延長二回の後、十二月二十八日をもつて閉会した。議事経過次のとおり。

提案者	提出案件	原案可決	修正可決	同意議決	承認議決	否決	報告	継続審査	計
知事	六一	五〇			四	二	一	一	六一
議員	一七	一七	一	二					一七
計	七八	六七	一	二	四	二	一	一	七八

本会議

○十二月十七日 午後二時二十七分、蒔田議長開会を宣し、引続き開議会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、教育長より、十月三十一日静内高校寄宿舎、十二月八日苫小牧西高校、十二月十二日砂川南高校の火災について報告陳謝の意を表した。

ついで日程に入り、**日程第一、議案第一號乃至第二十七號、報告第一號乃至第三號**を議題に供し、知事の説明聴取、議長より議案第二十二号及び第二十三号の職員に関する条例については人事委員会の意見を求めた旨を述べた後、議案第十六号は質疑を省略し、委員会付託について諮り、異議なくそのことに決し、本案は総務委員会に付託した。次に議案調査のため十八、十九日は休会について諮り、異議なくそのことに決し、午後二時十六分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加更正予算案その他につきましてその大要を御説明申上げます。

第四回定例道議會に知事から提出のあつた案件

議案

提出月日	番號	件名	議事経過
二二、一七	一	昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加更正予算	二二、一八原案可決
同	二	昭和二十八年度北海道恩給基金歳入歳出追加更正予算	同
同	三	昭和二十八年度北海道学校職員恩給金歳入歳出追加更正予算	同
同	四	昭和二十八年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	五	昭和二十八年度北海道酪農検査費歳入歳出追加予算	同
同	六	昭和二十八年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同
同	七	昭和二十八年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
同	八	昭和二十八年度北海道自転車競技費歳出更正予算	同
同	九	昭和二十八年度北海道電氣事業費歳出更正予算	同
同	一〇	昭和二十八年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一一	北海道起債議決変更の件	同
同	一二	北海道起債議決変更の件	同
同	一三	北海道起債議決変更の件	同
同	一四	北海道起債議決変更の件	同

先ず予算案から申上げたいと存じますが、かえりみまするに、本年は数次にわたる水害の災禍に見舞われましたのをはじめ、春以来の不順な氣象条件は、遂に冷害凶作を招来するという最悪の事態に逢着する結果となり、まことに多難な年であつたと申す外はない次第でありまして、これらの事態に対処いたしますための財政措置につきましては、現下の社会経済事情のもとにおいて、増嵩の一途を辿りつつある財政需要に更に新たな負担を余儀なくされることとなつたことは、今更申上げるまでもないところでありまして、今後共財源の確保並びに道財政の適切なる運営につきましては、あらゆる努力を惜しまないものではありますが、諸般の客観状勢から考えてみましても容易ならぬものがあろうと存ずる次第であります。

このような財政窮迫の現状から勘案いたしまして、今回は国庫支出金、起債、寄附金等の特定収入を伴う経費及び水害、冷害対策費において、その後国庫支出金の増額の見透しを得ました経費並びに当面緊急措置を要する経費に限り措置することといたした次第でありまして、その総額は、

普通会計	三億六千三百九十九万円
特別会計	五千四百二十三万円
合計	四億一千八百二十二万円

と相成つたのであります。以下普通会計の歳出の主なものから申し上げたいと存じます。

第一は、国庫支出金、起債、寄附金等の特定収入を伴う経費についてでありますが、産業振興関係といたしましては、

優良種苗生産普及費	三百三十二万円
酸性土壌改良補助等の耕土改良施設費	百二十五万円
農業共済組合指導費	三千四百五十三万円
主要食糧集荷促進費	七百三十八万円
馬の伝染性貧血検査費	百三十四万円
森林博物館設置費	百　万　円
未墾地取得事務費	百六十万円
開拓財産売渡事務費	六百八万円
農地の交換分合施設費	百八十五万円
自作農創設維持費	二百二十八万円

等がその主なものであります。

次に民生福祉関係でありますが、最近における失業情勢に鑑みこれが対策に万全

同	一五	財団法人北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	同	
同	一六	北海道町村合併促進審議会条例制定の件	二二、二三原案可決	
同	一七	北海道保健所運営協議会条例制定の件	二二、二八原案可決	
同	一八	北海道青少年問題協議会条例制定の件	同	
同	一九	北海道労働審議会条例の一部を改正する条例制定の件	同	
同	二〇	北海道立保健婦学院条例の一部を改正する条例制定の件	同	
同	二一	児童相談所の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同	
同	二二	北海道職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	二二、二八修正可決	
同	二三	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例制定の件	二二、二八原案可決	
同	二四	公売処分無効確認請求事件応訴等の件	二二、二二原案可決	
同	二五	財産取得に関する件	二二、二八原案可決	
同	二六	財産取得に関する件	同	
同	二七	財産取得に関する件	同	
同	二八	副知事選任につき同意を求める件	二二、二二同意議決	
二二、二二	二九	昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加予算	二二、二八原案可決	
同	三〇	昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加更正予算	同	
同	三一	昭和二十八年度北海道恩給基金歳入歳出追加予算	同	

を期しますための、

失業対策費　四千三百七十一万円

国民健康保険助成交付金及び直営診療施設設置並びに保健婦設置費

補助等の国民健康保険振興費　二億一千百三十四万円

を計上いたしました外、

社会福祉事務所費　二百八十二万円

身体障害者福祉費　四百九十五万円

ソ連地区引揚者受入援護費　八十三万円

軍人恩給業務処理費等の世話諸費　二百七十二万円

保健所整備費　五百二十四万円

結核医療委託費　三千五百万円

と畜検査費　二百四十八万円

千歳地区の性病対策のための経費等性病予防諸費　二百九十九万円

精神衛生対策並びに精神病院整備費　八百六十万円

輸血用血液製造費　三百四十二万円

等をそれぞれ追加計上いたした次第であります。

次は土木事業関係でありますが、

昭和二十五年乃至二十七年度発生災害に対する復旧のための経費　一億五百万円

を追加いたします外、

土木機械整備費　四百二十六万円

上木現業所費　五百万円

道路局部改良費　二百三十五万円

災害河川改修費　二百三十八万円

港湾災害復旧費　五百六十五万円

等を見込んでおります。以上の外

稚内商業高等学校災害復旧費　二千四百万円

苫小牧西高等学校の災害復旧費　一千八百万円

明年一月本道において開催されます冬季スケート競技等の

第九回国民体育大会準備費　六百七十九万円

漁業センサス費　五百八十万円

町村規模の適正と行政の効率化を図りますための町村合併促進費

一二、二一	三二	昭和二十八年度北海道水産物検査費歳出更正予算	同	同
同	三三	昭和二十八年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同	同
同	三四	北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	否決	同
同	三五	北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	一二、二一八原案可決	同
同	三六	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	否決	同
同	三七	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	一二、二一八原案可決	同
同	三八	北海道職員退職手当特定措置条例制定の件	同	同
同	三九	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の退職手当暫定措置条例制定の件	同	同
同	四〇	第九回国民体育大会開催に伴う遊興飲食税の課税の特例に関する条例制定の件	同	同
同	四一	昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担中一部議決変更の件	同	一二、二一八承認議決
同	四二	網走郡東藻琴村軌道敷設特許申請に伴う道路管理者の意見決定に関する件	一二、二一八原案可決	同
同	四三	財産の取得に関する件	一二、二一八原案可決	一二、二一八同意議決
同	四四	工事請負契約の締結に関する件	一二、二一八同意議決	一二、二一八原案可決
同	四五	専門委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定の件	一二、二一八原案可決	同
同	四六	昭和二十八年六月及び七月における水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件	同	同
同	四七	財産の譲與契約締結に関する件	同	同

三百七十五万円

を計上いたしておる次第であります。

なお、御承知のとおり国の第一次補正予算の成立により北海道開発公共事業費等に対しまする国庫支出金はその一部を削減されることとなりましたので、今回これに見合う事業費の減額措置をあわせ行うことといたした次第であります。

第二は、水害及び冷害対策費についてでありますが、

農業水害対策費において　百三万円

を追加いたしましたのは、被害果樹の樹勢回復のための肥料、農薬の購入費に対し助成しようとするものであります。

又、冷害対策費につきましては、すぐる臨時道議会において提案御議決をいただいた次第でありますが、更に国庫補助金の増額交付を見込まれることとなりました

道営かんがい排水事業費において　二千一万円

国営営馬そり客土事業費補助等　一千五百六十四万円

を追加計上いたしますと共に、その後国庫補助の交付が明確となりました

酸性土壌改良事業費補助　四百九十一万円

並びに

学校給食施設費補助　四百万円

を予算化することとし連かに執行にうつしたいと存ずる次第であります。

第三には当面緊急措置を要すると認められる経費について申し上げます。

本道酪農振興に寄与するため本年民間において輸入した

原々種牡畜に対する購入助成費　二百七十万円

農業改良普及員に対し特技を修得せしめるための

訓練講習会等の経費　百三十万円

冷害凶作による食糧需給対策を推進するための

食糧需給対策委員会費　七十二万円

なお本委員会の設置は急を要しましたので設置条例を専決により制定の上発足いたしたのでありまして、このことにつきましては、別案により御報告申し上げておりますので何卒御諒承いただきたいと存じます。

次に

北海道信用保証協会に対する損失補償金　四百九十一万円

更に昭和二十七年制定いたしました北海道工業誘致条例の適用について調査検討いたしました結果助成対象として適当と考えられます二工場に対する助成費

同	四八	昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加予算	二二、二四原案可決	
同	四九	昭和二十八年度北海道水産物検査費歳出更正予算	同	
同	五〇	昭和二十八年度北海道酪農検査費歳入歳出追加予算	同	
同	五一	昭和二十八年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同	
同	五二	昭和二十八年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同	
同	五三	昭和二十八年度北海道印刷所費歳出更正予算	同	
同	五四	北海道職員に対する昭和二十八年十二月における期末手当の支給に関する条例制定の件	同	
同	五五	北海道学校職員の昭和二十八年十二月における期末手当支給に関する条例制定の件	同	
同	五六	北海道知事等に対する昭和二十八年十二月における期末手当支給に関する条例制定の件	同	

報告

二二、一七	一	専決処分報告の件	二二、二八承認議決	
同	二	同	報告	
同	三	同	二二、二八承認議決	
二二、二二	四	同	同	
二二、二四	五	昭和二十七年度北海道歳入歳出決算に関する件	継続審査	

百七十四万円

明年度早々開催を予定されております富山外三ヵ所の産業振興博覧会への参加費　八百二十万円

開拓融資保証法にもとづいて発足いたします財団法人北海道開拓融資保証協会に対する出資金　二千四百十九万円

なお、この出資金については一千九百十九万円の収入が引当てとなつておりますが、これは昭和二十五年度以降本年度まで開拓信用二号基金として補助してまいりました補助金の全額を一旦道に返納を受け、改めて右協会に出資のことにいたしたいと存ずるのでありますが、新設立の協会においても資金の運営は従来どおりでありまして、本年度道の支出所要額の不足分五百万円をこの際合せて出資しようとするものであります。

以上の外

本年度町村において新設の上水道施設に対する助成費　六百四十三万円

同じく簡易水道に対する助成費　四百五十万円

漁業取締船並びに取締傭船費　二百五十二万円

漁業無線局設置助成費　百二十五万円

夕張川水系の電源開発調査費　三百五万円

失業対策運営費　三百万円

生活保護法により医療扶助を受けて入院中の患者に対する年末慰問費　百六十一万円

道議会費　八百三十一万円

一時借入金利子　八千八百八十四万円

財産管理費　百七十四万円

十勝沖震災誌編さん費　百八万円

等を見込み当面の道政の遂行に遺憾のない様にいたしたいと存ずる次第であります。

なお給與ベースの改訂並びに期末手当等に関しましては、目下財源その他につき検討中でありますので、その見透しを得次第速かに提案いたしたいと考えておりますので予め御諒承願したいと存ずる次第であります。

以上は歳出予算の主なものについてその概要を申上げた次第でありますが、これが財源といたしましては

議員から提出のあつた案件

會議案

提出月日	番號	件名	議事經過
二二、二四	一	北海道職員の給與に関する条例の一部を改正する条例制定の件	二二、二八原案可決
同	二	北海道学校職員の給與に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三	市町村立学校職員給與負担法に規定する学校職員の給與に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同

決議案

二二、二二	一	綱紀粛正に関する調査特別委員会経費に関する件	二二、二二原案可決
二二、二四	二	北海道十勝郡大津村の米駐留軍演習地接収反対に関する決議	同二二、二四
二二、二八	三	昭和二十九年度北洋鮭鱒流網漁航船の割当増加に関する要望決議	二二、二八同

意見案

二二、二八	一	積雪寒冷地帯における固定資産耐用年数短縮に関する意見書	二二、二八原案可決
同	二	国民健康保険医療給付費に対する国庫助成の法制化に関する意見書	同
同	三	道路整備五ケ年計画による道路費予算増額要望に関する意見書	同
同	四	一級国道五号線（札幌国道）舗装工事完成方に関する意見書	同
同	五	青函航路貨物運賃の是正方に関する意見書	同

地方財政平衡交付金　一億六千二百万円
公営企業及び財産収入　四十万円
使用料及び手数料〃　八百四十八万円
国庫支出金　一億三百七十八万円
寄附金　一千三百五十六万円
雑収入　三千三万円
道債　五千二百万円
の増額を見込みましたが他方公共事業費等の減額に伴い、分担金及び負担金において六百二十六万円の収入減がありますので
差引　三億六千三百九十九万円
をもつて収支の均衡をはかつた次第であります。
次に特別会計について申し上げます。
先ず恩給基金会計において　三百十九万円
学校職員恩給金会計において　一千百七十四万円
を追加いたしておりますが、これは本年八月恩給法の一部改正が行われ、恩給額が引上げられることとなつたのに伴い、これが所要経費を見込んだものでありましていずれも、恩給納付金及び前年度繰越金を見合つて措置いたした次第であります。
次に酪農検査費会計において　四十七万円
林産物検査費会計において　三百七万円
道有林野事業費会計において　八百七十一万円
を追加計上いたしましたのは前二者にあつては検査業務の運営上、後者にあつては道有林野の管理経営上当面所要の経費を積算計上いたしたのでありまして、この財源としては、酪農検査費にあつては、過年度収入、林産物検査費においては、前年度繰越金、道有林野事業費においては、事業収入及び前年度繰越金を引当てとし収支の均衡を得た次第であります。
次に医科大学費会計につきましては、
公債元利償還金　二百五十八万円
一時借入金の利子　百七十四万円
等四百三十二万円を事業収入及び普通会計からの繰入金を見合いとしてこれを見込み、又道病院費会計におきましては
利用患者の増加に伴う所要経費　二千二百六十九万円
をこれ又事業収入を引当てとして追加計上いたしました。

請願、陳情

①第四回定例道議会において、各常任委員會に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおりである。

請願

文書番号	件名	請願者	付託委員會	審査の結果
244	遊興飲食税国税移管反対の件	北海道遊興飲食税国税移管反対期成同盟会本部会長	総務	継続審査
245	旭川市立天文台整備拡充に対し道費助成の件	旭川市教育委員会委員長	同	同
246	伊達高等学校農業科施設新設の件	伊達町長　外四名	文教	同
247	伊達高等学校女子寄宿舎新設の件	同	同	同
248	厚岸町周辺を道立公園に指定方促進の件	厚岸町長　外二名	林務	採択
249	高度集約酪農地区指定の件	胆振東部高度集約酪農地区設定推進協議会々長	農務	継続審査
250	消防施設強化拡充に伴う道費補助の件	全国都市消防長連絡協議会北海道支部長	民生	採択
同	六　日中貿易協定に関する意見書	同	同	同
同	七　石油資源開発促進に関する意見書	同	同	同
同	八　外国産鉛筆用材の輸入制限方に関する意見書	同	同	同
同	九　東南アジア諸国における水産物輸入関税の軽減方に関する意見書	同	同	同
同	一〇　地方税制の改革に関する意見書	同	同	同
同	一一　積雪寒冷地帯に対する租税負担の軽減に関する意見書	同	同	同

なお、電氣事業費会計については、建設費に充当のため、自転車競技費会計にあつては、収益金の一部を競輪場施設の整備等に充てるため歳出予算更正の措置をしようとするものであります。

以上は、今回提出案件の主なものについてその概要を申上げた次第でありますがなお詳細につきましては、御質問に応じ私又は参與員から御答弁申し上げたいと存じます。よろしく御審議の上適当なる御議決あらんことを切望いたします。

○十二月二十一日 午後一時十二分開議、諸般の報告の後、通告により緊急質問を許し、まず

大久保議員（改）より、北海道の電源開発に対する北教組の態度について、特にこれに対する教育委員会の考え方、また本道電源開発計画中に軍事的意図を持つものの有無について質問、教育委員会委員長、教育長、知事より答弁、大久保議員再質問、教育長の答弁、更に質問答弁の後、教育委員長及び教育長の答弁には不満であり、適当の機会に質問を行う旨を述べ、

次に**西田（信）議員（自）**より、北教組特集号に掲載された糠平電源開発の軍事基地問題及び教職員の政治活動について質問、教育委員会委員長、教育長より答弁、西田議員より再質問、教育委員長の答弁、更に質問、答弁が行われた。

次に大島綱紀粛正に関する調査特別委員長（改）より、同委員会における調査の経過について中間報告があり、

次に**日程に追加し、決議案第一號**を議題に供して、原案可決、次に同じく**日程に追加し、議案第二十八号**を議題に供し、本案は提案説明を省略、同意することについて諮り異議なくそのことに決した。

次に**日程の順序を變更、議案第一号乃至第十五号、第十七号乃至第二十七号、報告第一号乃至第三号を議題とし、なお本日提案の議案第二十九号乃至第五十六号及び報告第四号**を追加し、併せて議題に供し、追加提出議案につき知事の説明を聴取、議長より議案第三十四号乃至第三十九号、第五十四号及び第五十五号の職員に関する条例について

251	小樽―岩見澤―幾春別間にディーゼルカー運行の件（二件併合）	岩見澤商工会議所会頭	商工	採択
252	雄武町保安隊大演習場設置反対の件	雄武町長　外五名	農開	継続審査
253	農業土木技術員増員の件	緊急北海道土地改良事業者大会代表	同	同
254	千歳原野開発の件	千歳町長　外一名	同	同
255	「トレンチャー」購入費に対し道費補助の件	北海道土地改良協会長　外一名	同	同
256	土地改良区に対し長期融資並びに利子補給の件	同	同	同
257	道営溜池事業に対し道費補助の件	同	同	同
258	道中央小樽停車場線を小樽港第三埠頭市道港湾線迄延長認定の件	小樽市議会議長　外一名	土木	採択
259	目名川、昆布川道費河川昇格の件	南尻別村長	同	同
260	小樽市銭函地内星置川改修事業の件（二件併合）	小樽市議会議長　外一名	同	同
261	小平達布線地方費道延長の件	小平村長	同	同
262	札幌市教員の定員増加並びに全日制道立高等学校設置の件	札幌市議会議長	文教	継続審査
263	小樽市勝納川準用河川昇格の件	小樽市議会議長　外一名	土木	採択
264	国民健康保険事業に対する振興の件	帯広市長	民生	同
265	利尻郡鴛泊村町制施行の件	鴛泊村長　外二名	総務	継続審査
266	苫小牧西高等学校復旧対策の件	苫小牧市長　外十二名	文教	同
267	高度集約酪農地区に指定の件	北海道清水地区高度集約酪農地域建設期成会々長	農務	同

は、人事委員会の意見を求めた旨を述べた後、**議案第二十四号**は緊急を要するので、委員会の付託審査を省略し、原案の通り可決について諮り、そのことに決し、予め時間延長の後休憩、午後三時二十四分再開直ちに敢会。

綱紀肅正に關する調査特別委員長報告

私は去る十月五日設置せられました綱紀肅正に関する調査特別委員会の委員長として、ここに付託案件に対し委員会が現在迄に行いました調査の経過について、その概要を御報告申し上げたいと存じます。

去る十月五日本委員会が設置せられ翌六日正副委員長の互選を行い、十月八日の委員会において調査の基本方針に関し協議いたしたのであります。

爾来委員会を開いて綱紀肅正に関する諸般の具体的事項を協議検討すること十四回、その外に四つの小委員を設けて約十日間に亘り出先機関の調査を行う等、明朗なる道政の確立を期する目途を以つて近時頻発せる不祥事件の原因、これらに附随する事務処理の実態等についてそれぞれ調査を進めて参つたのであります。

本委員会の付託事件調査につきましては、先ず第一に事件解明に必要な具体的事項を抽出して知事、教育長、監査事務局長及び道庁職組に対し、資料の提出を求めたのであります。

即ち知事に対しては昭和二十六年度以降の汚職事件の発生原因及びその前後措置、乗用自動車の使用管理、カメラの配置状況、公宅の設置及び管理、交際費、食糧費の支出状況、行政監察協議会及び監察長制度の内容及び運営の状況、監査委員より指摘された事項に対する措置の七項目。

教育長に対しては知事に対して要求した事項中行政監察協議会に関する事項を除く全項目及び学校火災の原因と防火対策を加え。

監査事務局長に対しては知事並びに教育長に対して要求した各項目に関連する監査委員の指摘事項を。

全道庁職組に対しては汚職事件に対する職組の執つた措置を夫々資料として提出を要求したのであります。

第二に、この資料提出を待つて十一月十日より同月二十一日まで連続関係部課長その他係員の出席を求め内容の調査を行つたのでありまして、調査の過程に於て必要とする資料も逐次追加要求提出を求め実態の把握に努めたのであります。

268	大津村を在日米軍演習地として使用反対の件	大津村長　外一八二五名	農開	採択
269	占冠村の教職員定員増加の件	占冠村長　外二名	文教	継続審査
270	空知管内に道立救護院設置の件	空知管内町村会長外七名	民生	採択
271	中小上水道敷設事業に対し道費補助の件	北海道中小上水道敷設期成会々長外二三名	衛生	継続審査
272	北海道不動産協会に対する道費補助の件	北海道不動産協会々長	建築	同
273	外国材鉛筆軸板の輸入制限方要望の件	北海道鉛筆板工業協同組合理事長	商工	採択
274	雨竜ダム放流による被害対策の件	沼田町長	同	同
275	南尻別村所在尻別川下流電源開発の件	南尻別村長	同	継続審査
276	準用河川多度志川改修工事施行の件	多度志村長	土木	同
277	滝上町字第五区に道立診療所設置の件	滝上町長	衛生	同
278	鬼脇村字旭浜に簡易漁港修築工事施行の件	鬼脇村長　外二名	水産	同
279	石油資源総合開発五カ年計画実施に関する件	帝国石油労働組合	商工	採択
280	広尾線にガソリンカー運行の件	広尾町長	同	同
281	京極村における温泉開発に対し調査実施の件	京極村資源調査会々長	衛生	同
282	北海道深川東高等学校に家庭課程設置の件	北空知PTA連合会長外六名	文教	継続審査
283	各種試験研究用小動物の道立飼育場設置の件	北海道大学学長	農務	同
284	北海道農業試験場十勝支場移転に伴う現地調査実施の件	十勝支場移転期成会々長	同	採択

第三に調査の進行に伴い出先機関の実態を調査し、本庁の説明と比較対照して結論を得ることが適当とされ、四班の小委員を設け調査することと致したのであります。

即ち第一班は東京事務所及び檜山・渡島両支庁管内、第二班は後志・日高及び胆振支庁管内、第三班は上川・留萌及び宗谷支庁管内、第四班は網走・釧路国・根室・十勝及び空知支庁管内の出先部局について十一月二十六日より十二月十日までの間において約十日間の現地調査を実施したのであります。

第四に以上の現地調査の状況報告と提出資料の再検討、今後の運営協議のため十二月十四日より三日間委員会を開催するとともに、その間札幌市内にある出先部局の調査をも併せ行つたのであります。

この間におきまして委員会の会議の席上において、或は小委員の支庁、その他部局の現地調査に際して綱紀粛正の見地から道の行政諸般の問題が検討されましたことは報導機関の活動により相当詳細に報導され、既に御承知のことも多々あろうと存ずるのでありまして、これに対する道民の反響も数々の投書によつて熟慮の程は窺知するに難くないのであります。

本委員会と致しましても、この道民の要望に応えるため可及的速かに調査を終り道政明朗化のため建設的結論を見出すべく異常なる努力を傾けて参つたのでありますが、調査範囲の広汎と本庁・出先との答弁の不一致等によりまして、厳正なる結論を得るまでには尚相当時日を要することが予想されるのであります。

このことは委員会において指摘された数点を申し上げても容易に御判断が得られると存ずるのであります。

例えば第一に汚職事件について

1. 事件発覚の動機が本庁での答弁と現地調査の結果は喰違つているものがあり、事件を隠べいせんとする傾向が見受けられること。
2. 汚職者の処罰について不均衡と認められるものがあり、信賞必罰が厳正に行われていないこと。
3. 横領金等の求償権行使に不充分と認められる点があること。
4. 事件の経験を事務改善に充分取入れていないこと。

第二に、乗用自動車及びカメラの購入、使用及び管理について改善の必要が認められること。

第三に、公宅の購入、建築予算等が彼此不当に流用され、又その管理に遺憾の点があり、特に財産台帳は全く整備されていないこと。

陳情

文書番号	件名	陳情者	付託委員会	審査の結果
285	厚岸町厚岸本町真竜町間架橋の件	厚岸町長	土木	採択
286	道道御影―芽室町毛根、美生道路改修工事施行の件	御影村長　外一名	同	同
287	十勝川架設の十勝橋を永久橋架替工事施行の件	芽室町長　外一名	同	同
288	冷害による国民健康保険対策の件	北海道国民健康保険団体連合会理事長	民生	継続審査
289	早期雪害による甜菜被害農家救済対策の件	栗山農民同盟執行委員長　外二名	農務	同
290	農業改良普及事業の拡充強化対策の件	農業委員会北海道連合会長	同	同
291	日高管内地域を高度集約酪農地区指定等に関する件	日高町村長会長外二名	同	同
292	十勝管内をいかつり漁業許可区域に設定の件	広尾漁業協同組合長	水産	同
446	留萌支庁舎位置変更の件（二件併合）	留萌支庁舎位置変更期成会々長	総務	継続審査
447	寒冷地課税免除及び特別控除の件（二件併合）	一巳村議会議長	同	同
448	豊富村に町制施行の件	豊富村議会議長	同	同
449	北海学園校舎建築費に対し道費助成の件	北海学園理事長	同	同
450	私立中学、高等学校に対し道費補助の件	同	同	同
451	北海道学芸大学施設拡充費に対し道費助成の件	北海道学芸大学長外一名	同	同
452	年末手当及び給與ベース改訂の件（十件併合）	全道庁職員組合由仁保健所支部長	同	同

第四に、交際費、食糧費について

1. 支庁長に対する交際費の配分がないため町村に負担をかける等好ましくないものがあること。

2. 食糧費の配分、使途については相当放慢と認められる点があり更に調査検討の要があること。

第五に、無線通信の整備が行われても尚通信費及び旅費が漸増する傾向にあることは検討を要すること。

第六に、学校火災予防対策が激しく論議されながら相次いで発生する高校火災については物心両面から尚検討を要すること。

第七に、出納局所管の事務中に出納長本来の権限事項でないものが所掌され、又出納員等の任免、監督について統一的なものがない点が認められ、夫々その責任の明確化を図るため条例、規程等について検討の要があること。

第八に、過般訓令を以つて設置せられた監察長制度、行政監察協議会制度について、自治法により設置されている監査委員との権限の問題、自治法第百五十八条による条例事項たる部制との関係、監察長所掌事務の訓令規程と規定の道処務規程及び出納局処務規程との競合関係等新制度に尚解明を要する点があり、理事者側の答弁とその見解に満足せず、改めて本委員会は議長を通じ自治庁にその見解を訊ねんとしていること。

以上の外尚数々の事項について究明せんとしているのでありますが、本委員会の調査過程において教委事務局が管理する教職員共済組合の不正事件が昨年の教育行政調査特別委員会で指摘されながら一年半も放置し、本委員会の糾明により漸く事件を司法権に委ねたものがあるのであります。

従いまして今議会終了後も引続いてこれらの諸点を検討し、綱紀粛正上真に建設的な対策を樹て議会の付託に応えんとしている次第であります。

尚このため本委員会の調査経費の不足を告げますので、別に決議案第一号により発議の通り本調査経費を増額されるよう要望するものであります。

以上簡単ながら本委員会の現在迄の調査の経過について御報告申し上げ中間報告と致します。

知事説明要旨

ここに提出いたしました昭和二十八年度北海道歳入歳出追加更正予算案、その他につきましてその概要を御説明申し上げます。

453	公認道営水泳プール設置の件	小樽市議会議長外一名	同	同
454	函館自動車学園に補助金交付の件	函館自動車学園理事長	同	同
455	準看護婦養成所に対し道費補助の件	北海道準看護婦養成所代表	衛生	同
456	深川保健所庁舎新築の件	北空知十一カ町村長会長外一名	同	同
457	簡易水道工事に対し助成の件	北海道簡易水道協議会々長	同	同
458	結核患者医療費の公費負担増額の件	美幌保健所運営協議会委員長	同	同
459	砂川町に国立工業大学設置促進の件	砂川町富樫伊右衛門	文教	同
460	学校教育の定数増加の件（三件併合）	北海道都市教育委員会連絡協議会長外二名	同	同
461	学校教員給与の三本建実施反対の件（三件併合）	同	同	同
462	公民館振興助成対策の件	北海道公民館連絡協議会長	同	同
463	国民健康保険事業救済対策の件	朝日村長　外二二名	民生	採択
464	療養中の生活扶助患者に対する冬期救護の件	国立療養所旭川病院患者自治会長	同	同
465	兼業農家に対する助成の件	北海道漁連会長理事	農務	同
466	凶作における農村復興運動実施の件	北海道指導連会長	同	同
467	主食配給遅欠配防止の件	遠軍町中区婦人会長	同	同
468	高度集約酪農地区に指定の件	北海道東北高度集約酪農地域設定期成会々長	同	継続審査
469	道有林開放に関する件	南尻別村長	林務	同

先ず予算案についてでありますが、今回は主として職員の給與費関係について措置いたした次第でありまして、予算の総額は、

普通会計	十億二千三百七万円
特別会計	一千五百九十六万円
合計	十億三千九百三万円

となるのであります。

以下普通会計の歳出から順次御説明申上げます。

先ず職員の給與ベースの改訂に関することについてでありますが、最近における生計費、民間給與、物価の趨勢等の経済情勢、並びに国家公務員の給與改訂に照応して道の普通職員及び学校教職員の給與につき、所要の改訂を加える必要が認められますので、このための経費、

一般職員分	五千八百三十三万円
教職員分	一億五千八百八十一万円
合計	二億一千七百十四万円

を計上いたしました外、

学校教職員の給與費において予期以上の欠員の充足をみたこと等による不足額　二億六千三百五十三万円

又道職員費において給料、扶養手当等既定経費に対する不足額　二千百十九万円

を併せ、措置いたした次第であります。

次に期末手当についてでありますが、道職員の経済生活の実情に鑑み基本給の一・四五月分を支給することとし、

一般職員分	一億二千八百九十四万円
教職員分	三億九千八百二十四万円
合計	五億二千七百十八万円

を見込んだ次第であります。

何卒関係条例とともによろしく御審議の程をお願いいたします。

以上の歳出に見合う財源といたしましては

地方財政平衡交付金	七億一千八百万円
国庫支出金	三億二百七十九万円
雑収入	二百二十万円
及び繰入金八万円を合せ	十億二千三百七万円

470	道南漁村振興総合対策樹立推進の件	北海道漁連会長理事	水産	継続審査
471	淺海増殖事業に対し補助金交付の件	羅臼村長　外一名	同	同
472	蛸延縄漁業の底曳船による被害対策の件（二件併合）	利尻六カ村漁業協同組合代表	同	同
473	土地改良事業に対する助成の件	北海道漁連会長理事	農開	同
475	丘珠飛行場整備の件	札幌村長　外一名	商工	同
476	本道地下資源開発促進の件	北海道石炭礦業協会々長　外七名	同	採択
477	各中小企業相談所の道費補助増額の件	北海商工会議所連合会長	同	同
478	新冠川の水源確保の件	新冠村長　外一名	同	継続審査
479	冬期間道路除雪費増額の件	北海道トラック協会々長	土木	採択
480	藻琴駅より山園に至る村道十三粁を道道に昇格の件	東藻琴村長	同	同
481	勇駒別温泉道路を道道に昇格の件	東川村長	同	同
482	新冠村大字高江―原賀間道道昇格促進の件	新冠村長	同	同
483	漁閑期労力の吸収対策の件	北海道漁連会長理事	労働	同
484	日雇労務者に対し年末手当支給の件	札幌連合労働組合委員長	同	同
485	失業対策事業労務者に対する冬期加給金の件	北海道市長会長	同	不採択
486	北海道大学教育学部に附属高等学校設置援助方の件	北海道大学学長	総務	継続審査
487	留辺蘂町より温根湯地区分町の件	温根湯分町期成会長	同	同

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計についてでありますが、

道有林野事業費会計において　一千二百二万円を

前年度繰越金を見合いとし

酪農検査費会計において　三十万円を

過年度収入を見合い、又医科大学費会計において　三百四十六万円

を普通会計からの繰入金を見合つて予算追加の措置をいたしましたのは、普通会計の例にならい当該特別会計所属職員に対する給與ベース改訂に伴う経費乃至は期末手当支給のための経費を計上いたしたものであります。

なお、水産物検査費会計及び印刷所費会計については既決予算の更正により、同様の措置をいたした次第であります。

次に「昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担中一部議決変更の件」について申し上げます。

このことにつきましては、本月上旬開かれました臨時道議会において、当時予定されておりました融資額十九億一千四百万円を基礎として御議決を戴いていたのでありますが、その後二十五億九千六百万円に増額されることとなりましたので、資金の円滑なる流動を図るため、増額に即応するよう損失補償額の変更をしようとするものであります。又「昭和二十八年六月及び七月における水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件」につきましては、「昭和二十八年六月及び七月における水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法」による暫定措置として去る第三回定例道議会においてつなぎ融資二億円に対する損失補償並びに利子補給についての御議決をいただいた次第でありますが、この程融資額が五億四百万円に決定し、同法に基ずく融資に切換えると共に、融資に伴う諸条件についても、整備を要することとなりましたので、ここに所要の変更を加え資金の円滑なる流通を図り、もつて復旧の促進に資したい所存であります。

以上は今回提案いたしました議案の主なものについて、その大要を御説明申上げた次第でありますが、なお詳細につきましては御質問に応じ私又は参與員から御答弁申し上げたいと存じます。よろしく御審議の上適当なる御議決あられんことを切望いたします。

○十二月二十二日　午前十一時二十五分開議、諸般の報告の後、日程第

488	本道貨車の本州移動の停止、青函連絡船の現行運航続行の件	北海道商工会議所連合会会頭	商工	採択
489	日米石綿工業会社設立反対の件	全日本金属鉱労連北海道地方協議会議長	同	同
490	北海道炭鉱汽船会社の企業整備反対の件	北炭幌内鉱業所五鉱労働組合会議長	労働	継続審査
491	自治庁通牒第六七七号に基く学生、生徒の居住地認定調査中止方の件	北海道学芸大学岩見澤分校学生自治会執行委員長	総務	同
492	地方教育行政制度の改正に対し反対の件	北海道町村教育委員会連合協議会長	文教	同
493	米の消費者価格値上反対の件	北海道労働福祉対策協議会々長外九二名	農務	採択
494	十勝地区の道路除雪費に対し道費補助の件	十勝地区冬期交通確保推進委員会委員長	土木	同
495	奥忠別発電所設置に関する件	奥忠別発電所設置反対委員会委員長	商工	継続審査
496	農林省林業試験場北海道支場の土地建物及び設備譲渡の件	江別町長	林務	同
497	北海道身体障害者福祉協会に対し道費補助の件	道身体障害者福祉協会々長	民生	採択
498	千島、歯舞諸島沿岸漁業再開のため日中、日ソ国交回復に関する件	根室地方平和推進経済復興同盟会長	総務	継続審査
499	様似町労働会館建築費に対し道費補助の件	様似町長	労働	採択
500	東川村所在東和土地改良区灌漑水温低下に関する件	奥忠別発電所設置反対委員会委員長	農開	継続審査
501	町村道を道道昇格の件	平取村長　外三名	土木	採択
502	釧路国内陸地域を高度集約酪農地区に指定の件	標茶町長　外二十名	農務	継続審査
503	阿寒山麓地域を高度集約酪農地区に指定の件	阿寒村長　外十二名	同	同
504	天皇陛下厚岸町に行幸方懇請の件	厚岸町長	総務	同

一、議案第一号乃至第十五号及び第十七号乃至第二十三号、第二十五号乃至第二十七号、第二十九号乃至第五十六号並びに報告第一号乃至第四号を議題に供し、通告により質疑に入り、**池田議員**（協）より①行政監察長制度、特に行政監察長の法的見解、監察長の職務権限と既存の部課の事務分掌の変更について、②早期雪害対策、③町村合併の構想、④高度酪農集約地帯の策定、⑤緬羊増殖に対する振興具体策、⑥高等学校火災問題、⑦高校入試選抜方針、⑧共済組合の公金横領事件等について質疑、知事、教育長より答弁、池田議員より再質疑、知事、教育委員会委員長より答弁、次に**笠井議員**（社右）より①財政の均衡性、特に平衡交付金の過大見積り、道税収入の見透し、道債問題二十九年度予算編成に対する知事の態度について、②給与ベースの問題、③農業金融対策、④高等学校火災の防止対策等について質疑、一旦休憩、午後二時五十五分再開、笠井議員の質疑に対し、人事委員会委員長、教育委員会委員長、教育次長、教育長より答弁、笠井議員より再質疑、教育長、教育委員長より答弁。

次に**土山議員**（公）より、①年末手当、行政機構の改革問題、②中型底曳船の取締りとこれによる損害救済及び鰊の漁獲問題、③会計年度の変更問題、④教育職員の給与三本建の問題、特に平衡交付金との関係、議員提案の場合の法的効果、教育公務員特例法との関連等について、⑤高等進学選抜問題、⑥高等学校火災問題等について質疑、知事教育委員会委員長、人事委員会委員長、教育長より答弁。

次に**池戸議員**（勞）より、①砂川南高校の火災に対する措置について②公務員の給与問題について、③日雇労務者の賃金と冬季加給について、④在日米軍の演習地接収問題等について質疑、知事、教育長、人事委員会委員長より答弁、地戸議員より再質疑、知事の答弁あつて、午後六時十五分散会。

○十二月二十三日　午前十一時二十五分開議、諸般の報告の後、蒔田議員（協）より**新保福治議員の逝去に對する追悼演説**を行つた後、日程に入り、質疑を継続、**旭議員**（自）より①本道農業の抜本的確立策、

② 繼續審査中のもの

505	釧路村上別保地区国有林開拓地として選定の件	釧路村長　外一名	農開	継続審査
506	枝幸港に霧信号機設置の件	枝幸町長	水産	同
507	高度集約酪農地区指定の件	釧路市長　外二十二名	農務	同
508	仙法志村御崎船入澗簡易工事施行の件	仙法志村長	水産	同
509	沓形町所在新湊港修築工事施行の件	沓形町長　外二名	同	同
510	鴛泊村地内弁財泊雪崩防止林完成方の件	鴛泊村長	林務	同
511	鴛泊村地内オシヨンナイ海岸砂防林工事継続施行の件	同	同	同
512	利礼道立公園鬼脇村内観光施設設置の件	鬼脇村長	同	同
513	ニセコ地帯冬季運行用雪上車購入に対し道費補助の件	狩太町長	商工	同

請願

文書番号	件名	付託委員會	審査の結果
221	保健衛生に従事する医師の待遇改善並びに保健所職員住宅確保の件	衛生	採択
187	天塩高等学校道立移管の件	文教	同
200	釧路ろう学校教職員住宅新築の件	同	同
235	夕張市立南高等学校を道立移管の件	同	同
6	引揚者収容施設（宿所提供施設）設置の件	民生	同

②鮭鱒流網漁業不振に対する振興対策、③道南凶漁対策特に道税延納措置等について、④給与三本建問題に対する道の考え方、⑤臨時職員の取扱い及び給与問題、⑥道財政逼迫化に対する諸対策、⑦綱紀粛正に対する考え方等について質疑、知事、教育長より答弁、旭議員（自）より再質疑、知事、総務部長より答弁があつて一旦休憩、午後二時五十分再開、予め時間延長、諸般の報告の後、**田呂議員**（改）より、①道財政の見透し、②教職員給与三本建の問題、③冷害克服対策、④監察長制度について質疑、知事、教育委員会委員長、総務部長より答弁、田呂議員より再質疑、知事、教育委員長より答弁、次に**井野議員**（社左）より、①綱紀粛正問題、②高等学校火災防止対策、③高校入学選抜試験問題、④米軍演習用地及び保安隊演習用地接収問題、⑤千島歯舞返還運動等について質疑、知事、教育委員会委員長、総務部長、監査事務局長事務取扱より答弁、井野議員より再質疑、知事の答弁の後三室議員（自）より休憩の動議、新川議員（労）より質疑継続の動議があり、採決の結果休憩に決し、一旦休憩、午後七時十二分再開、諸般の報告の後、二十四日より二十六日まで三日間会期延長について諮り、異議なくそのことに決し、次に**吉田**（豊）議員（自）より、①年末金融問題、②綱紀粛正等について質疑、知事の答弁あり、次に**福島議員**（自）より、①北教組、高教組の政治的治動、②中小企業救済問題、③道立病院の支払問題、④給与ベース問題等について質疑、知事副知事（水牧）教育委員会委員長より答弁、福島議員より再質疑の後質疑終結について諮り異議なくそのことに決し、次に**日程第二、議案第十六号**を議題とし、本案は委員会報告通り原案可決に決し、午後八時十分散会。

○十二月二十四日　午後二時五十五分開議、予め時間延長、諸般の報告の後、西田（信）電源開発対策特別委員長（自）よりその調査の経過及び結果について報告があり、ついで昭和二十七年七月五日議決による**電源開発対策調査の終了**について諮り異議なくそのことに決した。次に日程第一、議案第一号乃至第十五号、第十六号乃至第二十三号、

194	帯広所在引揚者住宅対策の件	同	同	同
184	冷害による罹災農民に対し生活資金貸付の件	同	不採択	同
212	海産乾場改良造成事業に対し道費助成の件	水産	採択	同
238	宗谷海域における小樽市底曳漁船根拠地増設反対の件	同	同	同
126	日高地方暴風雨による農地流失対策としての国有林解放の件	農地開拓	同	同
197	土地買収取消及び返還措置の件	同	不採択	同
242	冷害による救農対策の件	農務	採択	同
241	幌泉村地内の道有林貸渡方の件	林務	同	同
216	愛別村地内愛別川を道費河川昇格の件	土木	同	同
229	帯広川の上流を準用河川に昇格の件	同	同	同
217	道道当別―上幌向停車場線改良工事施行の件	同	同	同
226	道費河川戸蔦別川護岸工事施行の件	同	同	同
240	救済土木工事施行の件	同	同	同
237	一級国道五号線（札樽国道）舗装工事完成要望の件	同	同	同
46	町村道羽幌原野幹線の地方費道昇格の件	同	同	同
284	沼田町所在町村道恵比島昭和線を準地方費道昇格の件	同	同	同
46	焼尻村所在焼尻、白浜線を準地方費道昇格の件	同	同	同

第二十五号乃至第二十七号、第二十九号乃至第五十六号、報告第一号乃至第四号を議題に供し、二瓶議員（協）より、議案第一号乃至第十五号、第二十九号乃至第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十八号乃至第五十六号は、なお慎重審査を要するので十七名より成る豫算特別委員會を設置し、これに付託されたい旨の動議提出、これを諮つてそのことに決し、ついで次の委員の選任を決定して、関係議案を付託した。

外田岩雄（協）　二瓶栄吾（協）
井野正揮（社左）　村上貞次郎（自）
大久保和男（改）　沖野政雄（公）
西田正一（改）　浜森辰雄（社右）
時田政次郎（社右）　桑野秀治郎（自）
佐藤初吉（改）　高田治郎（社左）
田呂善作（改）　池戸芳一（労）
福島新太郎（自）　三室光雄（自）
旭佳明（自）

続いて左の案件を関係常任委員会に付託した。

議案第十七号、第二十二号、第三十四号、第三十五号、第三十八号、第四十号、第四十五号及び第四十七号は総務委員会に、
議案第十八号及び第二十一号は民生委員会に、
議案第十九号は労働委員会に、
議案第二十号は衛生委員会に、
議案第二十三号、第三十六号、第三十七号及び第三十九号は文教委員会に、
議案第二十五号乃至二十七号、報告第一号、第三号及び第四号は農務委員会に
議案第四十二号は、土木委員会に、
議案第四十三号及び第四十四号は、水産委員会に、

次に日程を追加し、會議案第一号乃至第三号を一括議題に供し、三室

58	町村道音更芽室線を準地方費道昇格の件	土木	採択
59	市町村道川西村―池田町高島間道路を道道に編入の件	同	同
108	上川町所在町道愛別村愛山―上川町愛山渓温泉道路を地方費道に編入の上補修工事促進の件	同	同
115	町村道札幌村三角篠路村山口及び苗穂各線を一路線とする道路を準地方費道昇格の件	同	同
116	村道下勇別計呂地―若佐市街間道路を準地方費道昇格の件	同	同
142	剣淵村上士別間村道を道道に昇格方促進の件	同	同
225	川西村所在別府―八千代線を道道に昇格の件	同	同
230	音更町及び池田町所在高島―駒畠間道路の道道に昇格の件	同	同
231	下音更―万年―芽室北明―上毛根間町道を道道に昇格の件	同	同
195	門別町厚賀より新冠を経て平取村荷負間町村道を道道に昇格の件	同	同
232	芽室町及び清水町所在ピベウシ川を準用河川に昇格の件	同	同
236	下川町所在ペンケ川を準用河川に認定の件	同	同
147	児童生徒の通学道路を道費改良工事として施行の件	同	不採択
322	真駒内線（豊平川右岸）道路新設工事施行の件	同	同
129	町村道上目名線を準地方費道昇格の件	同	同
27	網走市所在市町村道北浜丸万川沿線道道昇格の件	同	同
228	川西村所在川西―清川線を道道に昇格の件	同	同

自）より提案の趣旨弁明、議長より会議案第一号乃至第三号の給与に関する条例については人事委員会の意見を求めた旨を述時休憩、午後七時五十四分再開、通告による質疑に入り、**新川勞**）より、会議案提出方法、給与に対する考え方、僻地教育問家公務員に対する法津との関連等について質疑、三室議員（自）、新川議員の再質疑、三室議員及び中山議員（改）より答弁が、次に**高橋議員（社右）**より人事院勧告との関連性、この条例伴う影響、特に人事交流、僻地教育、義務教育の弱体化等につ疑、三室議員の答弁、高橋議員より再質疑、三室議員の答弁、**口議員（社左）**より教員養成機関と本案との関連、本道教育行ぼす影響、財政上の観点からの措置等について質疑、三室議員、井口議員の再質疑、三室議員の答弁があつて、質疑終結につり、異議なくそのことに決し、会議案第一号は総務委員会に、及び第三号は文教委員会に付託、次に**日程に追加**、**常任委員の任**については、文教及び民生委員に桑野議員（自）総務及び衛に西田（信）議員（自）を選任。

程に追加し、決議案第二号を議題とし提案者、田呂農地開拓副（改）より趣旨弁明あつて原案可決。

程に追加し、報告第五号を議題とし、笠井議員（社右）より、五号は質疑を省略し、十七名より成る**決算特別委員會を設置**し期までこれを存続することとして本件を付託せられたい旨の動、異議なくそのことに決し、直ちに委員の選任について諮り、うに決定、これを付託した。

野正輝（社左）　秋山孝太郎（協）
浦福督（改）　和平千治（労）
井幸衛（社右）　池田信孝（協）
藤初吉（改）　平野栄次（自）
下美作（改）　高田治郎（社左）
田輝利（社右）　中牧保（自）

文書番號	件名	付託委員會	審査の結果
243	道単獨救農工事施行の件	同	採択
陳情			
9	岩内保健所増築工事に対し補助の件	衛生	採択
60	遠別町隔離病舎設置に対し道費助成の件	同	同
118	南尻別村字名駒地区に道立診療所設置の件	同	同
376	上磯保健所C級をB級に昇格の件	同	同
336	函館市立柏木病院（精神病院）を道立移管の件	同	不採択
58	遠別町に結核病棟設置並びに間接撮影機購入の件	同	同
160	稚内市に道立看護婦養成所設置の件	同	同
375	道立精神病院設置の件	同	同
407	北海道沼田高等学校の道立移管促進の件	文教	採択
432	冷害凶作による学校給食の拡大実施の件	同	同
298	短期小学校教員養成所の道立移管の件	同	不採択
270	生活保護法基準額引上並びに年末見舞金支給の件	民生	採択
271	生活扶助料基本額改訂並びに入院患者に対する生活援護の件	同	同
59	遠別町東野部落に診療所設置並びに急救車購入の件	同	同

沖野政雄（公）　立原耕平（自）
本多吉江（改）　原田伊曾八（自）
桑野秀治郎（自）

次に議案第四十八号乃至第五十六号について二瓶予算特別委員長（協）より、審査の経過及び結果について報告があり、本案は委員長報告通り原案可決に決して、午後九時五十五分散会。

電源開發對策特別委員長報告

昭和二十七年七月設置せられました、本委員会の調査経過につきましては、昨年十二月十九日及び本年三月三十一日の二回に亘つて中間報告を申上げたのでありますが、ここにその後の調査経過について御報告を申上げたいと存じます。

先ず第一に、幌満川第三発電所建設工事に関する問題であります。本問題につきましては去る三月三十一日本会議において詳細報告を行い、これが完成の緊要なる実情に鑑み、その実態を調査し、完成促進のため万全の方途を講ずべき旨決議せられたところであります。

知事は本議会のこの決議の趣旨にのつとり、東邦電化株式会社の経営面について検討するとともに現地調査をも行い、種々検討致しました結果を六月二十日の本委員会において次の通り報告したのであります。即ち、

一、発電所経営について調査の結果は本委員会が先に事務的に調査計算した計数と相当に相違があること。

二、現在の地方財政資金の枠内では所用資金を起債により獲得することは困難の見透しであり、従つて本発電所の道営は困難であること。

三、東邦電化株式会社は増資を行つて本発電所の完成を期している情勢にあること。

四、先に陳情していた一億五千万円の融資斡旋については、その後の状勢の変化により二億円が必要となつたが、六月十九日富士製鉄工場長が知事に直接陳情したところによれば、この借入について市中銀行、興業銀行、開発銀行等より借入の見透しがあるので協力を要請されたこと。

五、右の情勢にあるので工事完成には側面的に協力していること。

以上の報告が知事から行われたのであります。

従いまして本委員会としては幌満川第三発電所の建設促進問題について、これを

64	遠別町立病院附属住宅新設費に対し助成の件	民生	採択
122	市町村に於いて行う消防水利施設整備事業に対し道費補助の件	同	同
143	阿寒村国民健康保険直営診療所設置費に対し補助の件	同	同
147	阿寒村雄別炭山に保育所設置の件	同	同
164	消防水利施設に対し補助の件	同	同
344	引揚者集団収容施設の疎開住宅建設促進の件	同	同
380	町村消防設備費に対し助成の件	同	同
359	胆振地区漁業災害対策の件	水産	同
403	水検乙部派出所新築の件	同	同
366	石狩湾禁止区域拡大反対の件	同	不採択
413	太平洋海域底曳網漁業の操業区域変更に関する通牒撤回の件	同	同
356	東川村所在東和土地改良区かんがい水温底下に関する調査の件	農地開拓	採択
386	上富良野町保安隊演習地に関する件	同	同
414	静狩原野開拓工事に伴う泥炭汚水流失による被害対策の件	同	同
427	冷害による救農対策の件	同	同
428	冷害による救農対策の件	同	同
437	冷害による救農対策の件	同	同

道営とすることは困難であり、且つ会社側は資金面に見透しを得たものと認められますので、知事の善処を要望し本件調査はこれを打切ることと致したのであります。

次に本委員会懸案事項としての夕張川総合開発に伴う発電事業の経営主体の問題について申上げます。

夕張川総合開発のための二股及び川端両地点の電源開発及び農業用水施設につきましては、昭和二十五年以来道において調査を継続し、更に昭和二十七年以降道及び開発局共同のもとに調査を行つて参つたのでありまして、昭和二十八年度国費予算におきまして当初調査費とされました二千五百万円をかんがい排水事業費として少額でありますが事業費予算をつけることに成功し、発電部門の経営主体決定を俟つて二十九年度より本格的工事の施行が要望されていたものでありますが、本地点は三菱鉱業株式会社の鉱区内であるため、本工事により一部埋蔵炭の採掘不能と現操業中の炭坑内に湧水が予想されるということで、これらの損害に対し三菱鉱業は国に補償を要求するとともに自家用発電を要望していたのでありまして、北海道開発庁においては農林省と協議の上、これが補償問題を解決し、更に二股、川端両地点の発電部門の経営主体を決定して二十九年度公共事業費予算を要求せんとしていたのであります。

然して、本年七月に至り、農林省においては夕張川総合開発に伴う農業用水施設並びに発電計画に対し、昨年既に計画を樹立したところでありましたが、この内発電部門関係に再度検討を加えた結果、二股地点の発電計画において最大出力一四、七〇〇キロワット、建設単価二十一円九十三銭に計画の一部が変更となり、当初計画における建設単価、二十七円に比して約五円程度低廉になることが判明いたした次第であります。

本発電所の経営主体につきましては前述のとおり三菱鉱業において発電所建設地点が同会社の敷地内であり、更に今後の出炭増強計画により多量の電力を必要とする観点から、自家用発電建設を強力に要望すると共に、各方面と折衝していたのでありまして、一方道は本道総合開発の一環として、高度の公共性を持つ本地点の電源開発は、これを道営として施行すべく計画し、ここに本地点の発電事業は三菱鉱業の自家発電と道の公営企業としての道営発電とが競合して参つたのであります。

依つて本委員会は去る十月一日本問題に関し道側の要望もありましたので、これが対策を検討いたしました結果、二十九年度において大巾に公共事業費を獲得し、事業の速かなる完成を最大の眼目とし、諸般の情勢を勘案して基本的には道営を以

438	冷害による救農対策の件	同	同
443	冷害による救農対策の件	同	同
102	別海村字第二区の過剰人植による移転開拓者に対する措置の件	同	不採択
412	上川郡鷹栖村北野天神裏保安隊射撃演習場設置反対の件	同	同
409	馬の伝染性貧血に対する対策樹立の件	農務	採択
419	冷害による救農対策の件	同	同
420	冷害による救農対策の件	同	同
421	冷害による救農対策の件	同	同
422	冷害による救農対策の件	同	同
423	冷害対策資金融資金の本道枠増額の件	同	同
424	雪害に伴う救農対策の件	同	同
435	冷害による救農対策の件	同	同
436	冷害による救農対策の件	同	同
429	冷害による救農対策の件	林務	同
442	冷害による薪炭用原木の廉価払下等に関する件	同	同
444	冷害対策として耕地防風、防霧林造成の件	同	同
430	冷害罹災農家に対し薪炭材確保の件	同	不採択

つて進むがその間巾をもつた考え方をもつて折衝することとし、上京委員の派遣を決定いたした次第であります。

上京委員は理事者側と緊密な連絡のもと常に本道総合開発の大局的見地に立つて、諸般の情勢を勘案しつつ慎重なる態度をもつて、発電事業経営主体の決定について関係方面と折衝を重ねたのであります。即ち十月初旬折衝の当初より本道と相協力し飽くまで三菱鉱業との電合により競願となつている、二股発電所の経営主体を決すべきであるとし、北海道開発庁、農林省、通産省及び経済審電庁と折衝するは勿論、三菱鉱業とも数次に亘り折衝を重ねたのでありまして、又道営として本事業を経営する場合の財政措置等につきまして自治庁、大蔵省とも折衝し、財政計画の検討を行つたのであります。

而して道は諸般の情勢上二股発電所の経営につきまして道の単独経営は困難と認められる面もあり、十月十四日に至り次のような三菱鉱業の資本参加を求める道との共同経営案を提示し、三菱側の同意を求めたのであります。即ち

第一に、本発電所は道営として地方公営企業法に基く企業体として経営すること。

第二に、本発電所の経営については道条例による運営委員会を設置し合理的運営を図ること。

第三に、三菱鉱業に対し大夕張地区の所要電力量を最大限に確保し、且つ、可能なる範囲に於て低廉に送電すること。

第四に、三菱鉱業は応分の資金を地方公営企業法第二十三条に基く方式により協力すること。

然し乍ら、本案は三菱側の了承を得るところとならず、三菱側はその経営主体決定を北海道開発庁の裁定に白紙委任するに至つたのであります。

これに対し道は発電及び水利事業の占める高度の公共性に鑑み、道民の利益を代表する立場において経営主体の決定を三菱同様、北海道開発庁に白紙委任することは困難であるとし、凡ゆる角度より検討し、尚道営を基本とする三菱鉱業との共同経営を強く主張し折衝を続けたのであります。

その間種々迂余曲折はありましたが、十一月三日に至り北海道開発庁は道営を基本とし、三菱鉱業の資本参加を求める次の如き裁定を下すに至つたのであります。

即ち、まず二股発電所の建設及び運営については、

第一に、道及び三菱鉱業は、本発電所の工事に要する費用の各半額を負担し、本発電所施設は両者の共有とすること。

⑧ 更に繼續審査されるもの

請願

文書番號	件名	付託委員會
174	堰堤築造及び発電所建設の実現促進の件	総務
193	米駐留軍演習用地接収関係経費に対する道費助成の件	同
202	北海道用金属機械類発注に関する件	同
341	苫小牧市産業会館設置費に対し道費助成の件	商工 採択
399	合成米生産設備に対する機械貸付の件	同 不採択
406	北海道寒地向住宅博覧会開催に対し道費補助の件	同 同
394	救農土木工事施行の件	土木 採択
389	ニセコ産業並びに観光道路を道道に昇格の件	同 同
223	小樽塩谷間町村道伍助澤道路を準地方費道昇格の件	同 不採択
111	昆布森村の通学道路工事施行の件	同 同
411	名寄―天塩線町村道産士線を地方費道に路線変更の件	同 同
434	冷害による救農対策として失業対策事業実施の件	労働 採択
433	冷害による救済土木工事施行の件	土木 同
445	被災農家救済土木工事施行の件	同 同

第二に、道は、本発電所施設の三菱鉱業に属する持分の貸與を受け、地方公営企業法の全部の適用を受ける電氣事業者となること。

第三に、本公営企業体は、三菱鉱業よりその持分の工事施行の委託を受け本発電所の工事を行うこと。

第四に、知事は本公営企業の業務を執行せしむるため、三菱鉱業の推薦する者をその管理者に任命すること。

第五に、本公営企業体は、発生電力の半分を一般供給し、残りの半分は特定供給として三菱鉱業に供給すること。但し供給条件その他については、両者の間において協定すること。

第六に、三菱鉱業の支払う電氣料金と、本公営企業体の支払う賃借料は相殺すること。

第七に、本発電所の建設及び運営の合理化を図るために、建設運営委員会を設けること。建設及び運営に必要な協定は、道及び三菱鉱業の間において締結すること。

以上が二股発電所の建設及び運営についてでありまして、次に川端発電所についてはこれを道営とすること。なお、二股堰堤建設の共同費の電氣負担金は（北海道炭鉱汽船負担金を除く）道、及び三菱鉱業において各半額を負担し、川端堰堤のそれは道において負担し、これら負担分に関する堰堤工事の施行は、道及び三菱鉱業より北海道開発局に委託すること。

なお、本案の実施に当つては、法令の関係があるので、それ等法令等の許される範囲内において可能の限り本案の主旨を生かすよう措置せられたいとの開発庁の要望があつたのであります。

以上の如き北海道開発庁案に対し、三菱鉱業は白紙委任をしている立場より勿論異議がなく、上京委員は理事者と協議の上、これを全面的に了承すべきであり、今迄のいきさつは水に流し今後三菱側と相提携し、速に夕張川総合開発事業の完成を図るべきであるとの結論に達した次第でありまして、去る十一月十七日の本委員会においてこの経過が報告され、満場一致この方針が了承された次第でありまして、ここに昨年来の懸案たる夕張川電源開発の経営主体の問題は基本的に解決を見た次第であります。本問題につきましては明年度以降公共事業費による農業水利施設事業費の獲得、発電事業を道営として行う場合の起債その他の財源の獲得等今後に尚問題が残つているのでありますが、十二月二十一日本委員会の運営について協議の結果、本委員会設置の当初その速かなる着工を要望致しました十勝川糠平、幾春別川等の大電源開発は道を挙げての猛運動と熱意により、電源開発株式会社の手によ

148	教員増員に関する件	文教	
167	教員増員の件	同	
175	美瑛町学校教職員の定員増加の件	同	
203	教員対策充実の件（七二件併合）	同	
208	教員定員引上の件	同	
218	教職員給與基準是正に関する件	同	
220	教育対策充実の件（三四件併合）	同	
224	福島高等学校に通常課程設置の件	同	
234	苫小牧市教職員増員の件	同	
119	奥忠別発電所建設反対の件	商工	
160	美瑛地区農地開発かんがい工事に伴う電源開発の件	同	
196	白老村にコンクリート工場誘致の件	同	
92	稚内市に労働会館設置の件	労働	
33	労働基準法に基く技能者養成に対し助成の件	同	
253	岩見澤市に労災病院設置の件	同	
320	美唄市に北海道労災病院設置の件	同	
207	町村道を地方費道昇格の件	土木	

り着工の運びに至り、又二ヵ年に亙り難航致しました夕張川発電部門の経営主体についても決定を見、本道電源開発の今後に明るい見透しを得るに至りましたので、本委員会による電源開発対策のための調査はこれを以つて終了することとし、今後は本道総合開発の一環として夫々関係部門の委員会によつて電源開発を推進すべきであるとの結論に達し、本委員会の調査は本会期を以つて終了すべきこととされたのであります。

以上が去る三月三十一日中間報告後の本委員会の調査の経過及び結果でありますが、本委員会設置以来本道電源開発の急務に思いを致され、凡ゆる困難と闘い十勝川糠平、幾春別川等の大電源開発を着工に導き、或は北電の行う電源開発に協力し或は道営電源開発に更に夕張川を加える等数々の成果を挙げ得るに至りました委員各位の御努力と本道電源開発に深い認識を寄せられ、御協力を賜つた中央関係当局に対し玆に深甚なる敬意と謝意を表し、私の報告を終らせていただきます。

豫算特別委員長報告

一

私は本日設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本日委員会が設置せられまするや、直ちに正副委員長の互選を行い、更に、本委員会の円滑なる議事運営をはかるため、各派一名よりなる理事を選出いたしまして、ただちに審議を開始したのでありますが、先ず審議の方法について協議いたしました結果、道職員、教職員等に対する期末手当については、早急に支給すべきでありとし、本委員会に付託されました案件中、期末手当に関連する議案第四十八号乃至第五十六号の九件を切離し一括審議を行つた次第であります。

今委員会における審査の過程において論議されました諸点を簡単に申し上げますと、臨時職員に対する期末手当の支給措置、又その支出予算の内容について、学校教職員休職者が復職した場合と新規採用者に対する手当支給率均衡の問題、期末手当の財源たる平衡交付金見積の妥当性、期末手当の予算措置の時期と予算の流し方に遺憾の点ありとの意見、又今回の期末手当が道人事委員会の勧告より下廻つていることを不満とする意見及び国家公務員に支給されている石炭手当と道職員との均衡、教職員の結核長期休養者の期末手当〇・七月分減額支給に対する措置、長期休養休職者に対する復職休職の循環措置に対する批判等活潑なる論議が交されたのであります。

しかしながら現下の切迫した経済事情においてこの程度の期末手当の支給はやむ

文書番号	件名	付託委員会
329	町村道淺茅野豊富線を準地方費道に編入の件	土木
71	町村道沼田町字恵比島―小平村字達布間を道道に移管の件	同
129	釧勝線鉄道敷設方要望の件	同
172	道道千歳、由仁線中御幸橋より米国駐留軍第二基地入口に至る町道を道道に編入の件	同
239	札幌都市計画西郊土地区画整理反対の件	同
214	豊富村字有明部落を稚内に編入の件	総務
222	地方公共団体の債務保証の件	同
81	函館市千代ヶ岱公園野球場建設費に対し道費補助の件	同
295	十勝郡大津村及び広尾郡大樹町忠類村の境界変更の件	同
297	会計年度の変更の件	同
321	留辺蘂町分町の件	同
144	事業税の外形標準税廃止又は減免措置の件	同
149	事業税減税措置の件	同
370	道税減免の件	同
372	バス（自動車）税軽減に関する件	同

陳情

を得ざるものとして議案第四十八号乃至第五十六号の九案件はいずれも原案可決に決した次第であります。

以上本委員会に付託された案件のうち急施を要する期末手当関係についての議案の審議の経過並びに結果の概要を申し上げ、私の報告を終ります。

○十二月二十六日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、予め時間延長の後、休憩、午後六時五十二分再開、諸般の報告の後、会期を二十八日まで二日間延長について諮り、異議なくそのことに決し、午後六時五十五分散会。

○十二月二十八日 午後二時五十六分開議、諸般の報告の後、予め時間延長、日程第一、議案第一号乃至第十五号、第十七号乃至第二十三号第二十五号乃至第二十七号、第二十九号乃至第四十七号、報告第一号第三号、第四号及び會議案第一号乃至第三号を議題に供し、次のように各委員長よりその審査の経過並びに結果について報告があつた。

二瓶豫算特別委員長（協）より議案第一号乃至第十五号、第二十九号乃至第三十三号、第四十一号、第四十六号について、

金澤衛生委員長（自）より、議案第十七号及び第二十号について

本多民生委員長（改）より、議案第十八号及び第二十一号について

三室勞働委員長（自）より、議案第十九号について

立原總務委員長（自）より、議案第二十二号、第三十四号、第三十五号、第三十八号、第四十号、第四十五号、第四十七号、報告第四号及び会議案第一号について、

林文教委員長（改）より、議案第二十三号、第三十六号、第三十七号第三十九号及び会議案第二号、第三号について

宮本農務委員長（協）より、議案第二十五号乃至第二十七号及び報告第一号、第二号について

德中土木委員長（自）より、議案第四十二号について

坂本水産委員長（自）より、議案第四十三号及び第四十四号について

次に中野議員（社右）より、議案第三十六号及び会議案第二号、第三

374	中小企業者並びに農民に対し寒冷地課税特別控除の件	同	
394	バスに対する自動車税課税標準の件	同	
202	函館商科短期大学に対し助成の件	同	
415	冷害による町村財政対策の件	同	
416	冷害による町村財政対策の件	同	
417	冷害罹災農家に対し税の減免	同	
418	冷害に伴う農業所得税の減免措置の件	同	
439	冷害による罹災農家に対する税の減免並びに町村財政対策の件	同	
440	冷害による村財政対策の件	同	
441	冷害による被災農家に対し諸税減免措置の件	同	
288	教育の改善振興措置の件	文教	
3	道立室蘭栄高等学校々舎改築並びに移設の件	同	
139	教員定員増加の件（七件併合）	同	
145	教職員の定員増及び手当増額の件	同	
352	教職員定員に関する件	同	
362	教育対策充実の件	同	
363	小、中学校教職員の配置基準引上の件	同	

号について少数意見の報告があつた後、議案第二十二号、第三十四号第三十六号及び会議案第一号乃至第三号について通告の討論に入り、中山議員（改）は議案第二十二号委員長報告（修正）に賛成、議案第三十四号及び第三十六号は原案に反対、会議案第一号乃至第三号は原案賛成、川人議員（社右）は、議案第三十四号及び第三十六号は原案賛成、議案第二十二号は修正に反対、会議案第一号乃至第三号は原案に反対、桑野議員（自）は、議案第三十四号及び第三十六号は原案反対、会議案第一号乃至第三号は原案賛成、議案第二十二号は修正案賛成、新川議員（労）は会議案第一号乃至第三号は原案に反対、議案第二十二号は修正に反対、議案第三十四号及び第三十六号は原案賛成の討論あり、ついで討論終結について詳り異議なくそのことに決し、採決に入り、議案第三十四号及び第三十六号は起立多数にて否決、会議案第一号乃至第三号は起立多数にて原案可決、議案第二十二号は起立多数にて修正可決に決した。ついで議案第一号乃至第十五号、第十七号乃至第二十一号、第二十三号、第二十五号乃至第二十七号、第二十九号乃至第三十三号、第三十五号、第三十七号乃至第四十七号についてはいずれも原案可決、議案第四十二号は承認議決、議案第四十四号は同意議決、また報告第一号、第三号、第四号についてはいずれも承認議決に決した。

次に**日程第二、請願、陳情審査の件**は委員会決定の通りに決定、

次に**日程に追加、決議案第三号**については提案者、坂本水産委員長（自）より趣旨弁明あつて原案可決。

次に**意見案第一号乃至第十一号**を一括議題とし、意見案第一号については四十栄総合開発調査特別副委員長（改）、意見案第二号については本多民生委員長（改）意見案第三号及び第四号については、徳中土木委員長（自）意見案第五号乃至第九号については、宮坂商工委員長（改）意見案第十号及び第十一号については、立原総務委員長（自）よりそれぞれ趣旨弁明あつて、いづれも原案通りに可決、暫時休憩、午後六時十四分再開、諸般の報告の後、**北海道町村合併促進審議會委員推薦の件**を議題とし、議長指名により立原議員（自）大久保議員（改）棚川議員（協）山内議員（労）を推薦に決定、次に林文教委員長（改）より、教職員の定数及びその配置並びにこれに伴う教育行財政の実態調査について報告。

次に**日程第三、閉會中請願陳情繼續審査の件、日程第四閉會中事務繼續調査の件、日程第五、閉會中決算繼續審査の件**を一括議題に供し、

410	三本建教員給與法実施に関する件	文教
82	植林地を農用適地として買収の件	農地開拓
130	足寄町大曙地区未墾地買収計画変更の件	同
437	冷害による開拓財産立木払下の件	同
387	漁業融通資金の分割償還の件	水産
12	旧軍人遺族恩給に関する要望の件	民生
25	幌満第三発電所の建設資金調達の件	商工
133	白井川二股ダム建設反対の件	同
349	工場誘致の件	同
367	北海道農業試験場北見支場存置の件	農務
242	岩見澤市に労災病院設置促進の件	労働
243	北海道労災病院建設地選定の件	同
161	ヤリムカシ厚床間観光道路設置の件	土木

本案はいずれも閉会中、関係委員会に審査又は調査を付託することに決定、以上をもつて案件の全部を議了につき、蒔田議長挨拶を述べて午後六時三十七分閉会。

豫算特別委員長報告

私は予算特別委員会の委員長として、ここに委員会の経過並びに結果の概要について御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました議案の内、期末手当に関する議案、第四十八号乃至第五十六号の九案件につきましては、去る二十四日審査の結果を御報告申し上げたのでありまして、二十五日よりこの九案件を除いた議案、第一号乃至第十五号、第二十九号乃至第三十三号、第四十一号及び第四十六号の二十二案件を一括して審議いたした次第であります。

まず審議の方法としては、各部所管ごとに分類して質疑を進めることとし、二十五日は、まず最初に水産部、農地開拓部、商工部、建築部の四部、次に土木部、労働部、農務部、衛生部の四部の所管について質疑を行い、二十六日には総務部、教育委員会、民生部、林務部の四部の所管について質疑を行つた次第であります。

この間、委員各位におかれては終始熱心に道政各般の具体的諸問題について、理事者側との間に活潑なる論議を展開せられ、更にこれが結論を得るため、二十七日も委員会を開き慎重なる審議検討を行いました上お手許に配付の報告書の通りそれぞれ決定いたした次第でありまして、この際、委員各位の御労苦に対しましては深甚なる敬意を表する次第であります。

いま、本委員会における審議の過程において論議されました主なる点について申し上げますと、

漁業取締船の強化充実対策、船員、機関士の養成問題、道南、石狩の凶漁に伴う漁村振興方策北洋漁業公社の経営実態及び出漁母船、独行船の確保対策、国営直轄土地改良事業に対する道費負担増に関する問題、開拓保健婦の定員増加に関する問題、物産斡旋所の施設拡充及び滞流対策、地下資源調査に必要な技術者の確保問題産業振興のための機械の適正なる貸與及びこれが未回収金に対する回収強化措置、亜麻製品に対する消費税課税に伴う亜麻の生産消流及び課税反対対策、道立病院の赤字解消及び経理の適正化、巡回医療の強化充実対策、救農土木事業による日雇労務者雇傭問題、日雇労務者賃金と生活保護法による給付金との不均衡及びこれが不合理是正問題、国民健康保険診療所の配置計画とその適正化、季節保育所の増設問題青少年の不良化防止対策、旧土人の保護対策、冷害による農作物の品種改良とその指導方針、国の産業経済費削減に伴う農業振興に與える影響とその対策、道有林払下げ方法の適正化、開拓予定地となつている道有林伐採跡地の荒廃部に対する植林問題、土木機械の整備及び土木現業所職員の公宅充足問題、河川切替による堤防敷地の利用問題、道税徴収事務の強化方策、起債増加に伴う道財政のひつ迫に対する融健全財政の確立対策、弘報活動の効果的普及指導方策、各種貸付金の貸付事務を金機関に委託する制度の是非、通信教育の強化対策、僻地における通信施設の充実問題、学校火災防止対策としての防火施設の強化充実と人事管理の欠陥是正、青年学級制度の普及及び振興方策、学校給食制度の強化充実方策、教職員の予算定員の見積、欠員補充措置等をめぐる教育費予算編成措置の不適正、学校職員に対する給與条例を無視する昇給の実施等の諸問題について活潑なる論議が交わされたのであります。

以上の如き質疑ののち、昨二十七日委員全員による協議会において議案の取扱について協議の結果、道職員及び教職員のベースアップに伴う給與条例改正案については、文教、総務両委員会において知事提出の原案と異なる会議案が成立しておりますが、これに伴う予算措置は理事者において検討の上、適当の機会に提案さるべきものであり本委員会としてはこれを取り上ぐべき限りでないとし、直ちに正式委員会を開いて審査の結果、各案件とも適当と認め原案の通り可決いたした次第であります。

以上本委員会の付託議案審査の経過及び結果を申し上げ、私の報告を終ります。

文教委員長報告

私は過般当文教委員会に調査を付託せられました教職員の定数及びその配置並びにこれに伴う教育行財政の実態調査につきまして、その調査経過の概要並びに結果について御報告申上げます。

御承知の通り当委員会に本調査が付託されましたのは本年六月の第二回定例道議会におきまして、小、中、高各学校の児童、生徒数の自然増に伴いまする教員定数条例改正案の審議経過並びに教職員定数増加に関し、各方面よりの要望熾烈なる情勢に鑑みまして本道における教育の実態が如何なる状態におかれているかを把握するための必要なる調査を行うべしとされ、六月二十四日、これが調査を付託されたものであります。本委員会と致しましては、こと本道の教育に直接影響をもちまする教員の定数並びに配置という重要な問題でありますだけにその使命の重大である

ことに深く思いをいたし、爾来今日まで慎重なる調査を進めて参つた次第であります。

即ち本件が付託されましてから六ヵ月の長期に亘り教育行財政のあらゆる角度より調査協議のため開会されました委員会は二十三回、実態把握のため道教委事務局同地方事務局、市町村教委事務局及び小、中、高の各学校の実地調査を行うこと延百九ヵ所の多きに達し、更には先進他府県の実情調査及び文部省等にも参る等慎重を期して参つた次第であります。

以下少しくその経過を申し上げますならば、第二回定例議会終了直後本委員会を開き調査方法について協議を致しました結果、先ず具体的な調査を行うに先立ち関係資料による検討を行うことを決しまして道教委に対し関係資料の提出を要求致しますと共に議会事務局をして資料の蒐集を行わせたのであります。

ついで七月中旬より委員会を再会致しまして提出資料に対する道教委当局の説明を求めますと共にその検討を行い、この結果道内の実地調査を行うことの必要を認めたのでありますが、その方法として先ず道内一般の実地調査にさきだち、全員を以つてする都市、僻地についてのモデル調査を行うべきであるとの意見の一致を見まして七月二十七日より同月三十日に亘り都市としては小樽市、僻地としては雨竜郡北竜村所在の小、中、高各学校を調査致したのであります。而してこのモデル調査の結果に基きまして協議検討の結果次ぎに申述べます諸事項を今後実地調査を行いまする調査方針の参考とすることに決したのであります。即ち第一は教職員の定員に関する事項であります。これにつきましては、

○認可学級と実学級の関係及び学級編成の実態。
○配置定員と充足状況及び現在員の資格別、男女別実態。
○勤務内容について直接教育、間接教育の実態。
○休職、年次休暇、欠勤、出張等の実態。
○事務処理の状況及び事務職員配置の実態。
○養護教諭採用の実態及びその職務内容
○特殊学級の設置状況及びその実態。
○学校設置の状況と定員の関係。
○最近における前記各項目の推移状況。

等であります。

第二は教職員の配置に対する事項であります。これにつきましては、

○都市と農漁村、僻地の配置状況。
○単級及び複式学校における状況。
○定時制学校における状況。
○教職員新規採用の措置。

等であります。

第三は教育行政に対する事項でありますが、これにつきましては、

○道教委、道教委地方事務局、市町村教委との関係。
○人事交流の状況
○教育長の専任状況

等であります。

第四は教育財政に対する事項でありますが、これにつきましては、

○事務職員の市町村財政に及ぼしている実態。
○施設建設等が市町村財政に及ぼしている実態
○教具、教材整備の実態
○道財政から見た定員の問題
○教員住宅の実態
○P・T・A、予算の実態

等でありますが、調査に当つて以上の諸事項は例示であり必ずしもこれに限定することなく、教育事情の全般に亘り調査を実施することとされたのであります。

この方針のもとに八月二十六日より九月四日まで二班編成を以つて第一班は網走釧路国、根室の各支庁管内、三市五ヵ町村、十七学校を、第二班は十勝、日高、胆振の各支庁管内、三市四町、十六学校並びに当該道教委地方事務局及び市町村教育委員会等について第一次道内調査を実施致したのでありますが、調査に当りましては都市の多級、学校の実情、或は僻地における単級、復式学校の実情等、その内容は定員その他教育関係の各般に亘り深く掘り下げられた調査を実施致したのであります。

而して本調査に対しまする結果等については九月開会の第三回定例道議会等の関係より委員会の開会は暫時見合わせ各委員夫々の観点において検討することとしたのであります。

次いで第三回定例道議会終了直後の委員会におきまして他府県の実情調査について協議する処があつたのでありますが、人口の密度、面積、氣象条件、交通、経済等各般に亘り著しく事情を異にする本道を他府県と一挙に比較対照することに無理がありますので、他府県の実例はあくまで本件調査に当つての参考資料として活用

することとし十月十日より十月二十二日の日程を以つて第一班は長野、富山、兵庫第二班は岩手、静岡、京都等各府県に亘り、主として府県教育委員会事務局について教職員の定数、配置及び教育行財政の関係並びにその特異性等について実情調査を行つた次第であります。

ついで十月二十四日開会されました委員会におきまして道内未調査の支庁についても調査をなすべきであるとの決定にもとづきまして十月二十七日より十一月五日の日程を以つて第一班は宗谷、留萌、上川、空知の各支庁管内、三市七ヵ町村、十六学校、第二班は渡島、檜山、後志、石狩の各支庁管内二市九ヵ町村、十八学校、並びに当該道教委地方事務局及び市町村教育委員会等について綿密なる調査が実施せられたのであります。

而して本調査終了後開会されました委員会におきましては、各調査報告書の取まとめ、並びに結論を打ち出すべき委員会日程等につきまして協議がなされたのでありますが、案件の重要性と道民の本問題に対する重大関心等に思いを致し各委員において調査結果の整理検討をなし然る後意見の発表、並びに討論に入ることの申し合せを行い、本月八日よりその最終段階の委員会に入り十六日まで続行致したのでありますが、この間各委員の間には終始熱心なる意見、論議がなされたのであります。

以下これらの論議の焦点となりましたものを申上げますならば、先ず本道の場合地域的後進性により他府県に比し特に無資格教員の率の高いことが挙げられ就中有資格者が都市に偏在していることが認められ、その理由として医療、文化施設等地域環境の不備、交通の不便、住宅の不備、これに加える経済上の悪条件、更には教員養成機関が人口の増加に伴わず有資格教員の絶対量に不足を来していること並びに実情に即しない現行法上からくる人事交流の不円滑等を挙げ、種々論議されたのでありますが、この対策と致しまして僻地教員の経済面から来る盆路打開のため給與面における待遇の改善、住宅の確保を図るとともに、有資格教員確保の打開策としては、学芸大学の整備充実による募集人員の拡大、短期教員養成機関の増設を行う外、教員の素質低下を来さないことを前提とした検定試験制度の合理化、現行免許法の改正、人事交流の改善及び僻地教育振興法の早期制定等の実現を図るべきであるとされたのであります。

次に教職員の勤務内容の問題であります。現在の教職員の勤務内容を大別すると理論的には第一に直接教育活動、第二に間接教育活動、第三に学校事務、第四に校外指導その他でありまして第一の直接教育としましては教科学習指導、生徒会クラブ活動、ホーム、ルーム等の指導であり、第二の間接教育といたしましては教材研究、研究会、講習会、学校運営、成績評価、P・T、A運営等であり、第三の学校事務としましては、公文書、調査、統計の庶務、指導要録、金銭取扱事務等であり第四の校外指導その他としましては、家庭訪問、成人学校、母親学級、青年学級等社会教育活動となつておりますが、新学制の実施により教育活動の事務量が著しく増大し、これらが教員のオーバーワークの原因となつており、更に現状においては定員不足に伴う教科時間の増大、殊に本年三月末における定員の吸上げ等によつて教職員の勤務時間は非常に増大しているとの意見もありましたが、反面学校並びに人事管理の面において適正を欠くもの、即ち校長が人事管理に欠くる面があつたため、自校の配置指導主事の動静さえ把握されていなかつたり、或は定員の不足にもかかわらず多数教諭の長期出張及び必要数以上の出張を認めていたり、或は異常な遅刻等が見受けられ、これらも教員のオーバーワークの一因をなしているので、学校並びに人事管理については厳格を期すべきであるという意見もあつたのであります。次に道財政の逼迫に伴いまして昭和二十六年度以降暫時定数の基準において減少し、ために多級学校特に中学校、高等学校等における多級学校の基準定数の減少が甚だしいものがあるとし、その原因は本道の場合他府県に比し単級、複式等の小規模学校が多いため多級学校にしわよせされているとの意見もあつた次第であります。次に中学校における教科別担任制の問題につきましては現行免許法の関連において二科目教科の免許を取得すればことたることとなつているのでありますが、これでは小規模学校の場合正規教科の担任にさえ事欠くこととなり、単級複式の小規模校を多くかかえる本道の現状においては重大な影響があり、この点に対する対策が強く論議されたのであります。殊にこれに関連致しまして教員養成機関の劣弱な事が併せて指摘されたのでありますが、これが打開策として根本的には関係当局に対し本道の特殊性を強く訴え、復雑多岐に亘る現行法を実情に即応して簡易集約化すると共に免許状取得についても素質の低下を招来させない限りにおいて緩和するよう改正の方向にもつてゆくと共に当分の間本道に対する特例を認める事を強く要請すべきであるとされたのであります。次に学校事務職員の問題でありますが、近時小、中学校におきましては、調査、統計その他連絡、照会、給與等に関する諸事務が増大し、これ等の事務処理のために、校長、教頭は勿論、教員もその負担を余儀なくされることにより、教壇に及ぼす影響が大きく特に町村の中心学校にあつてはその影響が甚しい実情におかれているのであります。

しかるに現行小、中学校事務職員の配置基準は小学校において二十五学級以上、中学校においては十八学級以上となつているのでありまして、これにつきましては

現行基準学級数を引下げ事務職員の配置を行い教員をして教壇に専念せしむべきであるとされたのであります。

次に養護教諭の問題であります。養護教諭については現行法により必置教員となつているのでありますが、養護教員の養成機関の未整備と有資格者過少の関係から緩和規程が設けられているのであります。

しかして養護教員の職務とするところは、学校衛生の管理、不治の疾病、精薄養護兒童生徒に対する取扱等でありまして、その使命は重要なるものであります。しかるに本道における養護教員の配置事情は、一般教員の定員枠内配置となつているため、一般教員事情の切迫に伴つて勢い学科担任に重きを置くため、必要に迫られつつも未配置の学校が多く、ために市町村において已むなく自費を以つて養護教諭に代る養護婦、衛生婦等を配置している学校も見受けられる実情でありまして、本道の場合昭和二十七年度統計によりますと養護教員配置学校数は全道学校数の六%に過ぎず、全国的に見る場合、その配置数は最下位におかれている現状であります。これに対しまして、兒童、生徒の保健体育の増進並びに学校衛生管理の撤底を期する意味において養護教諭は一般教員定員の枠外に配置すべきであるとの意見更に道財政逼迫下の現状においては暫時の間市町村費を以つて養護教員に代る養護婦、衛生婦等の配置もやむを得ないのではないかとの意見もあつたのであります。

次に道教委と市町村教委の関連についてであります。市町村教委発足に伴い地域社会の教育に対する熱意の向上している点は認められますが、その反面これがため道教委においては教育に関する指導、助言の義務が付加され且つ事務処理面においては従来と何等異ることなく、むしろ事務の繁雑化をきたし事務量が増大している傾向にあるばかりでなく、特に教員の人事権が市町村教委に移された関係上全道的な人事交流が不可能なため教育実施上に大いなる支障を與えているとせられたのであります。従いまして人事交流の根本的対策といたしましては、教職員の任命権を道教委に一元化するよう法の改正を国に強く要請すべきであるとされたのであります。

次に定時制高校における時間講師の問題でありますが、定時制高校における教員不足の現状に鑑み時間講師に対する手当を増額し、これが採用の緩和を図るべきであるとされたのであります。

次に教員素質向上のための各種の研修研究等の講習会についてでありますが、無資格教員の資質向上のためのこれら講習会の実施は、有資格教員への移行対策としてその必要性は充分に認めるが、これら講習会の運営についてはでき得る限り、開催時期、開催地等の合理化、能率化を図り、教壇えの支障を最小限にとどめるよう心がけるべきであるとされたのであります。

次に結核休職者の取扱いの問題でありますが、結核休職者につきまして三年間は休職として定員の枠外として取扱つているのでありますが、三年間の休職でなお教壇に立ち得ないものも四年目には定員に含まれる措置を採つている関係上それだけ教育に支障をきたしている面もあり、且つその実態が把握されていないので結核休職者の実数を充分把握すると共に四年目該当者の措置については適当でないと思考されるので充分研究すべきであるとの意見があつたのであります。次に定数条例と予算措置の問題でありますが、これについては定数条例の数を引上げ、当該年度の予算の範囲内において適宜配置措置を講ずべきであるとの意見があり、反面この如き措置を講ずることによつて必然的に高給高齢者の取扱が等閑に付せられるとの論議があり、この取扱に当つては退職後嘱託その他適宜の措置を講じ、又は退職手当の増額によつて希望退職等の方途を講ずべきであるとの意見もあつたのであります。

委員会と致しましては、これ等の意見に対しましても道財政の実態等よりして、最終結論はあらゆる角度より慎重調査さるべきものであることを認め、結論に対しては多少の余地を残したまま十六日の委員会におきまして各党一名よりなる小委員会を設置いたしまして、この総合調整並びに報告書の起草を一任致した次第であります。

これによりまして小委員会は翌十七日より審議に入り慎重協議の上、その結果の報告が本委員会になされたのでありますが、委員会と致しましては更にこの報告に基き慎重検討の結果本日の委員会におきまして、結論といたしまして、別紙報告書の通り調査意見を決した次第であります。

以上本委員会におきまする調査の経過並びに結果の概要について御報告申上げました。

決議、意見書

決議案第二號

（昭和二八、一二、二四原案可決）

農地開拓委員長　安達德太郎君提出

北海道十勝郡大津村の米駐留軍演習地接收反對に關する決議

日米安全保障条約に基づく行政協定に依り、米駐留軍の総合演習地として、十勝郡大津村とその沖合の使用につき、日米合同委員会に於いて協議中と伝えられるが大津村の予定地区たる湧洞及び長節は同村の中心部より南方約四キロ乃至十四キロの地点にあり、その予定面積は陸上約六、〇〇〇町歩、海域約一〇、〇〇〇ヤードと言われているが、同演習予定地は民有地一、七〇〇町歩、村有地二、五〇〇町歩共同所有地二六〇町歩、村有薪炭備林二七〇町歩、道有林一、一〇〇町歩、開拓地四三〇町歩に上り、また同地域は古くより馬産地として知られ、而かも酪農五カ年計画にもとづく諸計画が着々進められ、現在の放牧家畜は一、二〇〇頭を算し、更に開拓地四三五町歩の入植計画についても漸次入地を見ている現況にある。

また、海域についてみるに、同海域は鰊定置網八カ統、鮭定置網七カ統の許可漁業権を有し、更に附近海面一帯は豊富なる魚族の回游地として知られ、大津村の小手繰漁業一四五隻は許より、廣く十勝、釧路沿岸漁民の漁獲地として重大使命を有している。

従つて、此の地区に於いて伝えられる如き総合演習が敢行される場合には、営農施設の破壊、牧野山林等の損潰、出漁の制限等その被害甚だしく生命の危險をすら感ぜられることは他地区における演習の結果に照しても明白である。

従つて、之等の地区が演習の目的に供される場合には同地区の農漁民三九〇戸は許より昭和二十七年春の十勝沖震災以来打ちつづく凶漁冷水害等の天災により、さなきだに疲弊した同村は、その中心部の分断により同村行政の將来は、全くその機能を喪い、一二〇年来十勝文化発祥の地として悪条件とたたかい、北方産業確立のため営々築き上げたるその歴史的使命に終止符を打つことが予測されるが、そのことは又苦難の歴史に徴しても村民の堪え得ざるものというべく、洵に憂慮に堪えないものがある。

また嘗つて駐留軍演習時接収の状況を見るに、全国の接収面積約十万町歩の内北海道は既にその四割三分に該当する四万三千二百六十一町歩を接収されている実情にあり、依つて本議会は現下の国情よりして、道内産業の振興による経済の自立と民生の安定こそ重大課題であると考えられるので、大津村米駐留軍演習地接収については諸般の事情を勘案し、茲に反対の意を表明するものである。

右決議する

北海道議会議長　蒔田余吉

決議案第三號

（昭和二八、一二、二八原案可決）

水産委員長　坂本與平君提出

昭和二十九年度北洋鮭鱒流網獨航船の割當增加に關する要望決議

昭和二十九年度北洋鮭鱒流網独航船の府県別割当は府県九十三隻、北海道六十七隻即ち五八％対四二％に決定を見たのであるが、北洋鮭鱒漁業は過去の歴史的漁場を尊重し、日米加漁業条約により再開されたものでありこの歴史の上において北海道は五〇％の実績を有し、漁民が北方の漁業資源により生きんとすることは自然の理であつて、今回の独航船割当はこれに反すると言わなければならない。

また嘗つて戰後における北海道は千島、樺太引揚漁民の約八割を収容し、その上内地各種漁業衰退のしわ寄せを受けたる結果、北海道沿岸漁場は荒廃の一途を辿つている実情にあつて北洋進出以外に局面打開の方途なき現況にあるので、昭和二十九年度北洋鮭鱒流網独航船の割当については絶対承服し得ないところであるから政府においては事の重大性を認識し実情を再検討の上北海道に対しては最低内地と同数に達するまで隻数の增配措置を講ぜられるよう本議会の決議を以つて強く要望する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
農林大臣
水産庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

内閣総理大臣
外務大臣
農林大臣
調達庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第一號

（昭和二八、一二、二八原案可決）
総合開発調査特別委員長　坂東秀太郎君提出

積雪寒冷地帯における固定資産耐用年数短縮に關する意見書（陳情書）

一、北海道における鉱工業の発展を期するため、積雪寒冷地帯における固定資産の耐用年数を適正化し、毎事業年度における償却率を高め、以つて資本蓄積を容易ならしめるとともに税負担の軽減を図るよう法人税法所得税法上の特別措置を講ぜられたい。

（理　由）

本道総合開発の終局の目的を達成するためには、産業特に鉱工業の発達にまたねばならない。然るに本道の如き積雪寒冷地帯においては、鉱工業施設そのものが他地域に比べ、割高になつている上に、その耐用年数もかなり短いにも拘わらず税法上固定資産の耐用年数は全国同一に取扱われ、劃一的な償却が行なわれている実情にある。

このことは企業経営面において資本蓄積をそれだけ困難ならしめ、ひいては資本の過大見積りの傾向を増長し、他面また、租税負担を大ならしめる結果となつている。

従つて、このままに放置するときは本道鉱工業の発達を阻害するのみならず、わが国産業配置の適正を破り、国民経済に及ぼす影響も大なるものがあると思料せられる。

かかる弊を是正し、地域経済力の増進と国民経済の健全なる発達に寄與するためには積雪寒冷地帯としての北海道における固定資産の耐用年数を適正に短縮しこの実態に即するよう法人税法、所得税法に基く大蔵省令等の改訂又は特別法の制定等の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、農林大臣
通商産業大臣、運輸大臣、内閣官房長官、衆議院議長
参議院議長、経済審議庁長官、北海道開発庁長官
日銀総裁、農林漁業金融公庫総裁、自治庁長官
北海道開発局長、札幌国税局長
各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第二號

（昭和二八、一二、二八原案可決）
民生委員長　本多吉江君提出

國民健康保險醫療給付費に對する國庫助成の法制化に關する意見書

一、国民健康保険事業の現状に鑑み医療給付費に対する国庫助成については速かに法制化をなし国民健康保険の振興措置を講ぜられたい。

（理　由）

国民健康保険事業は昭和二十三年以降逐次法の改正により漸次頽勢を挽回し、本道においてもこれが実施市町村は百二十余、その普及率四十一％に達し、更に今後事業開始予定にある市町村も相当数が見込まれるに至つたのである。

然るにその運営においては点数の改訂、受診率の増高に伴う療養給付費の自然増等により財政的苦難にあえぐ実情におかれている処より国においても本事業のぜい弱なる財政立直しの見地より本年度において医療給付費に対し二割助成の方途を講ぜられたのであるが、国民健康保険事業の再建整備は国の強い恒久的助成に俟たなければその実現は望み得ない実情におかれているのである。

依つて国民健康保険の現状に鑑み医療給付費に対する国庫助成については速かに法制化をなし本事業の振興措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
厚生大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長
衆議院厚生委員長
参議院厚生委員長
各通（行政庁以外は陳情とする）

意見案第三號

（昭和二八、一二、二八原案可決）
土木委員長　徳中祐滿君提出

道路整備五カ年計畫による道路費豫算増額要望に關する意見書

一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基く道路整備五カ年計画による北海道道路改修費補助予算の増額措置につき特段の配慮を願いたい。

（理　由）

北海道における道路の発達は内地府県のそれに比し著しく劣り、道路の密度においても国道及び道道は全国平均の四分一程度に過ぎない現況にある。然るに先般道路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定せられ、これに基いて道路整備事業は増大強化され、特に北海道においても画期的躍進を見るものと期待したるも内示された計画によれば本道の実情からみて、その余りにも過少なる点遺憾に堪えない。

即ち昭和二十八年度公共事業費に対する補助額は、全国予算額の四％が認められたのにかかわらず、本計画によるときは、その比は二・二％に低下しているということであつて北海道における幹線道路である国道の改修は全額国庫負担の途が講ぜられ着々整備されつつあるものの未開発資源を最高度に開発し、生産力の飛躍的上昇を図るためには、更に地方幹線道路網の整備拡充を図ることが当面の緊急事とされている実情に鑑み支障大なるものがある。

よつて内示された四〇億のみにては本道の特殊事情よりして到底賄い得ないものであることは明らかであるので、これが増額措置の方途を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

建設大臣
大蔵大臣
開発庁長官
衆議院議長
参議院議長
各　通

（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第四號

（昭和二八、一二、二八原案可決）

土木委員長　徳中廸満君提出

一級國道五號線（札樽國道）鋪裝工事完成方に關する意見書

本道の枢要の地にある一級国道五号線（札樽国道）鋪装工事の早期完成につき特段の配意を願いたい。

（理　由）

北海道総合開発の根幹とも言うべき道路網は本道のもつ廣域性に起因しその延長粁数及び整備において著しく遅れ、従つて諸産業の振興発展に大なる支障を来していたが戦後漸く本道の総合開発の重要性が認識せられ、開発上不可欠の道路整備計画の樹立に伴い着々これが実施に移されているが、就中最重要の道路である一級国道五号線（通称札樽国道）は昭和二十八年度より鋪装工事に着工したのであるが、現況のまま鋪装工事中止の場合は二十九年度以降において延長十二粁四二三米が未鋪装のまま残される結果となり、斯くて札幌・小樽間自動車交通上大なる支障を招来し、一日一、一一八台の多きに達する自動車交通の外駐留軍、保安隊等の車輛も著るしく運行増加の傾向にある本区間が依然として砂利道として取残されることは交通保安上將又衛生上洵に寒心に堪えないものがある。

よつて沿道市町村の一大関心事はもとより本道の運輸行政上札幌・小樽間一級国道五号線の鋪装工事早期完成方につき強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

建設大臣
大蔵大臣
北海道開発庁長官
北海道開発局長
衆議院議長
参議院議長
各　通

（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第五號

（昭和二八、一二、二八原案可決）

商工委員長　宮坂壽美雄君提出

青函航路貨物運賃の是正に關する意見書

北海道の産業経済伸長に重大制約を加える青森・函館間貨物運送粁程、即ち擬制距離たる四百五十粁程をもつて算する現行高率料金制度はこれを速かに廃止し実距離百十三粁程による合理的運賃とされる様是正の途を講ぜられたい。

（理　由）

本道の総合開発は我国経済の再建に重要な使命を荷負つているのであるが、この重大なる事業の推進とそれに伴う産業経済の円滑なる発展を期する上において現行青函航路の貨物運賃制度は実粁程百十三粁に対し、その約四倍たる四百五十

粁程をもつて算する高率料金制度を採用されていることは甚だ不合理なものと言わなければならないこのことは漸く開発途上にある本道産業経済の伸展に重大なる制約を加え、且つ道民生活に尠からぬ影響を及ぼす結果となつている。依つて本道産業の振興を促進する見地から、かかる擬制距離を基礎とする高率料金制度はこれを速かに廃止し実距離百十三粁程による合理的運賃制度とされる様是正の途を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
大蔵大臣・運輸大臣
北海道開発庁長官
日本国有鉄道総裁
運輸総支配人
青函鉄道管理局長
衆議院議長
参議院議長　各通

（行政庁以外は陳情書として提出する）

意見案第六號

（昭和二八、一二、二八原案可決）

商工委員長　宮坂壽美雄君提出

日中貿易協定に關する意見書（陳情書）

北海道貿易産業の振興を図るため、過般中国通商視察議員団によつて締結された「日中貿易協定」及び同視察団議員団の中国側受入れの際の交換条件たる中国政治協商会議代表の我が国への招請を承認し、更に今後の友好密接なる日中貿易を促進するため、両国間相互における自由渡航につき、これが早急実現を期せられたい。

（理由）

北海道産業経済の発展は中国との正常なる貿易関係増進に係るところ大なるものがあり、この事は本道経済界は勿論道民挙げて熟望しているところである。過般中国において国会各党派代表議員並びに貿易業界代表よりなる中国通商視察議員団によつて締結された「日中貿易協定」は平等互利の立場から日中両国代表の完全なる同意のもとに締結されたものであつて政府においてこれが日中貿易の達成に万全なる施策を講ぜられるならば同協定の完全実施は明かである。依つて政府は速かに「日中貿易協定」及び中国通商視察議員団の中国側受入れの際の交換条件たる中国政治協商会議代表の我国招請を承認し且つ又、今後の友好密接なる日中貿易を促進するため両国間相互の自由なる渡航につき、これが早急実現の措置を講ぜられる様要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
通商産業大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長　各通

（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第七號

（昭和二八、一二、二八原案可決）

商工委員長　宮坂壽美雄君提出

石油資源開發促進に關する意見書（陳情書）

一、近代諸産業の原動力たる石油製品の自給度の向上を期し併せて本道産業の振興を図るため廣大なる地域を有する本道未開発油田の計画的開発を実施し得る様速かに積極的施策を講ぜられたい。

（理由）

我が国における石油生産量は総需要量の僅か五%を産するに過ぎず、残余の九五%は外国よりの輸入に依存しているため、需要の増大に伴い国内産油の増加を期しない限り莫大なる外貨を消費するは勿論、我が石油市場に対する外国石油会社の支配力を強固にする結果となつている。この状態を改善し石油製品の自給度を向上させるためには国内石油鉱業の発展を期し、未開発油田地域の開発促進にかかつている事は言を俟たないところである。本道における含油層堆積地帯は道西部、道中部、道東部に分布しその面積約二一、〇〇〇平方粁に及ぶ廣大なる未開発油田を有しており、もしこれが計画的開発を行うならば現在の確定埋蔵量二六、〇〇〇万の数百倍化するであろう事が予想されるが、現在の産油量においては年間四、〇〇〇万に過ぎず、本州のそれに比し著しい低率を示めしている。かかる折、通商産業省においては昭和二十九年度以降五ヵ年間の石油資源総合開発計画を策定された事は、本道未開発油田開発に希望を持たれるに至り喜びに堪えない。依つて政府は石油資源総合開発五ヵ年計画を強力に実施し廣大なる地域を

有する本道未開発油田の調期的開発を推進する様強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
通商産業大臣
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長
各　通

（行政庁以外は陳情書とする）

（昭和二八、一二、二八原案可決）

商工委員長　宮坂譜美雄君提出

意見案第八號

外國産鉛筆用材の輸入制限方に關する意見書（陳情書）

北海道産業経済の振興に重大影響を及ぼす外国鉛筆用材の輸入を極力制限し国内鉛筆軸板工業の維持育成を図られたい。

（理　由）

北海道における鉛筆用軸板の生産は全国需要量の八〇%を占め、その製造工業においては本道北東部における重要産業の一つとなつている。近年本邦輸出用鉛筆材としてアメリカ産インセンスレダー材の輸入漸増により本道における鉛筆用軸板工業は外国材の圧迫をうけ極めて不振の状況に陥つている。

依つて国産材愛用輸入材の国内消費用途への流用防止の見地等から極力これが輸入制限と国内鉛筆軸板工業の維持育成を図られる様速かに適切なる措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
通商産業大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長
各　通

（行政庁以外は陳情書とする）

（昭和二八、一二、二八原案可決）

商工委員長　宮坂譜美雄君提出

意見案第九號

東南アジア諸國における水産物輸入關税の輕減方に關する意見書（陳情書）

一、タイ国及びインドネシヤ国等の東南アジア諸国において最近設定した北海道特産塩干魚、貝藻類に対する輸入関税の引き上げは、本道貿易産業の振興を阻害するものであるから速かに軽減される様適切なる措置を講ぜられたい。

（理　由）

本道よりタイ国及びインドネシヤ国を主とする東南アジア諸国に対し輸出される塩干魚、貝藻類等の水産物は年間約二十五億円に及ぶ巨額に達しているが中国貿易の未だ不振なる今日本道最大の顧客たるタイ及びインドネシヤ両国においては外貨節約等諸種の事情より極力輸入の抑制を図るため、これら諸品目に対してタイ国十五割乃至二十八割、インドネシヤ国においては十五割の高率関税を課している。ために、これら地域に対する輸出中継貿易地たる香港及びシンガポール等においては本道水産物の尨大なる滞貨を生ずると共に相場の暴落を来し、事実上輸出不可能の現況にある。この事は漸く開発途上にある本道産業経済の伸展に重大なる影響を與え延いては本道三十余万零細漁民の生計に深刻なる事態を惹起せしめる結果ともなり、貿易産業の振興は勿論、民生安定の見地からも誠に憂慮に堪えない。依つて政府は互惠、互助貿易の見地より我が国と重要にして密接不離の関係にあるタイ国及びインドネシヤ国における高率関税は、これを大巾に軽減される様速かに外交々渉等適切なる措置を講ぜられん事を要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田余吉

内閣総理大臣
大蔵大臣
通商産業大臣
農林大臣
外務大臣
経済審議庁長官
水産庁長官
衆議院議長
参議院議長
各　通

（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第十號

（昭和二八、一二、二八原案可決）
総務委員長　立原　耕平君提出

地方税制の改革に關する意見書（陳情書）

一、地方税制の改正に当り入場税及び遊興飲食税は現行通り道府県税として存置することを要望する。

（理　由）

政府は地方制度調査会及び税制調査会の答申に基き、地方制度の改革を企図しつつあることを仄聞するが、両調査会の答申においては地方税中入場税及び遊興飲食税を国税に移管しその収入額の一定割合の額を人口に按分して道府県に交付するものとせられているが、道府県の自主財源は地方自治振興の基盤であり、地方税の拡充を図ることの喫緊なることに鑑みるも、これら両税を国税に移管することは道府県の自主独立財源を削減して中央依存的な譲與税に置き換えんとするもので当を得たものとは考えられない。さらにこれら両税は夙に地方税として創設せられたものであり、地方文化施設の充実等地方行政推進に即応する租税として地方公共団体に好適なものというべきであつて両税の税収が道府県間に偏在性のある故を以つて直ちに国税に移管することは地方行政の自主性を縮少するものであり、財源の偏在については総合的にその財政の調整を期すべきである。

よつて入場税及び遊興飲食税は現行通り道府県税として存置せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定として提出する）

北海道議会議長　蒔田　余吉

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治庁長官
国税庁長官
衆議院議長
参議院議長
各通
（行政庁以外は陳情書として提出する）

意見案第十一號

（昭和二八、一二、二八原案可決）
総務委員長　立原　耕平君提出

積雪寒冷地帯に對する租税負擔の輕減に關する意見書（陳情書）

一、北海道における積雪寒冷地としての特殊事情から租税負担につき特別軽減の措置を講ずる様要望する。

（理　由）

本道は国土の最北端に位置し半年に亘り積雪寒冷に鎖される特殊気象条件下にあり、ために本道における産業と道民の生活環境は生産コストと生計費において他府県に比し著しく悪条件におかれ、したがつてその経済力も又甚だ脆弱であるしかるに、所得税の基礎及び扶養控除等は全国全く一率である事は本道産業経済の経営不振の重大な一因となつているのであつて、この事は農漁民、中小商工業者等において特に甚しく、ひいては生産意慾に影響を及ぼしていることも尠なくない現状である。しかして本道がその開発を促進して我が国産業の振興に寄與する使命の大なるものあるとき、積雪寒冷地帯としての悪条件にたえ得る経済力の充実を期しつつ開発に関する諸施策の拡充推進を図るの要緊切なる事が痛感せられるが、そのためには本道の積雪寒冷地帯なるが故に経済的不利益となつている特殊事情を深く考察して生産意慾の向上を図り産業開発の基盤を培うため本道における租税負担については特別なる軽減措置を必要とするのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長　蒔田　余吉

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治庁長官
国税庁長官
衆議院議長
参議院議長
各通
（行政庁以外は陳情書として提出する）

常任委員会

議會運營委員會

第二回臨時會分（12・1—12・4）　第四回定例會分（12・17—12・18）

○十二月一日　午前十一時十七分、議長室において開議。

①財政課長より提出議案の概要について説明聴取。

②西村議員（社左）の緊急質問を了承。

③予算特別委員会を持つということで各党議員会に諮ること、委員は十七名とする。
④請願、陳情の取扱いは従来の通りとすること。
⑤議会費予算（二十八年度追加、二十九年度予算）について協議。
⑥食堂と談話室の変更について了承を求めて午後零時四十三分散会。

○十二月二日 午後零時五十五分、議長室において開議。
①緊急質問については、西村議員（社左）より撤回の申入れがあつた。
②冷害凶作対策特別委員長の冷害凶作対策調査の報告を了承。
③知事の提案理由の説明聴取、質疑の取扱いについては、冷害対策予算審議は緊急を要するので質疑は省略、予算特別委員会を設置し、その際行うこと又特別委員は十七名を以つて構成することとし各党派割当は、自由五、改進四、社左、協同、社右各二、公正、労農各一名に決した。
④会期は三日予算特別委員会審査、四日本会議再開のことに決定。
⑤本日の本会議は午後二時開会、開会前新任副知事、部長の紹介を行うことを了承。
⑥次に本会議の順序を
(1)冷害凶作対策特別委員長報告。
(2)議案第一号乃至第十二号上程、知事の説明。
(3)質疑省略、予算特別委員会設置の動議及び委員の選任、案件、付託。
(4)休会決定。
とすることとし、午後一時四分散会。

○十二月四日 午後一時五十四分、議長室において開議。
①本日の議事は
(1)日程第一の予算特別委員長の審査報告。
(2)次に水害対策特別委員長の結果報告。
(3)日程第二の請願、陳情は継続審査の取扱いとすること。
(4)冷害凶作対策特別委員会、水害対策特別委員会の各調査は終結とすること。
(5)本会議は午後二時三十分開議、なお本会議は本日をもつて終了するので閉会の決議を議長より諮ることとし、午後二時散会。

以下第四回定例會分

○十二月十七日 午前十一時二十五分、議長室において開議。
①本日の議事は、(1)学校火災に関する教育長の報告、(2)知事より提出議案の説明を聴取することに決定。
②十八、十九の両日は休会、二十一日再開に決定。
③議案第十六号は質疑を省略し、本日総務委員会付託とすること。
④緊急質問の取扱いについては、本日は各党行わないことに決定。
⑤代表質疑の順位は、(1)協同、(2)社会右、(3)公正、(4)労農、(5)自由、(6)改進、(7)社会左の順とすること。なお一般質疑の時間制限については前例どおり、各派議員一人当り五分とすることに決定。
⑥会期については一週間とすること。
⑦議長より、昭和二十九年度開発予算折衝経過について説明。
⑧本日の本会議は午後二時開議に決定。午前十一時四十五分散会。

○十二月二十一日 午前十一時三十三分、議長室において開議。
①綱紀粛正委員長中間報告並びに関連ある決議案第一号（経費増額）の審議を決定。暫時休憩、午前十一時四十五分再開。
②大久保議員（改）の北海道の電源開発に対する北教組の態度について、西田（信）議員（自）の電源開発に関する北教組の政治活動及び小中学校教員の政治活動についての各緊急質問を了承。
③本日の議事は
(1)緊急質問。
(2)綱紀粛正に関する調査特別委員長中間報告。
(3)決議案第一号議決。
(4)議案第二十八号即決。
(5)議案第十六号（総務委員会審議の結果により）即決。

(6)議案第二十九号以下追加議案一括上提。
(7)知事の提案理由説明聴取。
(8)議案第二十四号即決。
(9)代表質疑。
とすることに決定。
④本日の本会議は午後一時開議、議案第二十八号の議決後休憩に入り運営委員会を再開することに決定。午前十一時五十八分休憩、午後三時七分再開。
⑤議案の追加提出の関係上、代表質疑は明日に延期すること。明日は運営委員会を開かず、本会議を午前十一時より開議、代表質疑に入ることに決定。
⑥議案第十六号については総務委員会の結論が明後日になるため、明日は上提しないことを了承。
⑦議員バッチは早急に見本を作ることとし、全国議員野球についてもそれぞれ意見があつて、午後三時十六分散会。

○十二月二十二日　午後二時三十分、議長室において開議。
①本日午後の本会議は代表質疑を二人とすること。
②一般質疑を明日昼頃まで取まとめること。
③明日は午前十一時より直ちに本会議を開議すること及び会期延長については休憩中協議することに決定、午後三時四十六分散会。

○十二月二十三日　午前十時五十分、議長室において開議。
①新保議員（公）の追悼演説は蒔田議員が行うこと。
②本会議午前中の代表質疑は旭議員（自）一名とすることに決定、午前十時五十三分休憩、午後一時四十三分再開。
③議事日程、会期、議案第十六号の取扱い及び之に関連する議会からの委員推薦等について各委員より意見があり、又総務部長より、年末手当支給関係議案の議決について希望があつて、午後二時十二分休憩、午後六時二十五分再開。
④十二月二十六日まで三日間の会期延長を決定。
⑤予算特別委員会の設置並びに委員を十七名とすること、委員指名は明日の本会議で行うことに決定。右委員会設置の動議は協同クラブより出すことを了承。
⑥明日の日程については、明日午前十時より議会運営委員会を開いて決めることとし、午後六時四十五分一旦休憩、午後六時五十分再開。
⑦本日は一般質疑を続行することに決して、午後六時五十二分散会。

○十二月二十四日　午前十時四十七分、議長室において開議。
①予算特別委員会設置の動議は二瓶議員（協）が行うこと及び各党人員割振り決定の後、決算提出、議案付託、年末手当議案の議決、会議案の提出等について質疑及び意見があつて、午後零時二分一旦休憩、午後一時五十分再開。
②会議案三件は上程することに決定。
③議案第三十四号、第三十五号、会議案第一号は総務、議案第三十六号、第三十七号、会議案第二号、第三号は文教の各委員会付託に決定。
④議案第十六号に関連して町村合併審議会委員推薦については選衡方法を議長一任とすること。
⑤会議案に対する質疑は、労農、社右、社左の順に各一名とすることに決定。
⑥本日の議事順序は、
(1)電源開発対策特別委員会の委員長報告及び調査終了議決。
(2)予算特別委員会の設置及び議案の各委員会付託。
(3)会議案上提、趣旨弁明。
(4)休憩。（議会運営委員会再開、本会議再開、質疑続行の運びとすること）
⑦午後二時四十五分より本会議を再開することとし、午後二時三十六分休憩、午後六時九分再開。
⑧議案第十六号に関する委員の選任方法は議員二十二人に一人とし、会長会議で協議すること。

⑨決議案第二号大津村接収反対決議は上提することに決定。
⑩決算特別委員会を設置し委員は十七名とすることに決定。
⑪この後の議事順序は、
(1)会議案に対する質疑。
(2)常任委員の補充選任。
(3)決議案第二号を上提。
(4)決算特別委員会設置（動議は社右）委員の選任。
(5)議案第五十四号乃至五十六号を議決（委員会の報告があつた場合）
⑫本会議は午後七時三十分再開に決定、午後六時二十五分散会。

○十二月二十六日　午後五時二十三分、議長室において開議。
①会期を十二月二十八日まで延長することに決定。
②明日は本会議は休会、必要な委員会は開くこととし、暫時休憩、午後五時四十二分再開。
③高田議員（社左）より通告の道財政と公募債についての緊急質問の取扱いについて諮り、午後六時七分一旦休憩、午後六時三十二分再開。
④高田議員（社左）の緊急質問については予算特別委員会の理事会を開いた上で、予算特別委員会で緊急質問を行うこととし、
⑤意見案並びに決議案は二十八日に延ばし、本日は会期延長のみとし本会議は六時四十五分より再開することに決し、午後六時四十分散会。

○十二月二十八日　午前十一時四十六分、議長室において開議。
①町村合併促進審議会委員について、立原（自）大久保（改）棚川（協）山内（労）の各議員を推薦すること。
②文教委員会の特別調査の件は本会議中に結論が出たら報告、結論が出なかつたらあと廻しとすること。
③右につき文教委員会を開いてもらい、午後一時頃議会運営委員会を開いて決めること。
④本日の議事順序は、
(1)議案、会議案の審議。
(2)請願、陳情の審議。
(3)閉会中の請願、陳情の継続審査の議決。
(4)閉会中の継続事務調査の議決。
(5)閉会中の決算審査の議決。
なお(1)の議案、会議案の審議については、(イ)議案第三十四号、第三十六号採決、(ロ)会議案三件採決、(ハ)議案第二十二号採決、(ニ)残りの議案全部一括採決、(ホ)報告の全部採決の順とすることとし、午後十二時十分休憩、午後二時十六分再開。
⑤文教委員会の進行状況について発言があり、右議事順序中、(2)まで終つて一旦休憩とすることに決し、暫時休憩、午後二時三十二分再開。
⑥討論の順序は中山（改）川人（社右）桑野（自）新川（労）各議員の順に決定。
⑦知事よりの開発予算年内折衝のため本日二便にて上京の申し入れを了承。
⑧本会議は午後二時五十分開議に決し、午後二時三十八分休憩、午後五時五十分再開。
⑨文教委員長の特別調査に関する報告を行うこと、閉会中継続案件、の(3)(4)(5)は一括上提することに決定。
⑩町村合併促進審議会委員は議長選衡のとおり了承。
⑪全国都道府県議員野球大会については開催することを了承、開催地については次回の委員会において諮ることとし、
⑫本会議は午後六時五分より再開することに決し、午後五時五十七分散会。

總務委員會

○十二月二日　午前十一時三十分、第三委員室において開議。
桑野副委員長（自）より、臨時議会提出の案件について説明を求め

総務部長、財政課長より説明、山内（労）二瓶（協）金沢（自）吉田（定）（改）宮北（協）各委員及び桑野副委員長（自）より、救農予算に関連して質疑及び発言があつて、午後零時三十分散会。

○十二月十六日　午後一時三十五分、第二委員室において開議。

①冒頭、鶯泊村長より、鶯泊村の町制施行について、北教組中央執行委員長より、(1)教職員に対する期末手当二ヶ月分支給について、(2)教職員の定数基準について、(3)給与三本立の採用反対と給与の不合理是正について陳情を聴取。

②立原委員長（自）より**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第百七十四号、第百九十三号、第二百二号、陳情第二百十四号、第二百九十五号、第三百二十一号は継続審査、請願第百九十二号は会議に付することを要しないものと決定。

③次に道費歳入歳出追加更正予算について財政課長より説明を聴取、金沢委員（自）より、(1)広報車の冬期間の活動について、(2)簡易水道設置費補助金について、二瓶委員（協）より、財政諸費について質疑があり、財政課長より答弁。

④ついで地方税制改革に関する答申について税務課長より説明を聴取次に次期北海道で開催される国体の準備状況について国体事務局長の説明を聴取、午後五時五分散会。

○十二月二十一日　午前十一時二十五分、第一委員室において開議。

立原委員長（自）より、**付託議案の審査**を行う旨を述べ、議案第十六号は検討の上次回委員会において更に審議することとし、本日追加提出の案件について総務部長、財政課長、税務課長より説明を聴取、議案第二十四号は緊急を要するので委員会に付託しないで本会議で即決することについて諮り異議なくそのことを了解、午後零時三十分散会。

○十二月二十三日　午前十一時、第一委員室において開議。

立原委員長（自）より、**付託議案の審査**を行う旨を述べ、議案第十六号について前回の委員会に引続き審査を続行、原案可決に決定、午前十一時三十分散会。

○十二月二十五日　午後一時四十分、議長室において開議。

①桑野副委員長（自）の辞任並びに西田（信）委員（自）の補充選任について報告、副委委員長の互選について諮り、暫時休憩、午後一時五十分再開。

山内委員（労）より、副委員長互選の方法については指名推薦により田中委員（自）を推薦したい旨の動議を提出、これを諮つてそのことに決定。

②次に**付託議案の審査**に入り、議案第三十五号、第三十八号、第四十号、第四十五号、第四十七号について説明を聴取、質疑応答の後、原案可決に決定、暫時休憩、午後三時八分再開、直ちに散会。

○十二月二十六日　午後二時、第三委員室において開議。

①立原委員長（自）より、**付託議案の審査**を行う旨を述べ、報告第四号は承認議決、次に会議案第一号及び議案第三十四号を議題とし会議案第一号については人事委員会事務局長の意見を聴取、午後二時四十五分一旦休憩、午後三時五十分再開。

②会議案第一号について提出者三室議員（自）の説明を聴取、太田（社左）山内（労）委員より質疑があり、三室議員（自）より答弁、午後四時二十五分一旦休憩、午後四時四十分再開。

(3)**遊興飲食税及び入場税を道府縣税として存置することについて及び積雪寒冷地帯に対する租税負担軽減についての意見案**二件の提出に関して意見を求め、山内（労）田中（自）大久保（改）各委員より意見があり、文案を作成して明日更にこれを諮ることとし、午後五時三十分一旦休憩、午後七時再開。

④議案第三十四号について諮り、本案は否決に決し、ついで会議案第一号について諮り、本案は原案可決に決定。次に議案第二十二号について説明聴取、田中委員（自）より修正動議の提出があつて、修正可決に決定、午後七時四十五分散会。

○十二月二十八日　午後一時二十五分、第三委員室において開議。

①立原委員長（自）より、**遊興飲食税及び入場税を道府縣税として存置することについて及び積雪寒冷地帯に対する租税負担軽減についての意見案**提出について諮り、これを決定。

②次に**休会中の事務調査**について諮り、①平衡交付金の増額、国庫補助金の補助率引上及び起債枠の拡大等による財源確保に関する件、②第九回国民体育大会の準備運営に関する件の二件に決定。

③ついで**請願、陳情の審査**について諮り、全部休会中継続審査に決定

④鶯泊村及び豊富村の町制施行の問題について地方課長の説明を聴取

一月十日前後に委員会を開くこととし、午後二時散会。

衛生委員會

○十二月五日　午前十一時四十五分、第一委員室において開議。

①金沢委員長（自）より**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第二百二十一号は採択、陳情第九号、第六十号、第百十八号、第三百七十六号は採択、同第五十八号、第百六十号、第三百三十六号、第三百七十五号は不採択、同第七号は議会の会議に付するを要しないものと決定、午後一時一旦休憩、午後一時三十分再開。

②次に**衛生行政並びに昭和二十九年度重点施策を議題**に供し、田中委員（自）より、保健所白書に関連してレントゲン使用不可能の保健所について及び保健所行政の建設的意慾の問題について意見があり川人委員（社右）より、(1)二十九年度の事業計画について、(2)ワクチン製薬の道営について、(3)食糧栄養研究所の整備拡充の問題について、(4)看護婦及び保健婦不足に対する対策について、宮北委員（協）より、保健所の食糧費の問題について、大久保副委員長（改）より、衛生会館の工事遅延の問題について、委員長より、札幌医大の歯学部設置の見透しについて、二瓶委員（協）より、畜産博物館の問題について質疑があり、衛生部長よりそれぞれ答弁があつた。

③千歳町における衛生行政の実態調査について諮り、臨時議会終了後実施することに決定、午後三時五十分散会。

○十二月二十五日　午前十一時四十五分、議長室において開議。

①金沢委員長（自）より、**付託議案の審査**を行う旨を述べ、議案第十七号、第二十号はいずれも異議なく原案可決に決し、午後零時十分一旦休憩、午後一時再開。

②次に**請願、陳情の審査**を行い、請願第二百七十一号、第二百七十七号、陳情第四百五十五号乃至第四百五十八号は継続審査に決し、

③次に昭和二十九年度衛生関係予算を議題とし国の緊縮予算の関係でしわよせされる面に対する対策について諮り、太田（社左）山内（労）田中（自）各委員より意見があり、結局一月三日より十日間正副委員長が上京折衝すること、なお都合がつけば他に委員一名を派遣することに決定。

④**休會中の事務調査**については、(1)道立病院、保健所、結核療養所及び診療所等衛生施設の整備に関する件、(2)しにより処理、簡易水道及び隔離病舎等市町村衛生施設に対する国庫補助に関する件の二件を決定、午後一時二十分散会。

文教委員會

○十二月八日　午前十一時十八分、第三委員室において開議。

①冒頭、増毛町長より、増毛高等学校の道立移管について、又北大教育学部教授より、北大教育学部に附属高等学校（定時制）を設置する問題について陳情を聴取。

②林委員長（改）より、教育長より発言を求められているのでこれを聴取する旨を述べ、教育長より、苫小牧西高等学校の火災について報告、又僻地手当の増額分の負担については、国からの期待ができる旨を述べた。なお高橋委員（社右）より、適当な時期に教育長より学校火災の対策をききたい旨の発言があり、井口委員（社左）より、僻地手当と義務教育国庫負担法の関係について質疑があり、行政課長より応答。

③次に委員長より、文教関係上京折衝の経過報告があつた後、西足寄

町助役並びに足寄村代表者より、西足寄町に通常課程全日制の高等学校設置認可に関する陳情を聴取、午後零時十分一旦休憩、（休憩中、北海道高教組正副執行委員長より、①三本建教員給与法の明年一月より実施について、②年末手当二ヵ月分支給について、③北海道教員互助組合設置に関し道費補助問題について陳情を聴取）、午後一時四十五分再開。

④教育行財政に関する特別調査の調査日程の腹案を委員長において作成することについて諮り、そのことに決定、次に高等学校道立移管に関し、先般行つた視察結果について、中野委員（社左）より道南班の報告を、委員長より道北班の報告を行つた。

⑤次に委員長より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、教職員、定員増関係の請願、陳情は、特別調査に関連があるので一応保留することに決定、請願第百八十七号、第二百号、第三百三十五号、陳情第四百七号、第四百三十二号は採択、請願第百四十八号、第百六十七号、第百七十五号、第二百三号、第二百八号、第二百十八号、第二百二十号、第二百二十四号、第二百三十四号及び陳情第三号、第百三十九号、第百四十五号、第二百八十八号、第三百五十二号、第三百六十二号、第三百六十三号、第四百十号は継続審査、陳情第三百九十八号は不採択に決定して、暫時休憩、午後三時三分再開。

⑥先般臨時議会における常任委員長会議で申し合せた事項について、委員長不在のため代理出席した勢田副委員長（自）より報告、中山（改）中野（社左）各委員より意見があつて、教育関係国費予算の折衝については道教委と委員長において協議を行い、必要あるときは委員長より事前に議長に協議することに決定、午後三時五十分散会。

○十二月九日　午前十一時八分、第三委員室において開議。

①林委員長（改）より、委員会傍聴の申し出について諮り、本多（改）高橋（社右）中野（社左）各委員より意見あり、一般の傍聴は遠慮してもらうことに決し、次に教育行政財政に関する特別調査の日程の腹案を示し、会議に諮り異議なく決定した。日程次の通り、

九日午後より十、十一、十二日　自由討議
十四日　教委事務局より説明聴取及び質疑
十五日　知事及び財政当局の説明聴取
十六日　討議、結論を打出す
十七日　本会議招集のため休会
十八、十九日　小委員会設置、報告文案作成
二十一日　小委員会より本委員会に報告、更に報告文案起草委員を選出
二十二日　印刷、その他
二十三日　本会議に報告

②ついで**高等學校道立移管の問題**について、中野委員（社左）より、道教委の態度について質疑があり、学校管理課長より、教育次長の出席を求めたい旨を述べ、午前十一時三十三分休憩、（休憩中、高等学校道立移管の問題について協議会が開かれ、午後零時四十分休憩、午後一時二十五分協議会を再開、午後二時三分、協議会を終了）、午後二時三分再開。

③委員長より、高等学校道立移管の問題については、協議会の決定通りにすることについて諮り、異議なくそのことに決し、中野（社左）井口（社左）委員より意見あり、委員長より、正副委員長その他の委員をもつて、道教委並びに知事に対し非公式に申し入れを行い、でき得る限り速やかにとして、委員会の意志を伝え、善処方を要請したい旨を述べ、暫時休憩、午後二時二十五分再開。

④教育行財政に関する調査について、日程案に基いて結論を出すため意見を求め、中野（社左）中山（改）本多（改）各委員及び勢田副委員長（自）より発言があり、一応テーマをあげてその関連事項を取り上げて行くようにして進行することとし、午後二時四十五分休憩、（休憩中、学校火災の対策について協議）午後三時六分再開、直ちに散会。

○十二月十日　午前十時三十分第三委員室において開議。

①昨日に引続き資料調査の結果にもとづき討議することとし、一旦休憩、協議会形式で自由討議を行つた。主なる意見は次のとおり。

井口委員（社左）より教員定数は現行では充分でない。また無資格者の有資格移行の問題も現在の定数ではその餘裕がない点について。

畑野委員（自）より定員増の数のみの問題でなく、質の向上について考える必要があり、また都市と田舎の均衡の問題も考えなければならない点について。

本多委員（改）より都市と田舎の不均衡是正の問題、教員養成機関の充実、内地よりの教員誘致問題について。

中野委員（社左）より質向上もさることながら絶対数の線をどこにおくかの問題、内地からの教員誘致の場合の条件、学大新卒生の僻地配置の場合の条件等について。

②新川委員（労）より、自由討議の方法について意見があり、各委員よりも意見が述べられた後、明日は休会とし、十二日、十四日討議、十五日財政当局の説明、十六日討議結論に決定。

③ついで教育委員会に対する質疑にいり、仮裝教員、組合専從職員の問題、青年学級の教員の担当問題、地方事務局の給与支払方法事務職員の配置の問題、高校事務の所管問題、養護教諭の問題、学校給食の問題、定時制高校の講師の定員問題等について質疑があり、午後二時二十五分委員会再開、協議会で決定した調査日程を確認の上直ちに散会。

○十二月十二日　午前十一時第三委員室において開議。

①一昨日よりの引続きの議事に入り、討議の方法を決定した後、まず資格別改善対策をテーマとし井口（社左）新川（労）中野（社左）高橋（社右）各委員、また林委員長（改）よりも、無資格教員の有資格移行問題、僻地に対する教員配置の問題等について意見があつて、一旦休憩。

②休憩中、石狩支庁管内連合ＰＴ会長等より教職員定数増について陳情を聴取。

③午後一時二十分再開、休憩前委員長よりの法改正の意見については高橋（社右）中野（社左）井口（社左）各委員より意見があり、委員長より本件は後日に廻されたい旨希望があつて、次に新川委員（労）より検定制度の復活について、井口委員（社左）より免許法に対する改正問題について意見あり、（なお免許制度に対する是正問題及び教員養成方法の件については保留とした）次に高橋（社右）井口（社左）新川（労）中野（社左）中山（改）各委員より間接教育の問題に関連して教員の勤務時間について意見の交換があり、中野委員（社左）より、委員長に対し週四十四時間をオーバーしている点の新川委員の発言に異議なきやをだずね、委員長異議なしと答えて一旦休憩。

④休憩中、全道中学校長会長より、教科別教員確保に関する定員増についての陳情聴取、午後三時三十分再開。

⑤**事務職員配置の問題**について、新川委員（労）より意見あり、委員長よりこの問題については、その基準を何学級以上との線は出さず、現行配置基準より引下げるべきこと並びに中心連絡校に対する配置を考慮すべき意見とすることについて諮り、そのことに決定。

⑥次に**養護教諭の問題**について、新川（労）中野（社左）中山（改）井口（社左）高橋（社右）坂東（浩）（自）各委員より意見あり、本問題については最終段階において討議することとし、

⑦ついで議事進行について井口（社左）高橋（社右）坂東（浩）（自）各委員より意見あり、委員長より今後の日程について述べ協力を求めて、午後四時四十三分散会。

○十二月十四日　午前十一時二十分、第三委員室において開議。

①林委員長（改）より、学校火災について説明を聴取する旨を述べ、教育長、行政課長より、十二日の砂川南高校火災について説明を聴取、本件については綱紀粛正委員長に連絡することとし、次に砂川

町教育委員長より、砂川南高校火災の陳謝と復旧についての陳情を聴取、午後零時二十五分一旦休憩、午後一時五十分再開。

②中野委員（社左）より、(1)教委事務局勤務教員の数及びその定員取扱いの問題について、(2)市町村教委の指導主事の経費負担について(3)学校図書館の運営の問題について、(4)単級学校における生徒児童数の収容に関する単式の場合との比較について、(5)精薄、虚弱児童の特殊学級の設置数の問題について、井口委員（社左）より、現職教員で教育長を兼任している町村及びこれに対する教員増員の措置について、高橋委員（社右）より、地方事務局の職務内容及び指導面の実状について質疑があり、学校教育課長より答弁、坂東（浩）委員（自）より、地方教育研究所の設置状況及び二十九年度児童生徒数の自然増について資料提出の要求があり、

③次に学級編成基準の問題について、井口（社左）中山（改）本多（改）中野（社左）各委員より意見があり、現状は適当でないとすることに決定、定時制高校の時間講師の問題については定員化並びに時間講師手当の引上等の意見があり、次に中野委員（社左）より、地方教委発足以来道教委の事務量の問題について質疑、午後三時三十五分一旦休憩、休憩中高教組執行委員長より、三本建給与の実施について並びに教職員互助組合に対する補助についての陳情を聴取、午後三時四十五分再開。

④中野委員（社左）の質疑に対して行政課長より答弁があつて、再び中野委員（社左）より、地方教委より要請の指導主事の派遣について、又委員長より、学校管理と出勤簿の問題及び教員の勤務時間について質疑があり行政課長より答弁、委員長の質疑に関連して中野（社左）井口（社左）高橋（社右）各委員より意見があつて、午後四時五十四分散会。

○十二月十五日

①林委員長（改）より、開議にさきだち（午前十一時より第三委員室において）協議会形式で道財政中に占める教育財政の問題について説明を求め、財政課長の説明を聴取、午後零時十分協議会を終り、一旦休憩、午後一時四十二分委員会開議、定数問題について中山委員（改）より、定数条例と予算定数の取扱いについて、井口委員（社左）より、定員問題と道財政面の考慮について、高等委員（社左）より、現状の確認による結論に対する財政面の考慮について、本多委員（改）より、予算の効率使用による解決について、中野委員（社左）より、欠員補充の問題について意見があり、結局小、中学校教職員の実態については改善を要することとし、その改善策として、中山委員（改）より、欠員補充と人事管理、学校運営の適正化本多委員（改）より、現職教員の教育長兼務の撤廃及び数員の組合運動に対する措置等の意見があり、また事務局でまとめた報告書について中野（社左）畑野（自）井口（社左）委員より意見があつて午後三時五分一旦休憩、休憩中、一条中学校PT会長より、中学校における教員の定員増について陳情を聴取、午後三時二十二分再開

②本多委員（改）より、単複校、僻地教育の問題について発言があり井口委員（社左）より、中学校の場合単複校を統合するよう地方教委を指導助言すべきとの意見があり委員長よりこのことについては各委員同一意見であるから道教委においてはこのような指導態勢をとられたい旨を述べ、中野委員（社左）より、免許法改正及び教員養成方法の改善並びに単複校における(児童生徒二十名以下の場合)定員の問題について、又井口委員（社左）より、僻地教育振興に関し、給与、住宅問題の解決について意見があり、明日は結論を打出すこととし、午後四時二十三分散会。

○十二月十六日　午後零時十五分、第三委員室において開議。

①冒頭、小樽市議会代表、小樽市教育長及び北海道都市教育委員会連絡協議会代表等より、多級学校に対する定員増、中学校教科別担任に対する定員増、自然増に対する定員増等について、又沼田町長より、十二月議会における沼田高等学校の道立移管現方について陳情を聴取。

②林委員長（改）より、最終結論の検討を行う旨を述べ、午後零時二十分一旦休憩、休憩中協議会の形式で自由討議を行うこととし、(1)認可学級と実学級及び学級編成の関係、(2)現在欠員の補充、(3)人事管理の適正化、(4)有資格教員の養成、(5)免許法の改正、(6)人事交流(7)僻地校の統合、(8)事務職員の配置、(9)養護教員の配置とその負担問題、(10)結核教員の処遇、(11)講習会研究会等の運営の合理化能率化(12)定数条例、予算定員問題等について順次意見の交換をなし、更に間接教育、学校図書館運営の問題、教具教材、ＰＴＡの問題等についても觸れた後、全道養護教諭会副会長より、養護教諭の配置、素質向上措置等について陳情を聴取して協議会を終り、

③午後三時十分再開、最終報告案文起草のため小委員会を設置に決定新川（労）中山（改）井口（社左）高橋（社右）坂東(浩)（自）秋山（協）委員を選任。

④なお定数条例の線をどこにおくかの問題については、ゆとりのある定数条例設定基準について全国平均、文部省最低基準、教育研究所等の資料を総合的に勘案し、教委において自主的に決定することに意見一致し、委員会は二十日まで休会、二十一日再開のこととし、午後三時三十七分散会。

○同日　午後三時四十分、第三委員室において小委員会を開議。

秋山臨時主査（協）より、主査選任の方法について諮り、新川委員（労）より、秋山委員（協）を主査としたい旨の動議提出、異議なくそのことに決定、ついで高橋委員（社右）より、更に起草委員を挙げて草稿の上、十九日の小委員会に提出するようにされたい旨の発言があり、起草委員に秋山主査（協）新川（労）中山（改）委員を決定、小委員会は十九日午前十時より開くこととし、午後三時五十分散会。

○十二月十九日　午後一時三十分、第三委員室において小委員会を開議。

秋山主査（協）より、起草委員から提出の報告書案文について諮り中山（改）新川（労）委員より、案文を各党に持帰り検討されたい旨の発言があつて、更に二十一日に小委員会を開くこととし、午後一時四十散会。

○十二月二十一日　午後三時五十五分、議長室におい小委員会を開議。

秋山主査（協）より、報告書案検討のため、小委員会を二十五日迄延期されたい旨の中山委員（改）よりの申し入れについて諮り、高橋（社右）中山（改）新川（労）各委員より意見あり、二十四日迄小委員会は休会、二十五日再開することに決定、午後四時七分散会。

○十二月二十五日　午後一時三十八分、第三委員室において開議。

①冒頭、全道高教組代表より、教職員給与の三本建早期実施について陳情を聴取。

②林委員長（改）より、付託議案の審査と教育行財政に関する特別調査の先議取扱いについて諮り、本多（改）新川（労）井口（社左）高橋（社右）中野（社左）桑野（自）坂東(浩)（自）各委員より意見あつて、午後二時二十四分一旦休憩、午後三時三十分再開。

③中山委員（改）より、教育行財政に関する特別調査報告の案文修正について発言があり、この取扱いについて諮つた結果この起草文案は小委員会より提出されたものとして、各党に持帰り検討することに了解。

④ついで付託議案の審査を行い、議案第二十三号、第三十九号は原案可決に決し、次に議案第三十六号、第三十七号、会議案第二号、第三号を一括審議することについて諮り、新川（労）桑野（自）井口（社左）本多（改）各委員より意見があつて結局一括審議することに決し、井口委員（社左）より議事の進め方について、新川委員（労）より会議案に対する人事委員会の意見が出ていない点について又中山委員（改）よりも、人事委員会に対し早急意見提出の手配されたい旨の発言があり、午後四時二十八分一旦休憩、午後四時四十分再開。

⑤人事委員会より意見書の提出があつて、桑野委員（自）より会議案による三本建条例は適当かどうかについて、中野委員（社左）より三本建給与は妥当かどうかについて、井口委員（社左）より、内容

は検討中ということか、なお人事委員会の給与勧告案との関連について質疑があり（これに関連して本多（改）新川（労）各委員よりも質疑）人事委員長より、内容については検討中で言明できない旨を答弁、新川委員（労）より、内容検討の意見提出について要求があり、

⑹次に提案者三室議員（自）の出席を求め、井口委員（社左）より、

(1)会議案提出の準拠について、(2)教員の養成と免許の関係について

(3)大学卒（高校免許状所有者）で小、中、盲、ろう学校に勤務する教員数について、(4)三本建給与の実施による教員の給与不合理是正の問題について、中野委員（社左）より、(1)三本建実施により一号俸増俸になる教員数について、(2)旧大、新大卒の全日及び定時制高校の教員数について、(3)高校教育における専門教育の見解について質疑があり、三室議員（自）教委人事課長、学校教育課長より答弁午後六時五十五分一旦休憩、午後七時八分再開。

⑺新川委員（労）より、総務部長の出席を求めたるも不在にて出席できず、ついで新川委員（労）より、(1)地方公務員法第二十四条に関連して道内私立高校の給与について、(2)同第十三条の平等取扱いの原則に反すると考えるが、之に対する見解について、(3)人事委員会の意見をきくことが必須条件であるが之に対する見解について、(4)給与条例第二十三条との関連について、(5)小、中学校に勤務する高校教員免許状所有者に対する措置について、(6)道立高校の給与と全国の平均額との比較について、(7)職域によつて給与差をつける実例について、(8)最高一号俸と最低一号俸の差及び平均額について、(9)教育公務員特例法第二十五条の基準に対する見解について、(10)僻地勤務の有資格者減少に対する具体的対策について質疑があり、三室議員（自）より答弁、ついで桑野委員（自）より国の三本建法津の附則第五項の問題に関連して秘密会の要求があつて、午後八時十五分一旦休憩、午後十一時十五分再開。

⑻提案者に対する質疑はこの程度で打切り、明日の議事は本日の踏襲とすること及び桑野委員（自）の発言は一応保留することとし、午後十一時二十分散会。

○十二月二十六日　午後一時八分、第一委員室において開議。

①教育行財政案件と付託議案先議について意見があつたが、付託議案先議に決し、ついで理事者に対する質疑に入り、井口委員（社左）より、給与三本建実施に伴う平衡交付金及び道費負担の問題について、新川委員（労）より、教育関係給与費の道費負担額について、中野委員（社左）より、三本建実施の場合小、中校教員で高校教員免許状を有する者に対する対策について質疑、総務部長より答弁、新川委員（労）より、三本建給与実施の場合の所要予算に関する資料提出の要求があつて、暫時休憩、午後二時四十分再開。

②新川委員（労）の疑質に対し教育長、総務部長より答弁があつて、再び新川委員（労）より、道人事委員会勧告による給与実施の場合の道職員と学校職員の増額分について質疑があり午後二時五十五分一旦休憩、午後三時十六分再開。

③新川委員（労）の質疑に対し教育長、総務部長より答弁、井口委員（社左）より、道教委における教員の給与不合理是正の対策及び三本建給与実施による教員の都市偏在傾向について、又新川委員（労）より、給与の不合理是正に関し知事と折衝の経緯並びに所要予算額について、中野委員（社左）より、新大、旧大卒教員の給与の陥没及び学歴計算の問題及び小、中、高各学校の種別による教育内容の困難性又は複雑性の差異について質疑、教育委員会委員長、教育長より答弁、ついで秋山委員（協）より質疑打切りの動議提出、賛成あつて動議成立の上、午後四時一旦休憩、午後四時四十五分再開。

⑤高橋委員（社右）より質疑続行の動議提出、賛成あつて動議成立の上、暫時休憩、午後四時五十三分再開。

⑤質疑打切り及び継続の両動議について起立採決の結果質疑打切りに決定、ついで討論の方法について諮り、反対、賛成各二名宛とし一人当り二十分間とすることに決し、午後五時十五分一旦休憩、午後五時三十五分再開。

⑥討論に入り、高橋委員（社右）は、会議案第二号、第三号に反対、議案第三十六号に賛成。
中山委員（改）は議案第二号、第三号に賛成、議案第三十六号に反対。
井口委員（社左）は会議案第二号、第三号に反対、議案第三十六号に賛成。
桑野委員（自）は会議案第二号、第三号に賛成、議案第三十六号に反対、以上にて討論を終り、
⑦ついで起立の方法により採決の結果、議案第三十六号は否決、議案第二十七号は原案可決（起立によらず会議に諮つて）会議案第二号、第三号は原案可決（起立採決）に決定、新川（労）井口（社左）委員より、少数意見を保留する旨を述べ、午後六時三十分一旦休憩、午後六時五十五分再開。
⑧教職員の定数及び配置並びにこれに伴う教育行財政に関する小委員会作成の報告案文については各党の意見をまとめて、二十八日に協議することとし、午後七時五分散会。

○十二月二十八日　午後一時十分、第一委員室において開議。
①林委員長（改）より、教育行財政に関する調査報告の案文について諮り、一旦休憩、協議会の形で自由討議を行い、委員長より、委員会付託の案件は教育行財政の実態を報告することであるが、案文では調査判定の意見のみで実態が明かにされていない、実態を折り込んでまとめることは一両日では困難である旨を述べ、この取扱いについて諮つたが、新川（労）高橋（社右）中山（改）中野（社左）井口（社左）秋山（協）各委員より意見あり、委員長としては委員会の決定に従う旨を述べて一旦休憩、午後五時三分協議会を再開、委員長より諸般の状勢より本日の本会議に報告したい旨を述べ、なお委員長の口頭報告文案を朗読異議なくこれを決定。
②午後五時三十分委員会再開、委員長より小委員会提出の報告文は適当のものであり、これを本日の本会議に報告する旨を述べ、午後五時四十五分散会。

民生委員會

○十二月七日　午前十一時五十三分、第三委員室において開議。
①本多委員長（改）より、引揚者疎開住宅に関する中央折衝の経過並びに道出身ソ連引揚者出迎について報告があり、井口委員（社左）より、引揚事務派遣担当官の増員について（委員長よりも出迎の看護婦派遣数が少い旨の発言があつた）新川委員（労）より、引揚者住宅の問題について民生部長の帰庁後更に委員会を開らいてほしい旨の希望があり、委員長了承、又新川委員（労）より、今次引揚関係の予算について質疑があり、保護課係長より答弁、秋山副委員長（協）及び委員長より、今後引揚関係については遺憾なきを期されたい旨の要望があつた。
②保険課汚職事件について保険課総務係長より経過報告があつて、
③次に遺家族国庫債券の道費による資金化措置の問題に関し、新川委員（労）より、凶作関係、生活困窮者及び高齢者家族の数について資料の提出要求があつた。
④委員長より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第六号、第五十九号、第六十四号、第百九十四号、陳情第二百七十号、第二百七十一号は採択、請願第百十七号、第百十八号、第百八十五号、陳情第百十二号、第三百五十五号、第三百六十八号、第三百八十一号は議会の会議に付するを要せざるものと決定、請願第百八十四号は不採択、陳情第十二号は継続審査に決定、午後一時五分一旦休憩、午後一時五十四分再開。
陳情の審査を続行、陳情第百二十二号、第三百四十四号、第三百八十号、第百四十三号、第百四十七号、第百六十四号は採択、同第三百七十九号は請願者よりの申し入れにより撤回の取扱とすることに決定。
⑤新川委員（労）より、会期中に付託された案件はなるべく会期中に

審査を終えたい旨の発言があり、委員長より、引揚者疎開住宅確保の問題に関する委員会開催の時期について諮り、第四定例会の会期中とすることに決し、再び新川委員（労）より第四回定例会に民生部より提出する予算について説明を求め、関係各課長よりそれぞれ説明があつて、午後二時五分散会。

○十二月二十四日　午後四時、第三委員室において開議。

①本多委員長（改）より、**付託議案及び請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、議案第十八号、第二十一号は原案可決、請願第二百五十号、第二百六十四号、第二百七十号、陳情第四百六十三号は採択、陳情第十二号は継続審査に決し、午後四時四十五分一旦休憩、午後四時五十五分再開。

②引続き陳情の審査を行い、陳情第四百六十四号、第四百九十七号は採択に決し、

③次に**國民健康保険醫療給付費に對する國庫助成の法制化に關する意見書**の提出について諮り、本会期中に提出すること、意見書案文については委員長一任に決定。

④昭和二十九年度民生部関係国費予算に関する上京折衝については、委員長一任に決して、午後五時五分散会。

農務委員會

○十二月四日　午前十時三十分、第三委員室において開議。

①宮本委員長（協）より中央折衝の経過について報告を求め、若林委員（社右）より、(1)水稲温冷床苗代設置補助について、(2)種籾購入補助について、(3)農林関係冷害予算獲得等について行つた折衝の経過を報告。

②次に**請願、陳情の審査**については継続審査に決定。

③**本年度水稲被害共濟金率引上げ**に関し中央折衝の見透しについて理事者の意見を求め、農務部長より答弁があつて、土山委員（公）より、(1)共済支払金の全道割当枠の増額に対する道の意向、(2)支庁別配分の均衡について、三沢委員（社左）より、配分の比率について又天谷委員（協）より、査定について質疑及び意見があり、応答の後上京折衝については西川（改）土山（公）天谷（協）三沢（社左）各委員より意見があつて、本問題についてはなお状況を見ることに決した。

④**昭和二十九年度農務部關係道費豫算**について農務部長より説明、朝日委員（改）より有畜農業について、天谷委員（協）より計画の実施に関し委員会との連絡について、三沢委員（社左）より本道農政の振興等について意見及び要望があり、

⑤次に天谷委員（協）より、試験場の国有財産道移管について経過説明の要求があり、農業試験場副場長より説明、次に三沢委員（社左）より、畜産組合連合会より返還要求の建物の問題について質疑があり、畜産課長より経過説明があつて、委員長より、この問題は研究の必要があるので保留したい旨を述べ、午前十一時三十七分散会。

○十二月十六日　午前十一時十三分、第一委員室において開議。

①宮本委員長（協）より、**水稲共濟金支拂問題その他**に関して前回の委員会以後の経過について報告を求め、農務部長、農業協同組合課長より報告、三沢委員（社左）より、水稲共済支払金の問題に関して現在迄の供出高及び供出割当量等について、平野副委員長（自）より、共済金の算定基準の引下げについて、（これに関連して朝日（改）三沢（社左）荒（社左）各委員よりも発言あり）、天谷委員（協）より、冷水害融資の配分基準について質疑があり、農務部長農業協同組合課長より答弁があつて、午後零時一旦休憩、午後零時三十二分再開。

②共済支払金の減額防止並びに救農融資に関する第二次割当獲得のための上京折衝について諮り、村上（自）天谷（協）三沢（社左）若林（社右）荒（社左）各委員及び平野副委員長（自）より意見があつて結局、正副委員長と天谷委員（協）が上京折衝すること、期間は本日より一週間とすることに決定。

③次に**北海道畜産振興審議會の答申**について畜産課長より説明、三沢委員（社左）より、高度集約酪農地区設定に関する道の対策について質疑並びに意見があり、畜産課長より答弁があつて、委員長より道の資料提出を待つて審議する旨を述べた。

④ついで荒委員（社左）より、輸入ミンクの貸付及びミンク協会について質疑、又貸付名簿の提出要求があつて畜産課長より応答、

⑤次に**農業試験場の整備擴充**について説明を求め、農業試験場副場長より説明、三沢委員（社左）より、国立試験場との関係及び道の委託試験地の問題について質疑があり、農務部長、農業試験場副場長より答弁、

⑥次に**請願、陳情の審査**に入り、請願第二百四十二号は採択、陳情第三百六十七号は継続審査、陳情第四百九号、第四百十九号、第四百二十号、乃至第四百二十四号、第四百三十五号、第四百三十六号は採択に決定、正副委員長上京折衝期間中の委員長代理を土橋委員（改）に決定して、午後一時四十分散会。

○十二月二十五日　午前十一時二十三分、第二委員室において開議。

①宮本委員長（協）より、水稲共済金の問題に関する上京折衝の経過について報告を求め、平野副委員長（自）より報告。

②委員長より**付託案件の審査**を行う旨を述べ、議案第二十五号乃至第二十七号は原案可決、報告第一号、第三号は承認議決、請願第二百四十九号、第二百六十七号、第二百八十三号、陳情第三百六十七号、第四百六十八号は継続審査、請願第二百八十四号、陳情第四百六十五号乃至第四百六十七号、第四百九十三号は採択に決定。

③次に**高度集約酪農地區指定の問題**について、天谷（協）岡林（社左）大沢（自）西川（改）各委員及び平野副委員長（自）より、(1)指定個所の調査について、(2)指定個所の増並びに予算折衝についての上京に関して意見があり、派遣委員については平野副委員長（自）三沢委員（社左）の二名、期間は一週間、出発時期は農務部と打合せの上大蔵省第一次内示の前後とすること、又先日の委員長会議で決定した総合開発予算折衝関係で各委員会より一名派遣については宮本委員長（協）に決定、午後一時十五分散会。

林務委員會

○十二月五日　午前十一時三十分、第三委員室において開議。

①朝日副委員長（改）より、前回の委員会において動議のあつた委員長不信任の問題をどうするかについて諮り、土山委員（公）より、議事進行上動議を一時撤回したい旨の発言があり、この問題について各委員間に長時間に亘つて意見の交換があり（この間休憩四回に及んだ）、結局土山委員（公）の委員長不信任動議の撤回に決定、一旦休憩、午後三時三十分再開。

②西川委員長（改）より**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第二百四十一号、陳情第四百二十九号、第四百四十二号は採択、陳情第四百三十号は不採択に決定、

③次に朝日副委員長（改）より、陳情第四百四十二号の冷害による薪炭用原木の廉価払下げ等に関連して、冷害関係の中央折衝経過について説明を求め、林務部長より説明、堀田委員（自）より、(1)年内に完成しない炭窯の設置補助の問題について、(2)炭焼専業者が代行して構築した炭窯に対する補助の問題について、(3)国費補助消化の問題について、又平野委員（自）より、林道の手入費の民、道有林に対する適用について質疑があり林務部長より答弁があつて、朝日副委員長（改）より、昭和二十九年度の事業計画及び救農対策費関係の一覧表を作成の上次回委員会までに提出の要求があつた。

④次に陳情第四百四十四号は採択に決し、又継続審査となつていた請願第百六十八号は請願者より取下げの申出がある旨を報告の後、堀田委員（自）より、森林組合経営事業の道移管の問題について説明を求め、林務部長より説明、朝日副委員長（改）大沢委員（自）より、委員会と林務部当局との連絡について、又堀田委員（自）より、大津村接収決定の場合放牧地が接収されることになるのでこの

代替地として道有林貸与方について善処を願いたい旨の要望があつて、委員長より次回委員会を第四回定例道議会の前日頃開きたい旨を述べ、午後四時二十七分散会

○十二月十六日　午後一時五十五分、第一委員室において開議。

①西川委員長（改）より、**林務関係冷害予算**について説明を求め、林務部長より説明、堀田（自）三沢（社左）村上（自）大沢（自）各委員より質疑があり、林務部長より応答があつた。

②次に昭和二十八年度（道費追加予算第四定例道議会に提出予定）について林務部長より説明、これを了承。

③**昭和二十九年度道費予算の編成方針**について説明を求め、林務部長、道有林課長より説明、土山委員（公）より、道有財産（建物等）に火災保険をつけているかどうかについて、堀田委員（自）より森林組合事業道移管に伴う定員要求について、平野委員（自）より、委託苗木について、大沢委員（自）より、林業指導所のハードボード生産状況について、村上委員（自）より、名寄工場におけるハードボード生産施設の問題について、又委員長より、リンゴ箱の青森輸送の問題について質疑があり、林務部長、林業指導所次長よりそれぞれ答弁があつた。

④次にハードボード施設及び道有林造材施設並びに長野県委託苗圃等の視察について諮り、期日は一月二十日以降とし視察することに決定、委員長より、道内林務事情視察並びに長野県苗圃視察の時期及び人数等については後日これを決めること又道外施設視察の人員決定の問題について了承を求め、午後三時散会。

○十二月二十五日　午後一時三十分、第二委員室において開議。

①西川委員長（改）より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第二百四十八号は採択、陳情第四百六十九号は継続審査、同第四百九十六号は文教委員会に付託替とすることに決し、

②　次に天谷委員（協）より冷害農家に対する薪炭材の払下代金の延納及び利子の問題に関して質疑及び希望があり、林務部長より応答があつて、

③次に林務関係来年度国費予算に関する中央折衝について諮り、大沢委員（自）より意見があり、中央折衝を行うことに決し、派遣委員については朝日委副員長（改）は総合開発関係で派遣になるので、その外に天谷（協）岡林（社左）両委員を決定、期間は一週間とし上京日時は林務部と打合せの上決めることとした。

④前回の委員会において決定した長野県の委託苗圃調査については、林務関係予算折衝を含めて調査を行うこととし、派遣委員には土橋（改）土山（公）大沢（自）の三委員、期間は一月二十日より二週間とすることに決定。

④次に林業指導所視察については次期委員会において諮ることに決し、午後二時六分散会。

水　産　委　員　會

○十二月八日　午前十一時、第二委員室において開議。

①坂本委員長（自）より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、陳情第三百六十六号、第四百十三号は不採択、請願第二百十三号は採択に決定、午後一時一旦休憩、午後一時三十分再開。

②陳情の審査を続行、陳情第三百五十九号、第四百三号は採択、同第三百八十七号は継続審査に決定、

③次に舛田委員（協）より、水産関係の機械貸与の予算について、旭委員（自）より、貸与機械及び予算配分について質疑並びに要望があり、水産課次長、漁政課長より応答があつて、

④沖野委員（公）より、沿岸漁業と底曳漁業との沿岸における紛争に関連して、傭船の予算、現在傭船している取締船の数及び禁止区域拡張に伴う被害に対する補償等に対する具体策について質疑があり、又水産庁に提出した道内底曳船整理案及び今年度の廃止の問題に関する資料の提出要求があつて、漁業調整課次長より答弁、再び沖野委員（公）より、予想以上被害が大きいから傭船費の予算獲得につ

いて委員長に要望があり、委員長これを了承して、午後二時十五分散会。

○十二月二十六日　午前十一時十五分、第三委員室において開議。

①坂本委員長（自）より、**付託議案及び請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、議案第四十三号は原案可決、同第四十四号は同意議決、請願第二百七十八号、陳情第三百八十七号、第四百七十号、第四百七十一号、第四百七十二号は継続審査に決定。

②次に旭委員（自）より、**北方鮭鱒漁業再開に伴う二十九年度獨航船割當の問題**について水産部長の説明を求め、午前十一時二十三分一旦休憩、午前十一時三十分再開。

水産部長より説明があつて、旭委員（自）より、昭和二十九年度北方鮭鱒漁業再開による獨航船割当数の増加について決議案提出の要望があり、これを諮つてそのことに決し案文は委員長一任に決定。

③ついでこの問題折衝のため委員派遣に決し、上京委員及び期日については後日決定することとし、午後零時四十四分散会。

農地開拓委員會

○十二月七日　午前十一時十分、第三委員室において開議。

①安達委員長（自）より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第百九十七号は不採択、陳情第八十二号、第百三十号は継続審査、同第百七号は不採択に決定、午後零時三十分、一旦休憩、午後二時再開。

②次に請願第百二十六号、陳情第三百五十六号、第三百八十六号、第四百十四号、第四百二十七号、第四百二十八号、第四百三十七号、第四百三十八号、第四百四十三号は採択、陳情第四百三十一号は継続審査に決定した。

③笠井委員（社右）より大津村における米軍接収問題の状況について説明を求め、用地課長より説明、笠井委員（社右）より、(1)接収反対に関する外務省の態度について、(2)強制収用の場合の補償条件について、(3)外務省事務官より道に対し依頼された斡旋方に対する道側の対策について、又田呂副委員長（改）より、保安隊の用地接収に対する道側の方針について質疑があり、農地調整課小作官、用地課長より答弁があつて、午後二時四十分散会。

○十二月二十一日　午後二時五十分、第一委員室において開議。

①安達委員長（自）より、**請願第二百六十八号、大津村を在日米軍演習地として使用反対の件**について諮り、舛田（協）旭（自）井野（社左）各委員及び田呂副委員長（改）より、この取扱いについて発言があつて、暫時休憩、十勝町村議会議長及び大津村助役より、大津村における駐留軍演習場設置反対についての陳情を聴取。

②ついで旭（自）井野（社左）笠井（社右）岡田（社右）各委員より、ここに至つた経緯とこの問題に対する道の態度及びこれと門別との関連性について質疑があり、農地開拓部長、農地調整課長より答弁、更に田呂副委員長（改）より、この問題について外務省から受けた感じ等について説明があつた後、

③沖野（公）岡田（社右）委員より、現地調査について、又笠井委員（社右）より継続審査、井野委員（社左）より、今会期中に結論を出すべき旨の意見があり、委員長より、この請願の問題は重大であるから明日引続き審査する旨を述べ、午後四時十分散会。

○十二月二十三日　午後一時十五分、第一委員室において開議。

①前回に引続き大津村の在日米軍演習地として使用反対の請願について諮り、西村（社左）旭（自）三浦（改）各委員及び田呂副委員長（改）より、決議案提出について意見があり、結局請願第二百六十八号は採択に決定。

②安達委員長（自）より、各党一名づつ起草委員を選出して決議案を起草されたい旨を述べて、午後一時五十分散会。

○十二月二十四日　午後一時三十分、第一委員室において開議。

①安達委員長（自）より、**國營直轄土地改良事業に對する道費負擔增に關する問題**について田呂副委員長（改）より説明を聴取したい旨を

述べた後、田呂副委員長（改）より、開発局で直営工事として施行している土地改良事業に関して地元並びに道の負担について説明及び意見があり、ついで年内の上京折衝について諮り、

②笠井（社右）旭（自）各委員及び田呂副委員長（改）より、派遣委員及び道負担阻止の対策について意見があり、派遣委員の人数等については委員長が議長と相談の上早急に決定することとし、

③また大津村の米駐留軍演習地接収反対に関する決議案は草案のとおり異議なく決定、午後二時十五分散会。

商工委員會

○十二月四日　午前十時五十五分、第二委員室において開議。

①福島副委員長（自）より、**道内貨車の本州引揚による減車及び青函貨物船減船に伴う滞貨問題**について上京折衝の経過を報告、引続き折衝の必要ある旨を述べ、大島（改）伊藤（自）各委員より意見があり、上京委員一名派遣については副委員長一任に決し、清水委員（自）が選任された。

②次に副委員長より奥忠別発電所建設問題に対する中央の見解について報告があつた後、

③年末金融について中央の意向を説明、本道に流される分について、上京委員において併せて折衝されたい旨を希望、

④次に菊地委員（改）より、本道における飛行場設置問題について上京折衝の経過を報告、本道関係整備費に関しても上京委員において折衝されたい旨を述べ、午前十一時三十分散会。

○十二月二十三日　午前十一時、第二委員室において開議。

①宮坂委員長（改）より、**奥忠別發電所建設に伴う水温低下問題**を議題とし、まず武田委員（改）より、発電所建設の計画の際に水温問題についての予想並びに地元民の声に対して如何に考えたかと北電側にただした後、更に北電土木部長より意見及び計画についての説明を聴取、午前十一時三十九分一旦休憩、午後零時四十六分再開、北電側の意見に対する質疑を求めたるも説明を了解発言なく、午後零時四十七分一旦休憩、午後一時十五分再開。

②委員長より上京折衝の経過について報告の後、次の事件について今議会に**意見書**を提出中央に要請することについて諮り、異議なくそのことに決定、案文起草については正副委員長一任に決した。

(1)青函航路貨物運賃の是正方に関して、(2)日中貿易協定に関して、(3)石油資源開発促進に関して、(4)外国産鉛筆用材の輸入制限方に関して、(5)東南アジア諸国における水産物輸入関税の軽減方に関して、

③次に**請願、陳情の審査**を行い、請願第二百五十一号、第二百七十三号、第二百七十九号乃至第二百八十一号は採択、同第百十九号、第百六十号、第百九十六号、第二百七十五号は継続審査、同第二百七十四号は付託替、陳情第四百七十六号、第四百七十七号、第四百八十八号、第四百八十九号は採択、同第百三十三号、第三百四十九号、第四百七十五号、第四百七十八号、第四百九十五号は継続審査、同第二十五号は会議に付するを要しないものと決定、午後三時五十分散会。

○十二月二十六日　午後三時十分、第三委員室において開議。

①冒頭、亜麻消費税撤廃に関する岩見沢農業協同組合長の陳情を聴取、宮坂委員長（改）より、本件については農務委員長と協議の上取扱い方を決定したい旨を諮り、そのことに決定。

②次に幌満第三発電所建設資金調達方に関する陳情聴取については、和平（労）宮津（自）委員よりその取扱いについて発言があつた後、富士鉄総務部長より陳情を聴取、陳情第二十五号については、前回の委員会の決定を取消し保留とすることに決定。

③前回の委員会において意見書提出に決定した五件の意見書案文について諮り、異議なくこれを決定。ついで上京委員の選任について諮り、抽せんによつて派遣順位を決めることとし、委員長を除き和平（労）森川（社左）福島（自）伊藤（自）宮津（自）長沢（社左）

清水（自）舟木（社左）糸川（協）武田（改）大島（改）菊地（改）坂東（秀）（公）佐久間（自）各委員の順に決定、二名宛二班を編成して一月上旬及び中旬に派遣することとし、又建築委員会において上京する場合はこの逆の順位とすることを了解、次期委員会を一月十六日開くことに決して、午後四時三十分散会。

建築委員會

○十二月二十三日　午後四時一分、第三委員室において開議。

伊藤副委員長（自）より、**陳情の審査**を行う旨を述べ、陳情第二百七十二号は継続審査に決し、午後四時十八分散会。

土木委員會

○十二月四日　午前十時四十二分、第一委員室において開議。

徳中委員長（自）より、**請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、請願第四十六号（二十七年分）第二百八十四号（二十七年分）第五十八号、第五十九号、第百八号、第百十五号、第百十六号、第百四十二号、第百九十五号、第二百二十五号、第二百三十号、第二百三十一号は採択、同第百二十九号（二十七年分）、第二十七号、第四十六号、第百十号、第二百二十八号は不採択、同第二百七号（二十七年分）、第三百二十九号（二十七年分）、第七十一号、第百七十二号は継続審査陳情、第二百二十三号（二十七年分）、第三百八十九号は採択に決定、午後零時五分一旦休憩、午後一時三十分再開、請願第二百三十二号、第二百三十六号は採択、同第百二十九号、第二百十号、第二百三十九号、陳情第百六十一号は継続審査に決定、午後二時五分散会。

○十二月二十三日　午前十時三十分、第二委員室において開議。

①冒頭、厚岸町長より、厚岸町厚岸本町真竜町間の架橋について、函館市議会工営委員長より、道道戸井函館線のうち函館市域に属する部分を巾員拡張の上短距離の海岸線に路線変更についての陳情を聴取、

②次に徳中委員長（自）より、昭和二十九年度土木関係国費予算の内示について説明を求め、土木部長より説明を聴取、中牧副委員長（自）より、道路整備五ケ年計画に基く道路予算折衝の経過並びに増加修正の見透しについて説明があつた後、この問題については更に一月上旬上京折衝することに決定、派遣委員は池田（協）西田（正）（改）委員及び正副委員長のいづれか一名の三名とすること、期日は委員長一任に決し、十一時二十三分散会。

○十二月二十五日　午前十一時、第一委員室において開議。

①徳中委員長（自）より、**付託議案及び請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、議案第四十二号は承認議決、請願第二百四十三号、第二百五十八号乃至第二百六十一号、第二百六十三号、第二百八十五号乃至第二百八十七号は採択、同第二百七十四号は一部採択、同第二百七十六号は継続審査、陳情第四百三十三号、第四百四十五号、第四百七十九号乃至第四百八十二号、第四百九十四号、第五百一号は採択に決し、

②次に請願採択に伴う、**一級國道五号線（札樽間）舗装工事完成方に関する意見書及び道路整備五ケ年計畫による道路費豫算増額要望に関する意見書**の提出について諮り原案のとおり決定、午後零時五分散会。

勞働委員會

○十二月二十三日　午後一時、第二委員室において開議。

①三室委員長（自）より、労働関係国費予算の折衝について労働部長の意見を求めた後、委員派遣について諮り、三室委員長（自）時田（社右）棚川（協）各委員を派遣することに決定、

②次に陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第四百三十四号、同第四百八十三号は採択に決し、同第四百八十四号日雇労務者に対し年末手当支給の件については、日雇労務者より陳情を聴取することとし、午

後一時四十六分一旦休憩、午後二時再開。

③陳情の審査を続行、陳情第四百八十四号については、五項目のうち冬期加給金の増額と餅米代支給の二項目について適当な措置を講ずべきものと認めることとし一部採択、同第四百九十九号は採択、同第四百九十八号は不採択、同第四百九十号は継続審査に決定、午後二時四十五分散会。

○十二月二十五日 午後零時六分、第一委員室において開議。

①三室委員長（自）より、**付託議案及び請願、陳情の審査**を行う旨を述べ、議案第十七号は原案可決、請願第三十二号、第三十三号、第二百五十三号、第三百二十号、陳情第二百四十二号、第二百四十三号は継続審査に決定。

②ついで労働部予算の大綱について労働部長より説明を聴取、西田（正）委員（改）より予算編成について要望があり、委員長より、労災病院の問題について説明を求め、労政課長より説明、佐藤委員（改）より、市町村の労働会館建設に対する道費補助の問題について要望があつて、午後零時二十三分散会。

特別委員会

豫算特別委員會

第二回臨時會分（12・2—12・4）第四回定例會分（12・24—12・27）

○十二月二日 午後三時二十分議場において開議。

旭仮委員長（自）より正副委員長の選任について諮り、委員長に三沢委員（社左）、副委員長に天谷委員（協）を選任、午後三時五十分散会。

○十二月三日 午前十一時十一分、議場において開議。

①三沢委員長（社左）より、**議案第一号乃至第十二号**を一括議題に供し、通告により質疑に入り、**福島委員（自）**より、(1)冷害対策予算編成の基礎的な問題特に各部の均衡及び冷害の実態把握に関する均衡の問題について、(2)公営企業及び財産収入の内容について、(3)競輪以外の公営企業収入の予算財源について、(4)分担金及び負担金の徴収範囲並びに受益者の範囲と負担に伴う影響の問題について、**佐藤委員（改）**より、(1)第二次補正予算における畑作に対する予算の見透しについて、(2)冷害に対する恒久対策の具体的な構想について(3)後進地帯の土地改良の施策の問題について、(4)一時借入金の増額と救農土木事業の支払について、**平野委員（自）**より、(1)本年の水稲及び畑作の被害面積と被害総額について、(2)臨時救農施設事業予算に関する一町村の事業の範囲について、(3)冷害対策用の主要作物の種子購入について、(4)農業共済金の支払の問題について、(5)営農資金貸付の問題について、**岡林委員（社左）**より、(1)冷害恒久対策の明示について、(2)零細農業の育成強化の対策について、(3)冷害試験地設置費の内容について、(4)製炭用築窯施設費について、(5)救農土木その他救済事業のない地域における製炭事業に対する道有林、国有林、開拓団地、牧野等の立木の特別払下について、(6)供米割当量決定の査定に関し農林省の作況調査と道の調査の相違の問題について、**田呂委員（改）**より、(1)予算配分における冷害地の調査検討の問題について、(2)根釧、天北等の特殊地帯の公共事業の不均衡に対する具体的な救済手段について、(3)予算執行の遅延の問題について、(4)供出農家への食糧払下の問題について、(5)被害農家に対する金融措置の損失保償の問題について、(6)温床補助金の問題について質疑があり、知事、総務部長、農務部長、農地開拓部長、農政課長、農業協同組合課長より答弁があつて、午後零時五十三分一旦休憩、午後二時十二分再開。

②引続き質疑続行、**池田委員（協）**より、(1)開拓協同組合の育成並びに農協との合併の問題について、(2)土地改良区の賦課金の歳入欠陥の問題について、(3)各作物毎の被害状況の資料提出について、(4)道路局部改良費の内容について、**岡田委員（社右）**より、(1)供米割当

の問題について、(2)救農予算の公正な執行について、(3)温床設置補助金交付の時期について、(4)共済保険に関連して供米の場合の反当収量と共済の場合の被害の反当収量の相違の問題について、(5)単協の事業資金に対する利子補給の問題について、**原田委員**(自)より、(1)道路局部改良費の前渡金の支出について、(2)温床補助の具体的な内容について、(3)団体営以外の土地改良に対する補助の問題について、(4)緊急食対策施設費に関し補助の対象及び対策の内容について、**天谷委員**(協)より、(1)冷害の最も甚だしい地域の町村に対する特別平衡交付金の交付の問題及びつなぎ融資の問題について、(2)冷害地帯の奥地に対する保健衛生について、(3)救農予算の執行について、(4)諸工事の予算に関し工事の施行期間及び実施効果の問題について、(5)起債並びに平衡交付金の年内決定の見透しについて、(6)馬鈴薯種子の不足数量及び補助金の額について、(7)海岸防砂林の造林事業費に関し樹種並びに実施時期について、(8)自家用薪炭用として道有林、国有林の払下げ及び払下代金の決済方法等について、(9)製パン、製麺の委託加工の問題について、**和平委員**(勞)より、(1)蒔付から収穫時までの間の冷害対策について、(2)予算配分に関し科学的な基礎調査の問題及び配分の方針について、**若林委員**(社右)より(1)農業試験場の拡充強化に関する今後の方針について、(2)水害対策の研究機関の問題について、(3)土木工事その他工事の積雪寒冷による実施時期の特例考究について、**坂東(浩)委員**(自)より、(1)冷害に対する恒久対策の実施について、(2)災害工事の執行と被災者救済問題について、(3)冷害農村団体と特別の関連をもつ特殊な業種に対する対策について質疑があり、知事、農地開拓部長、農務部長、総務部長、林務部長、土木部次長、農政課長より答弁があつて質疑を終了、午後五時五分一旦休憩、午後五時十五分再開、直ちに散会。

○十二月四日 午前零時三十分議長室において開議。

三沢委員長(社左)より、**議案第一号乃至第十二号**を一括議題に供する旨を述べ、佐藤委員(改)より、議案第一号は希望条件付き原案可決、議案第二号乃至第十二号は原案可決とする旨の動議の提出があり、異議なくそのことに決定、付託案件の審議を終了、午後四時二十三分散会

以下第四回定例會分

○十二月二十四日 午後三時四十分、第一委員室において開議。

①村上臨時委員長(自)より、委員長の互選について諮り、午後三時五十五分一旦休憩、午後四時十五分再開。

指名推薦により二瓶委員(協)に決定、暫時休憩、午後四時三十分再開、副委員長は委員長指名によることとし浜森委員(社右)に決定。

②二瓶委員長(協)より、**付託議案の審査**を行う旨を述べ、質疑の方法は通告によることに決し、暫時休憩、午後四時四十分再開。

③**旭委員**(自)より、定員外臨時職員の採用と臨時手当の問題について質疑があつて、午後四時五十分一旦休憩、午後五時四十五分再開。

総務部長より答弁があつて、再び旭委員(自)より、(1)臨時職員の長期間継続採用と臨時職員の数について、(2)平衡交付金の見積りについて、(3)教職員の結核休職に関し三ヵ年経過後の取扱いについて質疑があり(これに関連して桑野(自)井野(社左)委員よりも質疑)総務部長、教委財務課長より答弁があつて午後五時三十分一旦休憩、午後六時十分再開。

④次に**佐藤委員**(改)より、一時借入金の内容について、**井野委員**(社左)より、教員の長期療養者の給与の問題及び臨時職員の枠内枠外取扱いの問題について、**舛田委員**(協)より、臨時職員の取扱いの問題及び平衡交付金算定の基準について、**沖野委員**(公)より、年末手当支給に関する議案提出が遅いこと並びに予算議決後遠隔地に届く日時について、**池戸委員**(勞)より、(1)期末手当支給率及び石炭手当の差額について、(2)学校職員の期末手当支給の条項の適用

について、**高田委員（社左）**より、結核療養者に対する期末手当支給に関して道一般職員と学校職員との取扱いの相違の問題について質疑があり、総務部長、教育次長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後七時十五分再開。

⑤議案第四十八号乃至第五十六号について諮り、原案可決に決し、委員長報告案文は委員長及び理事に一任、明二十五日は午前十時より委員会を開き、議案の審査を行うこととし、午後七時二十分散会。

○十二月二十五日　午前十一時三十五分、議場において開議。

①**舛田委員（協）**より、(1)水産部所管の漁業取締費について、(2)各地区の漁区調整委員の給料支払関係及び予算との関係について、(3)鮭鱒捕獲事業費の削減理由について、(4)無動力船から動力船に切り替えの船員、機関士の育成及び技術教育の経費の問題について、(5)道南、石狩の凶漁対策及びその指導計画について、(6)土地改良計画費土地改良事業奨励費削減の内容について、(7)中小企業振興対策費中北海道信用保証協会の補償金及び同協会の事業の現況について、**田呂委員（改）**より、(1)土地改良の直轄事業の道負担分に関する農林省と大蔵省の相違及びその折衝の問題について、(2)工場誘致補助金の問題に関し工業開発に関する道の考え方について、(3)旭川の昭和電工助成の問題について、**井野委員（社左）**より、(1)映画製作費の問題について、(2)開拓保健婦の定員繰入れの経過及び漁業協同組合の整理統合その後の状況、組合の名称等について、(3)取締船の費用及び水産加工業に対する機械貸与の問題について、**坂東（浩）委員（自）**より、(1)東京の北海道物産斡旋所の施設拡充の問題について(2)地下資源調査の調査陣営の強化について、(3)工業試験場の整備拡充について、(4)機械貸与の実体について、**池戸委員（勞）**より、(1)訴訟費の内容について、(2)土地の交換分合の実施について、**沖野委員（公）**より、(1)底曳船の操業区域拡大に伴う沿岸漁業の取締費に関し傭船期間の問題について、(2)オホーツク海における冬鰊と鮭繁殖取締規則の問題について、**旭委員（自）**より、(1)土地改良の直轄事業の道負担分について、(2)住宅改善の本年度と昨年度の比較について、(3)漁業協同組合の数が多く弱小なための経営難に対する対策について、(4)鮭鱒のふ化事業振興策について、(5)道南凶漁対策として小型船の大型化による遠洋漁業に対する税金の問題について、(6)団地補助の問題について、**高田委員（社左）**より、(1)北洋漁業公社の経営状況及び来年度の出漁に母船を出せるかどうかの見透し並びに独航船の数について、(2)亜麻製品の課税に伴う道内亜麻耕作農家経済に対する対策について、(3)昨年の道漁連に対する損失補償の結果について、質疑があり、水産部長、商工部長、農務部長、土地改良課長、拓務課長、開拓経営課長、漁業調整課長、用地課長、住宅課長より答弁があつて、商工、建築、水産、農地開拓の各部に対する質疑を終了、午後一時三十分一旦休憩、午後二時三十五分再開。

③**農務、勞働、土木、衛生各部所管**の議案を一括議題として質疑に入り、**舛田委員（協）**より、(1)技術普及宣伝費の農村青壮年米国派遣に関連してその選考方法について、(2)家畜共済事業事務費補助金の内容について、(3)国際食糧農業協会負担金に関連して同協会の事業内容について、(4)主要食糧集荷促進費の交付先について、(5)河川費中上水道補助金の交付先について、(6)海岸侵蝕防除費減額の理由について(7)土木現業所費の支出について、(8)土木費中永久橋架替費の減額理由について、**井野委員（社左）**より、(1)衛生部内の人事交流及び人事刷新の問題について、(2)道立病院の負債及び消耗品購入の問題について、(3)医療金融の在り方について、(4)防疫用薬品の会社を設置する計画ありと聞くがその構想及び医薬品の年間必要量と予算措置について、(5)現在まで持越した道立病院の赤字措置と追加予算の関係について**舛田委員（協）**よりこれに関連して無医村部落の解消と巡回診療について質疑、**旭委員（自）**より、(1)農作物の冷害対策について、(2)伝染病患者隔離病舎の指導管理について、(3)医療機関の都市と地方との均衡の問題について、(4)港湾工事の直営による非効率化の問題について、(5)失業者に対する対策に関連し道の臨時職員

の取扱について、(6)保健所行政の生産事業に対する態度について、**村上委員**（自）より、(1)冷害対策費の内容について、(2)農業機械化促進費の内容について、(3)農業共済組合指導費の内容について、**池戸委員**（勞）より、(1)機械整備費に関して機械整備の進行状況について、(2)土木現業所の建物の整備状況について、(3)冷害対策における救農土木事業と失業対策事業との関連について、(4)生活保護を受ける者と失業対策事業に従事する者との賃金の均衡について、質疑があり、農務部長、土木部長、衛生部長、労働部長、農政課長、管理課長、医務課長、職業安定課長よりそれぞれ答弁があつて、午後四時二十分散会。

○十二月二十六日　午前十一時二十分、議場において開議。

①二瓶委員長（協）より、**總務部、民生部、林部務及び教育委員會所管**の議案を一括議題として質疑を行う旨を述べ、**旭委員**（自）より道有林払下げ及び災害復旧工事に際しての風評について、**時田委員**（**社右**）より、(1)教育費に関し年度末に多額の給与費を計上している理由について、(2)定数条例による人員採用と給与費の問題について、(3)昇給と予算の問題について、**土山委員**（公）より、(1)道税の徴収成績に関し昨年との比較について、(2)起債の今後の見透しについて、(3)道有林の払下げに関連して開墾地として解放された土地の植林及び伐採して開墾地となつた分の面積について、**福島委員**（自）より、(1)昨年度よりの継続費繰越金経理の訂正について、(2)弘報活動のポスターについて、(3)堤防河川の切替による旧河川の堤防の開放利用に関する対策について(4)僻地学校の電話架設の問題について(5)学校火災の防止手段として集合煙筒の修理費の予算措置について**井野委員**（**社左**）より、(1)アイヌ部落白老に対する旧土人保護法の適用について、(2)季節保育所の充実の問題について、(3)国民健康保険の現況について、(4)学校火災に関連して高校の人事管理の制度上の欠陥について、**西田**（**正**）**委員**（改）より、(1)学校の公宅の数及び焼失戸数について、(2)教員の政治活動に関する道教委委員長の考え方について、**舛田委員**（**協**）より、(1)留萌支庁税務課職員の不利益処分提訴の理由について、(2)道税徴収事務の市町村委託について、(3)税務担当の職員数について、(4)各種貸付金の回収状況について、(5)畜犬の登録手数料の事務を保健所で行つていることについて、(6)後進地開発費の適用箇所について、(7)長期欠勤者の年末手当について、(8)林道施設費の減額について、**池戸委員**（勞）より、(1)道が行つている各種貸付金の数について、(2)各種貸付金回収不能の場合の赤字処置について、(3)各種貸付金に関する事務を金融機関に依託する考えについて、**佐久間委員**（自）より、(1)青年学級制度の普及振興策について、(2)通信教育の振興策について、(3)定時制高等学校に対する構想について、(4)高等学校の道立移管の基礎案について、(5)学校火災に関連して信賞必罰の問題について、(6)結核教員の長期欠勤者に対する年末手当について、(7)学校給食に対する補助について(8)青少年不良化防止対策に関連して全国八ヵ所に設置される教護院の道内誘致の問題について、**村上委員**（自）より、(1)国立公園費中博物館新設の寄付金の使途について、(2)森林火災保険事業費の内容について、(3)森林事業造成費減額の理由について、質疑があり、總務部長、民生部長、林務部長、教育委員会委員長、教育次長よりそれぞれ答弁があつて、總務部、民生部、林務部及び教育委員会所管に関する質疑を終了、各案件の取扱いについては本会議終了後委員会を開いて協議することとし、午後二時十五分休憩、午後七時七分再開。

②浜森副委員長（社右）より、議案の取扱いについて諮り、高田委員（社左）より、明日参与員に対し緊急質問を行いたい旨の発言があつたが、旭（自）四十栄（改）土山（公）佐久間（自）各委員より意見があり、高田委員（社左）より一応保留する旨を述べて、午後七時十五分休憩、午後七時二十五分再開。

委員長より明日午前十時開議する旨を述べ、直ちに散会。

○十二月二十七日　午前十一時三十五分、副議長室において開議。

二瓶委員長（協）より、各付託案件について原案のとおり可決することに異議なきやを諮り、異議なくそのことに決し、午前十一時二十五分散会。

決算特別委員會

○十二月二十六日　午前十一時四十分、第二委員室において開議。

①多田委員（社右）が仮委員長となり、委員長互選の方法について諮り、午後零時四十五分一旦休憩、午後一時二十五分再開。

②委員長互選の方法は指名推薦によることに決し、多田仮委員長（社右）より、三浦委員（改）を指名。

③三浦委員長（改）より、副委員長の互選の方法について諮り、暫時休憩、午後一時四十分再開。

④副委員長互選の方法は指名推薦によることに決し、委員長より平野委員（自）を指名決定した。

⑤委員会に付託された昭和二十七年度北海道費歳入歳出決算の審査については、継続審査とすることに決定。

⑥ついで次回の委員会の招集及び審査期間等について諮り、一月十五日以降に招集し、期間は一週間程度、招集日は委員長一任とすることに決定、午後二時散会。

總合開發調査特別委員會

○十二月二日　午後一時十分、第二委員室において開議。

坂東(秀)委員長（公）より、十一月十七日の委員会において論議された、**積雪寒冷地帯における固定資産耐用年數短縮に關する意見書案**の検討を求め、西田(信)（自）四十栄（改）浜森（社右）各委員より、(1)中央に要請する場合北海道として具体的内容の打出し方について、(2)発電所の固定資産税の問題について、(3)税制全般と総合開発との関連性の研究等について質疑及び意見があつたが、本意見書案の趣旨は急を要するので、次期本会議に提出することに決して、午後一時四十六分散会。

○十二月三日　午後二時十分、第二委員室において開議。

①坂東（秀）委員長（公）より、未開発地域開発促進に関する意見書の裏付けとして道専門委員室において作成された資料の説明を求め専門委員室調査員より、**特殊氣象地帯農業確立振興計畫要領**によつて説明があり、森川委員（社左）坂東（秀）委員長（公）（自席について発言）より、この資料は三地区より調査の対象になつていない点について質疑、これに関連して二瓶（協）西村（社左）朝日（改）浜森（社右）桑野（自）山内（労）西田(信)（自）各委員及び四十栄副委員長（改）より種々意見があり、結局全地域に亘る資料の作成を求めることとし、

②次に桑野委員（自）より二十九年度開発予算の折衝方法の審議について発言があり、委員長よりこれを諮り西田（自）宮北（協）山内（労）各委員よりそれぞれ意見があつて、委員長は、議長と打合せの後各委員に諮る旨を述べ、午後四時十七分散会。

○十二月四日　午後三時五十分、第二委員室において開議。

①冒頭、苫小牧市長より、苫小牧工業港築設促進に関する意見書が本会議において議決されたことに対し謝辞があり、

②ついで、坂東(秀)委員長(公）より、二十九年度開発予算の折衝方法について午前中行われた常任委員長会議の結果を報告、議長より、(1)上京折衝の班編成及び人数の検討について、(2)九日東京において開かれる国会議員との懇談会出席について発言があり、山内（労）桑野（自）児玉（自）各委員より意見があつて、委員長より、(1)年内の上京折衝は一班とし、人員五名を選定すること、(2)緊急を要する場合は委員会を開き協議の上派遣すること、(3)これらの派遣委員の選任は正副委員長一任のこと等について諮り異議なくそのことに決し、午後四時二十分散会。

○十二月十七日　午後一時三十九分、第三委員室において開議。

①四十栄副委員長（改）より、坂東（秀）委員長（公）の動静、北海道開発審議会開催等について報告、ついで山内委員（労）より、中央折衝の状況について報告があつた。

②北海道開発審議会オヴザーバー選任の件について諮り、西村（社左）山内（労）浜森（社右）各委員より意見あり、又蒔田議長よりも発言があつて結局、来る十九日の北海道開発審議会にオヴザーバーとして出席する委員は予算折衝も兼ねて上京することとし、派遣委員の選任は副委員長一任に決して一旦休憩、午後四時十五分再開。

②次にかねて作業中の「**特殊氣象地帯農業確立振興計畫概要**」について企画室調査員の説明を聴取後、山内（労）宮北（協）朝日（改）二瓶（協）浜森（社右）各委員より意見の開陳があり、特に経営面積の問題について宮北（協）二瓶（協）委員の意見に相違があり、結局五人の小委員をあげて適正なる経営面積を打出すことに決定、小委員の選任については副委員長一任に決し、直ちに宮北（協）二瓶（協）浜森（社右）朝日（改）児玉（自）の五委員を選任して、午後五時三十五分散会。

○十二月十八日　午前十一時三十五分、第三委員室において小委員会を開議。

①二瓶年長委員（協）より、主査の選任について諮り、主査には朝日委員（改）が決定。

②朝日主査（改）より、小委員会に付託の経営面積の問題について審議を行う旨を述べ、浜森委員（社右）より、昨日提出された資料の経営面積の変更と内容全般の関連について、宮北委員（協）より、法案折衝に当る場合の経営面積の考え方について質疑、専門委員室調査員より答弁。

③次に宮北委員（協）より、経営面積の最低線及び植林計画について児玉委員（自）より、開拓関係のものを別の角度から検討し資料を作成すること及び経営面積の問題はなかなか難しいので小委員会の継続について意見があり、一旦休憩、午後一時再開。

④朝日主査（改）より、本件については二月の第一回定例道議会前に結論を出したい旨を述べ、また宮北委員（協）より本問題を強く打出すために二十九年度知事の政策として取扱つてもらう必要がある旨及び開拓関係の資料については企画室長において開拓部と協議の上至急立案されたい旨の要望があつて、午後一時七分散会。

○十二月二十二日　午後二時十分、第二委員室において開議。

①坂東（秀）委員長（公）より、昭和二十九年度開発予算に関する上京折衝の経過を報告、上京折衝中の四十栄副委員長（改）よりの委員上京要請について諮り、山内（労）大島（改）浜森（社右）各委員より発言があり、委員派遣については後刻決定することとし、

②次に桑野委員（自）より、電々公社問題についての所管委員会に関連して委員会の性格並びに運営方針について発言があり、午後二時五十分一旦休憩、午後六時二十五分再開。

③昭和二十九年度開発予算に関する上京折衝について諮り、西田（信）（自）朝日（改）児玉（自）桑野（自）各委員より意見があつて、十二月二十三日より三十一日まで坂東（秀）委員長（公）及び宮北（協）森川（社左）西田（信）（自）各委員が上京することに決定、午後六時五十分散会。

○十二月二十四日　午前十一時、第二委員室において開議。

四十栄副委員長（改）より、昭和二十九年度開発予算に関する上京折衝の経過を報告、山内委員（労）より、昭和二十八年度予算の一割減の問題について、浜森委員（社右）より、今後の折衝の見透しについて質疑があり、宮北（協）児玉（自）委員より、今後の上京折衝について意見があり、一月の上京折衝については、一月四日より十三日まで十日間、二瓶（協）桑野（自）宮津（自）大島（改）西村（社左）各委員、十日より十九日まで十日間、四十栄副委員長（改）浜森（社右）児玉（自）山内（労）朝日（改）各委員派遣に決定、午後零時十分散会。

電源開發對策特別委員會

○十二月二十一日　午後三時五十二分、第二委員室において開議。

①西田（信）委員長（自）より、前回の委員会において委員長一任となつた報告文に関連し、その後の経過について電源開発本部長の説明を聴取した後、夕張川総合開発事業のうち、二股における電気事業の運営に関する覚書の内容を報告文に入れるかどうかについて諮り、入れないことに決定。次に幌満の道営問題について東邦電化の社長より知事への申し入れに関しては坂東（浩）（自）桑野（自）委員より発言があり、このことについては知事と電源開発本部長と協議の上報告を求めることとし、

②次に縣案の委員会今後の運営について諮り、桑野（自）中野（社左）池田（協）和平（労）三浦（改）児玉（自）高橋（社右）各委員及び宮坂副委員長（改）より種々意見があり、又桑野委員（自）より夕張の工事に着手することになつた場合の電源開発本部と公共企業体との関係について質疑があり、本部長より答弁があつた後、委員会は今議会をもつて解消し、後の対策は議会運営委員会で協議してもらうことに決定。

③委員長の中間報告については只今の協議決定事項を組み入れ、最終報告とし、文案は委員長一任とすることに決定、委員長より委員会解消についての挨拶があつて、午後四時四十二分散会。

水害對策特別委員會

○十二月二日　午後三時三十四分、第三委員室において開議。

宮津委員長（自）より、調査経過及び結果報告について諮り原田（自）村上（自）若林（社右）荒（社右）各委員より、地域指定の問題、漁場並びに漁業用施設の復旧費の問題について質疑及び意見があり、結局委員長報告作成については委員長一任に決して、午後三時五十四分散会。

冷害凶作對策特別委員會

○十二月一日　午後二時五分、第一委員室において開議。

宮本委員長（協）より、臨時議会に提案される冷害対策予算について説明を求め、財政課長より説明、ついで冷害凶作対策調査経過及び結果報告並びに委員長報告について諮り、委員長一任に決定、午後二時三十分散会。

綱紀肅正に關する調査特別委員會

○十二月二日　午後三時五十分、議長室において開議。

①大島委員長（改）より、本庁並びに出先機関の調査及び今後の運営について協議する旨を述べた後各委員の意見を求め、西田（正）（改）西田（信）（自）時田（社右）三室（自）新川（労）西村（社左）各委員及び宮北副委員長（協）より、(1)先日四班を編成して出先機関の調査を実施したが臨時議会のため中途で帰札しているのでその残余の分の調査を計画通り実施すること、(2)現地調査の結果と本庁提出資料との照合検討、(3)結論を打出す時期及び中間報告の問題、(4)委員会の予算枠の問題等について意見があり、

②明後四日現地調査の状況報告をすること、又現地調査については臨時議会終了後各班それぞれ残余の出先機関の調査を行うこと、計画外の空知支庁管内分は第四班（西村（社左）西田（正）（改）委員）が実施すること、石狩支庁は機会をみて全委員が調査を行うこと、又第四回定例会開会の三日前に委員会を開くこと等を申し合せ、宮北副委員長（協）より、本庁、支庁、土木現業所における道外出張（東京都）について昭和二十六年度以降三カ年の月別、人員、延日数の資料提出要求があつて、午後四時三十五分散会。

○十二月四日　午後一時十五分、副議長室において開議。

①民生部における金庫の現金等盗難事件について説明を求め、社会課長、保険課長より報告、西田(正)(改)新川(労)三室(自)時田(社右)各委員及び宮北副委員長(協)より、(1)事件の詳細な内容(2)犯人に対する措置及び弁済の問題、(3)現金取扱の方法及び今後の改善等について質疑があり、保険課長より答弁、

②次に教育委員会共済組合不正事件について説明を求め、教育長、教育次長より説明、新川委員(労)より、地方事務局の監査で指摘された(九月三日公報登載)俸給過払いに関する経緯の報告要求があり、西田(信)委員(自)より、(1)汚職事件で目下休職中の者の有無、(2)休職者に対する俸給支給率、(3)汚職者として判明している者の昇給等について質疑があり、教育次長より答弁があつて、午後二時二十五分一旦休憩、午後三時五十分再開。

③引続き西田(信)(自)三室(自)委員及び大島委員長(改)より、汚職者に支給した休職給支給等の問題について質疑があり、人事課長より答弁、

④次に出先機関の現地調査報告を行い、新川(労)西田(信)(自)三室(自)時田(社右)西田(正)(改)各委員及び委員長、宮北副委員長(協)より、それぞれ報告があつて、午後四時五十分散会。

○十二月十四日 午後一時三十分、議長室において開議。

①大島委員長(改)より、十二月八日の苫小牧西高校、同十二日の砂川南高校の火災について教育長の出席を求めることを諮り、そのことに決し、

②三室(自)新川(労)西田(正)(改)西村(社左)各委員より、監察長制度に関して委員会でとり上げるかどうかについて意見があり後刻検討することとし、

③苫小牧及び砂川の高校火災について教育次長より説明を聴取、西村(社左)時田(社右)西田(正)(改)新川(労)三室(自)各委員より、(1)夜警配置の問題、(2)校長の学校管理並びに人事権の問題、(3)地方事務局の性格及び高校との関係、(4)火災に関する高校長会議(5)焼失校の廃校、(6)火災現場の調査、(7)防火対策等について質疑があり、教育次長より答弁、新川委員(労)より、高校及び盲、ろう学校における防火施設、機材の状況並びに予算の内容について調査書の提出要求があつて、午後三時四十分一旦休憩、午後四時再開。

④監察長制度については、十六日に委員会を開き知事の説明を求めることとし、出先機関の現地調査報告については文書報告により各委員において検討し、委員会での照合意見開陳は後日とすることに決定、明十五日は午前十時に委員会をひらく、十時三十分より札幌市内所在の道出先機関の現地調査を行うこととし、午後四時四十分散会。

○十二月十五日 午前十時、議長室において開議。

札幌市内所在の道出先機関の調査について諮り、(1)石狩支庁、(2)札幌医大病院、(3)札幌薄野病院、(4)水産孵化場、(5)札幌南高校、(6)札幌伏見高校、(7)土木現業所について、午前十時三十分より現地調査を行うことに決定、午前十時十分散会。

○十二月十六日 午前十時四十分、議長室において開議。

①大島委員長(改)より、**行政監察協議會及び監察長設置**について質疑を求め、**三室委員(自)**より、(1)監察長規程は審査機関にかけたかどうかについて、(2)監察長制度に関し事前に自治庁に打合せたかどうかについて、(3)監察長と局部組織との関係について、(4)監察長の所掌事務及び各部所掌事務との競合の問題について、(5)監察長の権限について、(6)監察長制度の適法の問題及び特命直属の機関としての性格について、**新川委員(労)**より、(1)監察長の所掌事務及び監察長以前の行政監察について、(2)企画室、出納局所掌の部内監査及び指導改善等と監察長の所掌事務との相違について、(3)税務課所掌の監察と監察長の税監査の相違について、(4)従来の局部所掌の職員の服務規律と監察制度の職員の規律保持との相違について、(5)監察協議会の性格並びに監察執行機関との意見調整の問題について、**西村委員(社左)**より、(1)従来の分掌で行政監察が行われなかつた

理由について、(2)監察機関を設ける知事の心境並びに幹部職員の反省について、(3)発令された補助員の数及び監察長並びに職員の出張について、(4)本庁部課長が綱紀に関してとつた措置について、(5)監察長の職務執行と責任の問題について、(6)知事の率先垂範について

桑野委員（自）より、(1)監察長制度の他府県の例及びその効果について、(2)汚職事件の他府県の例について、(3)監察長制度と局部機構変革の問題について、(4)監察制度による汚職事故防止の問題について、(5)監察の対象及び監察長の権限と責任の問題について、(6)監察長及び監察員の適任の問題について、**西田**（正）**委員**（改）より、監察制度の性格の問題について、(2)長官年代とその間における監察長制度の有無について質疑があり、知事、総務部長より答弁があつて、午後二時十五分一旦休憩、午後三時五十分再開。

②委員会今後の方針について諮り、西村（社左）西田(正)（改）時田（社右）桑野（自）新川（労）三室（自）各委員より意見があり、結局委員長の中間報告を行うこと、報告案文は委員長において作成の上委員会に諮ること、報告の日程は休会明けとすることに議運と連絡すること及び委員会経費の追加を決定、次に監察長制度について議会より自治庁に照会すること、案文については後日協議することとし、午後四時三十分散会。

○十二月十九日　午前十一時三十分、第一委員室において開議。

①大島委員長（改）より、委員長の中間報告及び監察長制度に関する自治庁照会の案文について諮り、委員長の中間報告案文を一部修正して、暫時休憩、午後零時二十分再開。

②委員長中間報告案文については一部修正のとおり決定、次に監察長制度に関する自治庁照会の案文については、新川（労）三室（自）西田(正)（改）各委員より意見があつて、案文を印刷の上後日諮ることとし、午後零時四十分散会。

○十二月二十一日　午後三時四十分、第三委員室において開議。

大島委員長（改）より、監察長制度に関する自治庁照会の案文について諮り異議なく決定、午後三時五十分散会。

八大都道府縣議會事務協議會

○十二月四、五の兩日大阪府において開催、会議事項次のとおり。

協議事項

一、議案の分割付託について
一、監査委員の選任同意を急施事件として付議の能否について
一、議場に入る者の制限について
一、質疑と質問について
一、議会における自由討議について
一、地方公務員法第五条第二項の人事委員会の意見聴取について

懇談事項

一、閉会中における担当部門の調査について
一、常任委員会制度運営上改善すべき点について
一、町村合併推進審議会について
一、各会派の幹事長及び政調会長に対する特別接遇について
一、議員年末手当の算出基礎額について
一、議員の報酬及び月額旅費の支給について
一、新年度新規予算要求について
一、給与の改訂について

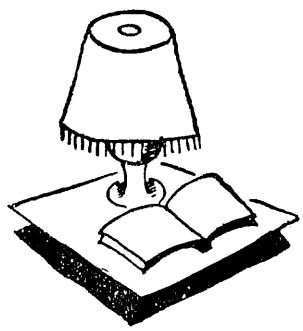

第十八臨時国会の展望

十一月三十日召集された第十八臨時国会は、別に波乱もなく九日間の会期を終えて、十二月八日閉幕した。この国会では、国家公務員、公企体職員のベースアップ及び年末手当を織り込んだ三百五億六千九百万円の第二次補正予算と、法律十四、条約二、八の裁定などが成立したが、問題の義務教育費国庫負担特例法案は、衆議院でまたもや審議未了となった。

1 法律案

提出区分	提出件数	成立	審議未了
内閣	一〇	九	一
衆院議員	三	三	—
参院議員	二	二	—
計	一五	一四	一

内閣提出

提出番號	件名	成立月日	公布月日	法律番號
一	殷職員の給與に関する法律の一部を改正する法律	一二、八	一二、一一	二七九
二	食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律	一二、八	一二、一一	二八〇
三	漁船再保険特別会計における特殊保険及び給與保険の再保険事業につい て生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律	一二、八	一二、一一	二八一
四	一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律	一二、八	一二、一一	二八二
五	義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案	審議未了		
六	特別職員の給與に関する法律の一部を改正する法律	一二、八	一二、一二	二八四
七	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	一二、八	一二、二九	二九一
八	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	一二、八	一二、二九	二九二
九	保安庁職員給與法の一部を改正する法律	一二、八	一二、一二	二八六
十	昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律	一二、八	一二、一四	二八八

衆議院議員提出

提出番號	件名	成立月日	公布月日	法律番號
一	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律	一二、八	一二、一四	二八九
二	一般職の職員の給與に関する法律の一部改正する法律	一二、八	一二、一二	二八五
三	国会議員の歳費、旅費および手当等に関する法律の一部を改正する法律	一二、八	一二、一二	二八三

參議院議員提出

提出番號	件名	成立月日	公布月日	法律番號
一	租税特別措置法の一部を改正する法律	一二、八	一二、一四	二九〇
二	町村合併促進法の一部を改正する法律	一二、八	一二、一四	二八七

2 成立した豫算

① 昭和二十八年度一般会計予算補正（第二号）
② 昭和二十八年度特別会計予算補正（特第二号）
③ 昭和二十八年度政府関係機関予算補正（機第一号）

3 決算

① 昭和二十七年度一般会計国庫債務負担行為総調書
② 昭和二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
③ 昭和二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

4 承認された條約

① 日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条第八条2についての留保に関する公文の交換について承認を求めるの件
② 関税及び貿易に関する一般協定のある条約国と日本国との通商関係の規制に関する宣言えの署名について承認を求めるの件

5 仲裁裁定

第十七国会で継続審査に付された三公社五現業に対する仲裁裁定は成立した。（詳細は時報第五巻十二号参照）

6 繼續審査付されたもの

法律案

内閣提出

① 臨時硫安需給安定法案（第十六国会提出）
② 硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（第十六国会提出）

衆議院議員提出

① 地方自治法の一部を改正する法律案（第十六国会提出）
② 地方財政再建整備法案（第十六国会提出）
③ 昭和二十八年における冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案（第十七国会提出）
④ 接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（第十六国会提出）
⑤ 資金運用部資金法の一部を改正する法律案（第十六国会提出）
⑥ 米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案（第十六国会提出）
⑦ 昭和二十八年における冷害による被害農業者及び被害農業協同組合等に対する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（第十七国会提出）
⑧ 昭和二十八年における冷害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案（第十七国会提出）
⑨ 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法の一部を改正する法案案（第十七国会提出）
⑩ 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第十七国会提出）
⑪ 加工水産物の輸出振興に関する法律案（第十六国会提出）
⑫ 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（第十六国会提出）
⑬ 昭和二十八年六月受び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第十七国会提出）
⑭ 協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（第十六国会提出）

參議院議員提出 ＝第十六国会提出＝

① 勤労青年教育振興法案
② けい肺法案
③ 労働基準法の一部を改正する法律案
④ 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

決算

① 昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算
② 昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算
③ 昭和二十六年度政府関係機関決算報告書

地方制度調査会の答申に對する六団体等の意見

（この資料は自治庁において取りまとめ配付したものである）

一、地方行政制度の改革に關する事項

事項	團体	意見
一(一)地方公共團体の種類及び性格に關する事項	都道府縣議長會	答申における府県の性格表現はややもすれば府県に対する国の指揮監督権乃至は行政関與を強化し現行府県が有する自治体たる性格の弱化後退を思わしめるものがある。国の委任事務は事務処理責任の帰属を不明確にするものであり、極力消極的なものとし、地方事務官制度に至つては、更に自主的人事管理の面よりするも採るべきでない。
	市長會	府県の二重性格を廃して、これを単なる国の総合出先機関とし、地方自治団体は市町村のみとすべきであるが、当面の措置として市町村は基礎的自治団体であることを明示して、自治事務は極力市町村に移譲することとし、府県は残余の補充的並びに廣域的事務を処理すべきである。
	市議會議長會	現行府県制度を廃し、市町村の行政を補充する特別地方公共団体として新らしく中間機関を設くべきであるが、当面の措置として、市町村が地方自治の基礎団体であることを明示して事務の再配分は市町村を中心として考慮し、府県は補充的及び廣域的事務に限定し、両者の競合等をなからしめるようすべきである。
	町村議會議長會	地方公共団体の種類および性格は地方制度の根本に觸れるものであるから、更に検討を行うこととし、当面の措置としては一応現行のままとすべきである。府県については国の出先機関としての性格に重点を置くこと及び機関委任の制度の活用並びに地方事務官制度の復活は、地方自治を逆行し、国家権力の強化を図るものである。
	町村會	府県は、將来国政事務の処理機関としての機能に転化すべきものとの主張を有するので、府県は差当り自治団体として認めるも、単に補完並びに廣域的事務を処理するものと限定し、市町村の性格については、その基礎的地方公共団体なることを明示する。機関委任、団体委任の制度、地方事務官の制度を活用するとしても、市町村の自主性を確保するため、国が新たに市町村に事務を義務づけ、又は国の事務を委任する場合これを厳格に制限し、必ず法律をもつて規定すべきであり、又この場合、次の措置を講ずべきである。 1 予め、市町村の連合団体の同意を求める。 2 画一的な規定を避け、適用段階を設け、或は市町村をして取捨撰択し得るよう弾力性あるものとする。 3 必ず所要の財源措置を講ずる。

産業經濟新聞	この項は行政規模の合理化を目的として、將来道州制実現の問題が残つている。しかし、他面、戰力問題よりは容易な憲法第九十三条の解釋如何で、知事官選への道に通ずる条項が附加されたことにもなる。	
一㈢地方公共團体の規模の合理化に關する事項		
市議會議長會	町村の規模の合理化について、町村合併促進法を人口十五万未満の市にまで適用して、その趣旨の徹底を図るものとすべきである。	
町村議會議長會	町村合併の実施を促進するための事務的経費及び特に新町村建設のための事業費に対しては、その財源措置を講ずべきである。	
一㈣警察事務の配分に關する事項		
知事會	警察事務の性格に鑑み、自治体警察は府県単位に限ることとし、大都市自治体警察は設くべきでない。	
都道府縣議會議長會	従来の警察を一本化し府県単位の自治体警察を設けることには賛意を表するものであるが、答申にいう国家事件の範囲、中央機関の性格については甚だしく不明確であり、更に警察職員の身分についても単に特別な取扱をすべきである旨のみでは多分に国の一方的見解により左右せられるの余地を残し、これが具現について一歩を誤まれば、名を自治体警察に借り、実質的には国家警察化する虞れなしとしない。 また、大都市において警察事務を大都市において処理さすべきではない。	
市長會 市議會議長會	都市自治体警察は存置し、政令都市に非ざる都市については、住民の意思によつて置かないことができるものとすべきである。都市自治体警察の職員はすべて市の公務員とすべきである。	
町村議會議長會	市町村の自治体警察は現行どおりとし、警察の設置維持を希望しない市にあつては住民の意思によつてこれを維持しないことができるものとすべきである。	
五大府縣	府県単位の自治体警察制度には賛意を表するが、大都市についてのみ、例外とし、大都市単位の警察を認めることには地方自治制度上、警察機能上、経済上、財政上からみて何等の合理性も実益をも認めることはできない。	
産業經濟新聞（一〇・一五）	十六国会前に立消えとなつた改正警察法と同様の趣旨で警察制度が改正され、国家警察組織化の線が実現される見通しはいよいよ確かになつたと言えよう。	
一㈤教育事務の配分に關する事項		
知事會	教職員にかかる行政及び財政上の責任は府県がこれを負うものとし、五大市の特例はこれを認むべきでない。	
都道府縣議會議長會	大都市に対する特例については、今日なお問題中の特別市制をこれによつて事実上実現せしめんとするやのきらいがある。この問題は地方制度の根本的改革と併せ考慮すべきものであつて、これを当面する事項として解決せんとすることは妥当でない。	
市長會 市議會議長會	義務教育の施設、教職員の人事、給與その他の運営管理については、すべて市町村の責任とすべきで、教職員は現行通り市町村の公務	

	市議會議長會	員とすべきである。 市町村の教育委員会は諮問機関として置くことができ、委員は議会の同意を得て市町村長が任命すべきである。
	町村議會議長會	義務教育の施設、教職員の人事、給與その他の運営管理については、市町村の責任とすべきである教育委員会はこれを廃止すべきである。
	町村會	1 義務教育行政の主体は、市町村とし、単に施設の管理に止まらず、全面的に運営管理に当るものとする。 2 教育委員会は廃止する。 3 民主的運営を保障するため、教育に関する市町村長の諮問機関を置く。 4 義務教育職員は、市町村公務員とし、その人事は当分の間は市町村長、府県知事協議して行う。
二、行政の簡素化、合理化及び能率化に關する事項	五大府縣	五大市についての特例は、その十分なる根拠を理論的にも、実際的にも見出し難い。
	町村議會議長會	(1) 行政委員会その他執行機関に関する事項 行政委員会は、執行機関に統合するか諮問機関化する等の考慮を加える。 執行機関の組織運営については、劃一的に法定することを避けるとともに、その簡素化、能率化は国のそれと歩調を一にすべきである。 (2) 監査委員に関する事項 町村の監査機構はこれを必置機関とすべきである。 (3) 任用制度その他地方公務員制度に関する事項 条例で停年制を設けることができることとするか国家公務員との均衡を図るべきである。
	町村會	(一) 地方公共団体の行政の執行については、原則としてその長に一元化し、他の独立の執行機関は設けない。 (二) 選挙管理委員会は廃止する。但し選挙訴願裁決に関する委員会は設置する。 (三) 地方公共団体の長と他の執行機関との関係を調整する必要ある場合は、その執行機関が合議体である場合は議長はその地方公共団体の長が当り得るようにする。
三、大都市制度に關する事項	五大府縣	(1) 大都市に対する府県知事の認許権を整理することについては反対でないが、府県知事が廣域的且つ総合的見地に立つて、客觀的且つ合理的に処理することを期待して賦與されたものについては、これを府県の権限とすべきである。 (2) 一律に補充行政に属する事務を委譲することなく府県の廣域的且つ、総合的処理を必要とするものについては、これを府県の事務とすべきである。 (3) 事務配分についても、左に掲げる事務は委譲すべきではない。 (イ) 建設基準法に関する事務 (ロ) 旅館業法、興業場法及び公衆浴場に関する事務

		(ハ)結核予防法に関する事務 (ニ)伝染病予防法に関する事務 (ホ)児童福祉法に関する事務 (ヘ)生活保護法に関する事務 (ト)教育公務員特例法に関する事務	
四、その他の事項	町村議會議長會	(1)地方行政の総括機関として中央機関を設置することは必要であるが、これはあくまで地方団体の意思を中央に反映せしめる機能を強化させるためであつて、旧制度におけるような地方団体に対し強い権力をもつ機構であつてはならない。 (2)地方公共団体の連合組織の代表者を必らずその構成員とすることを前提として、地方自治審議会を設置すべきである。	
	産業經濟新聞	いわゆる「内務省の復活」である。	

二、地方財政制度の改革に關する事項

一、地方財源所要額の總額に關する事項	都道府縣議長會	答申額は、従来事実上の問題として不足する地方財源を充足するには至難であるとともに、警察行政事務移管に伴う財源処置においても必らずしも十分と言えず、更に国の出先機関の統合移譲等の場合における財政処置について何等の方策を示していないことは、将来現実上の問題として従来の弊風による国の一方的考慮において地方財政圧迫の因をなす公算が大である。	
	市長會	都市は現行税財政制度の下においても、基準財政需要額が不当に圧縮されているため、円滑な財政運営を妨げられ、都市行政はその最低限度さえ執行されない実情にある。 現状の行政実施限度における昭和二十八年度一般都市の実際所要額約八八六億円に対し、基準財政需要額は四六〇億円が見積られているに過ぎず、約二四二億円の歳入不足となつているのである。財政計画の策定に当つては考慮する必要がある。	
	町村會	地方財源所要額約三百億円は地方財政の現状より過少であり町村分としても給與費調整、国庫補助基本額過少、地方的事情による財政需要等に基因し、二百億円以上の新規財源を必要とする。	
二、地方税制の改革に關する事項	知事會	道府県の独立税源強化に重点をおき、左の税を創設する必要がある。 (イ)道府県民税 (ロ)煙草消費税 (ハ)酒税配布税 (ニ)ガソリン税配布税	
	都道府縣議長會	相当苦心の跡は見られるが、全般を通じて国、地方又は地方相互間の税種、税額の相互交換を行つたに過ぎず、従来地方側が強く要望する独立税による地方財源の強化が行われていない。従つて結果においては財政の中央集権となり、依然として地方財政の中央依存を存続せしめるものである。	
	市長會	答申は徒らに税体系を混乱複雑化するのみならず基本的市町村税源を削減して、道府県税の強化を図ることとなり不合理である。	

市議會議長會	市町村税体系については、現行税体系を尊重し、市町村民税の府県移譲、法人税割の一部国税移譲並びに償却資産税の新設及び府県移譲はやめるべきである。	
町村議會議長會	(1)附加価値税を廃止して事業税及び特別所得税を存置することとする場合には、左の点を考慮する必要がある。 (イ)農林漁業等原始産業については現行の非課税制度を踏襲すること。 (ロ)大企業と中小企業との間及び特に中小企業における負担の均衡を図ること。 (2)道府県民税の創設によつて市町村民税と競合し又はあらたに道府県民の負担増を来たしてはならない。従つて負担分担の趣旨を生かすというのであれば、国税所得税又は法人税の一定額をもつてこれに充てればよい。	
町村會	町村においては、財政需要の六割以上を自主的固有財源で充足せしむべしとの主張に基き、地方財源の充実は国庫財源の移譲によつて措置すべきである。従つて確実なる既定財源を削減する今次地方税制の改革には反対であるが、これを強行する場合は次の修正をなすべきである。 (一)普遍的人税として府県民税の創設は、中止すべきである。仮りに人税創設を不可避とする場合は市町村民税と関係なく所得税附加税等国庫財源による税種とする。 (二)償却資産税創設、法人税割の一部国税移譲等の措置は行わないこととし、原則として	

		現行制度を維持すべきこととする。 (三)煙草消費税は新規財源として酒税と併せ人口按分による配付税制度として創設する。
三、國及び地方公共團体間並びに地方公共團体相互間の財政調整に關する事項		
市長會	地方交付税の総額決定については、都市の財政需要の算定の合理化を図り、財政需要を賄い得るだけの額を確保すべきである。	
町村會	地方財政の調整は国有財源の充足と相俟つて現行交付金制度の整備合理化により運営すべきであるが、仮りにこれを地方交付税制度に代える場合は左の諸点を明確にすべきである。 (一)地方交付税特別会計に対する所得税等国税の繰入率は繰入税種たる国税の不況時の減収または地方財政需要の増嵩高に対応して調整し、また不足額借入れの場合これを保障する措置を講ずる。 (二)町村に対する財政需要の算定は法律の要求する行政水準を維持向上せしめうるよう定める。	
毎日新聞(10・15)	(1)答申に現われた程度の税源の調整は必要である。 関係団体の意見の喰違いが大きいので、そのまま実行されるかどうかは疑わしいが、税源の調整、再配分だけは実現すべきである。しかし先づ、国と地方の行政事務の整理こそ地方財源の問題を解決するものである。 (2)地方交付税制度は、地方財政平衡金制度と実質的にどれほど相違があるか、地方団体では政治は折衝によつて増額される現行制	

		度により多くの魅力を感じているのではないか。
四、地方債制度に關する事項	町村會	差し当り起債充当率の引上げ手続きの迅速簡易化のため、すべての地方債を包括する「地方公共団体中央金庫」を速やかに創設する。
五、赤字地方公共團体の財政再建整備に關する事項	知事會	昭和二十七年度のみではなく、昭和二十八年度決算において歳入不足を生じたものにもこれを適用すべきである。
	都道府縣議會議長會	答申は時宜に適したものであるが、国の責において赤字を生じたものについては、地方がこれを再建整備計画として地方税の増徴、その他の手段によることは不合理であり、更に赤字補てんの償還期限五カ年は短かきに失する。十カ年とすべきである。
	市長會	(1)市町村民税及び固定資産税の標準税率の一・二倍を超える税率を課する増収計画は、赤字発生の主たる原因が国の財政施策の欠陥に基くものであることを考慮せず住民に負担を負嫁するものである。 (2)国庫代付金総額は大巾に増額を必要とする。 (3)償還期間は少くとも十五年程度とすべきである。
	市議會議長會	
	町村會	(一)歳入不足の認定に当り、町村に対しては単に形式上の赤字にのみ依ることなく、実質的な赤字額をも併せ考慮する。 (二)財政再建整備計画は町村税増徴の計画を条件とせざることとする。

		(三)償還期限は少くとも十カ年以上とする。
	毎日新聞	整備は必要であるし、歳入欠陥補てん債を起させることもやむを得ない。唯、赤字団体が再建に本当の熱意を示さねば実効はあがらない。
六、國庫支出金及び使用料手数料等に關する事項	町村會	国庫補助負担金制度を大規模事業のみに対する高率国庫負担制度に改めることは、町村における国有財源充足を前提とし差当り町村財政の負担増を結果せぬよう必要不可欠なものについては少額のものもこれを存続せしめるものとする。
七、大都市制度に關する事項	五大府縣	地方税財政制度についての特例は設くべきではない。

なお、答申に対する総括的意見としては

(一) 全国知事会　答申の趣旨とする地方自治の簡素化、能率化については全面的に支持する。然し大都市制度に関する事項の如き、地方制度の根本にかかわるものについては、この際これを採りあげるべきではない。

(二) 全国市議会議長会　答申の内容について地方自治の基礎団体たる市町村の自主性強化に対する配意の乏しいことを遺憾とする。

(三) 全国町村議会議長会　地方自治の本旨をいちざるしく歪め、官治的中央集権に復帰させようとする気運が濃厚にあらわれている。

(四) 讀売新聞（十月十五日社説「地方制度調査会の財政答申」）

いま地方財政は、第一に、地方財政全体として赤字が消えぬこと、第二に、富裕団体と窮乏団体との対立の二つの問題に当面している。答申は完全とはいえないが、この問題の解決に努力した点は明かであつて、大体の線には賛成である。

(五) 毎日新聞（十月十五日社説「地方税制の改正案」）

関係団体の意見の喰違いが大きいので、そのまま実行されるかどうかは疑わしいが、税源の調整、再配分だけは実現すべきである。しかし、まず国の地方の行政

事務の整理こそ地方財政の問題を解決するものである。

(六) 産業経済新聞(十月十九日「中央統制の強化へ」「地方自治根底から揺ぐ」)

政府が地方制度改革を行うとする一の理由は、占領行政の行き過ぎを是正し、合理的な地方自治態勢を確立するという点、他の一は、MSA協定締結に伴う国内自立態勢強化という点にあるが、答申案は結局中央統制復活を指し示すものと言えよう。また警察制度改革、教育事務配分などに伴う必要財源の調整にソジツマを合わせるのがやつとという有様で地方自治確立のための独立財源賦與という方向は極めて力弱いものとなつた。

(七) 讀売新聞(十月十四日「遊興、入場税を国税へ移管、都市は有利、府県に不満は残る」) 道府県民税の創設、遊興飲食税、入場税の国税移譲、タバコ消費税の新設地方交付税制度及び地方団体中央金庫制度の創設、大都市財政の改革などかなりの税財政制度に対する大胆な変革が行われようとしている。もしそれが実現すれば、結果的には、市町村特に大都市の財政は相当の改善をみせることになり、全体を通じて地方団体の財源の偏狂があらためられるものと期待されている。ただ府県側には依然不満が残り赤字財政を根本から立ち直らせるほどのものではないともいわれ、自治庁や地方団体の一部には税の国税移管など大蔵省の意向が予想よりも強くにじみ出ている案であると批判する向もある。

地方制度調査会答申に對する意見

この意見書は、衆参両院議員有志三百余名により結成されている地方自治確立国会議員連盟の政策委員会の意見である。

地方制度調査委員會答申に對する意見

地方自治確立國会議員連盟

政策委員會

地方制度調査会の答申に関しては、本連盟は、政策委員会を設け、数次にわたつて、その内容を検討したが、その結果次の諸点につき意見を発表することとした。

一、地方財政計画上の財政規模の拡充

昭和二十九年度の地方財政計画の規模は答申の三百億円増に比し、相当程度大幅に拡充することを必要と認める。

(説明) 現在の我国の一万余の各地方団体の財政規模を規律する毎年度地方財政計画は、不当に圧縮せられた昭和二十五年度の決算額をその基礎として採用しおる如き実情であつて、地方団体の財政規模は総体的に不当に圧縮されているものなることが認識されなければならない。

地方財政計画の上において、地方公務員の給料単価が不当に切り下げられていること、各省の国庫補助金の補助基本額が過少に見積られていること、六三制校舎建築において兒童一人当り所要坪数が〇・七坪に制限されていること。ベース・アップ並に期末年末手当引上げに伴う地方団体の所要額を、その都度財政措置せずに事後においても明確なる措置を講ぜざることなど、政府の地方財政に対する従来の措置はすべて、地方財政に対する不当軽視の連続であり、現在における地方財政の赤字も、主として政府のこれらの不当措置の累積に原因するものと認められるから、この際地方財政計画樹立の方法を根本的に改善し、地方財政の秩序ある運行を可能ならしむることが肝要である。

二、地方税制改正原案に對する批判

原案の立案の基礎に反対であり、且つかかる姑息なる案の実施は軽率なるものとして同意し難い。

(説明) 地方財政計画の規模を上述の如く著しく過少に評価しての国税、地方税の間及び殊に地方税種相互間の所管及び税源の転換操作は、地方財政改善の爲には殆んど意味をなさない。なお、国家の行政の最後の立案者としての国会議員団は、全国一万余の地方団体のそれぞれに対する原案の適用の結果を考えるとき、大多数の地方団体が財政上その窮迫が拔きさしならぬ段階に到達しおる実情に鑑み、また爾余の少数の地方団体においても実に、その財源の基礎が浅くして、些少の変動にも抵抗力の極めて弱き実情なるに鑑み、一万余の地方団体間の実情の複雑性に対し、周到綿密なる調査を怠たり、軽率に編成したる机上案を明年度において、突如之を実施して、地方財政を混乱に陥れるの愚を侵さざるべきことを強く政府に要請するものである。

なお、將来、地方税制改正を実施することあらば、その節には現在の我国の税全体の中における国税対地方税の大きさの比率が三対一なる現状を、相当程度地方税の占むる比重を大にする方向に是正し、その地方税の税種の中には、伸長性強き税種をも充分挿入する如き心構えを以て之に当り、たとえば今回伸長性強き入場税を国税に繰入れんと企図しおる如き、或は独立税源を削減して譲與税を創設し、偏在

是正の美名の下に地方税制の運営に進んで国の関與を許すが如き国税重視の偏見は之を撤去して企画に当ること肝要であると認められる。

三、強力なる地方自治中央機關設置の早急實施

内政省とも称すべき強力なる一省を新設し、現在の自治庁をその一部に吸収しつつ、政府の行政のうち、その目的の面、実施の面において地方行政と抜きさしならぬ緊密なる関係にある行政部面を所轄せしめ、総合的に地方行政の民主的自立的な発展を図ることは、早急実施を要する事項と認める。

（説明）国の行政施策を効率的ならしむる上において、我国現在の如き地方行政軽視の政策を採りおることの不得策なることは、今年災害に現われたる資源の壊滅、今年度供出割当に現われたる不手際等に端的に表現されている。地方自治確立のための堂々たる施策の表明は、近時之を開かざるのみか、専任大臣の設置すらなき実情である。治山治水の如き、住民其の堵の安んずるの基盤であり、道路国策の如き、地方住民の国土開発、産業開発の熱情なしに強力なる発達を期し得べきものでない。近く創設を予測せらるる国土省の如き、之を自治庁と統合せしめて地方自治の本質を国民に理解せしむることの如きは、策を得たるものと思われる。ただわれわれ国会議員団の総意として、この際篤と附言しておきたいことは、政治の逆コースを妨ぐ上においても、警察行政だけは將来に亘り、内政省の所管より除去し、往年の警察国家の復活の芽を繰り返さざる如く、内政行政を保障すべきであるとの考えに、われ等の総意が一致していることである。

なお、本件に関連して、われ等の思いがけなくも到達したる結論の一つをここに表明することを、われ等はわれ等の良心に従つて義務と考える。と言うのは地方自治は、その固有の性格よりして、官僚的行政認識によつては理解され難き部面を持つているのに拘らず、現在の我国の地方行政は、自治庁の官僚のおすおず提出するところの、しかしながら比較的良心的なる地方財政計画をすら、我国官僚中最も官僚の悪臭濃厚なる大蔵省官僚の独断的無理解さの前に完膚なきまでに変形せしめられ、全国知事会、市長会、町村会等の地方実情に精通したる例の多くの意見の中に、珠玉の如き意見があつたにしても、又国政の全体の構図の中に、われ等国会議員団が植えつけんとする。まことに適時適切なる構想の花を推進せんとしても、これ等が国政の上に結実するの可能性が事実上極めて少ない現状である。

我国現時の国政の幾多の部面から見て、しかく言われおることであるが、特に地方行政の部面のみよりするも、我国の国政上において振興いつつある大蔵官僚の独断的無理解さは、憂国の士のこれ以上認容すべからざる限度に迄きている一例をあぐれば単に大蔵官僚が資金部資金を所管しおる偶然の結果に基き、大蔵官僚は銀行局的乃至銀行屋的感覚を以て、資金部資金をもつて充当する地方債行政を金貸しの業務の如く考え、之を極度に制限して地方の預貯金の還流作用を妨害し、財閥に対し不評の財政投融資を提供するの資金に之を濫用する如き実情である。以上述べたるところにより結論はおよそ明確である。大蔵省主計局は之を大蔵省の所管より削除し、内閣直轄として国政の明智を確保する予算局を新設し、国政上の大局を誤まらしめざる行政機構上の保障を確立すべきである。

四、警察行政の一元化は必要なるも、府縣警察の名において國家警察に統一することは不可

警察行政の民主化は改正憲法の要請であり、改正地方自治法の要請であることについては、疑いを容れる余地はなく、自治警察の理念は之を推進すべきであるが、地方制度調査会の答申にある府県自治警察の名において国家警察に一元化せんとする案は、之を指否するというのがわれわれの絶対多数の意見である。われわれは警察法前文の輝かしい理念の下に努力し来れる現在の我国の国家地方警察を、自治警察の一態様と認識し、その実体的欠陥は強力に之を是正して、民主警察の実を挙げしめ、他方過度の分権の不能率なるを卒直に認めつつ、大本は地方自治団体による自治警察制度の発達を警察の主脈として維持せんとするものである。人口十五万以上の都市の自治体警察は之を必置となし、爾余の市町村においては任意設置とすること。府県公安委員会の制度に実質的裏付を施し、府県警察隊長人事等に対しても、或程度の府県側の関與権を附與するが如き改善をなす程度が思慮ある措置として推称せらるべきである。なお本件については一部に答申の府県自治警察による一元化に対しての賛成論が少数意見として提出されていたことを附記しておく。

五、中央地方の選挙の肅正運動の早急な大展開の要

地方制度調査会の答申は故意か、過失かは知らないが、現在の我国の地方行政実質に致命的な重大関係を持つている重要事項の一つを落しているが、それは選挙の肅正と公選職（国の議員の選挙をも含む）の公選に随伴して生じている事前運動と陳情運動との相互作用の悪循環の肅正措置とについてである。「金の要らぬ選挙」という保障なしには国政の民主化、国民負担の軽減、効率的な国家行政は期し難いのであるが、現在我国の実情では公選職は金のかかるものとして取扱われており、殊にそれは地方問題の国政上、県政上、市町村政上の取扱いの場において宿命的な

病弊を生じているが、これらの事情を国民に徹底的に認識せしめ、すなわち今日の現状迄に我国の政府財政及び自治体財政の行き詰らしめた原因の一つが「金のかかる選挙」というのも、狡猾なる地方選挙民の「事前運動引き出しの陳情運動」の弊風、中央、地方公選職に対する寄附の悪質強要の弊風などにあることを、明確なる認識を以つて知らしむるために、選挙粛正、政治的情操の常時啓蒙運動、自治教育の経費に対し、相当思い切つたる国費の支出を断行することが、地方制度改善の最重要な実質的基盤であると考える。現状を放任するにおいては国民民主化に絶望する真面目なる青年を共産主義又は極右主義に走らしめ、現在の大政党の中央、地方の国政についての政策を己むを得ず金力による陳情の方向に傾斜せしむるに至ること必然であり、アメリカにおいてこの種病弊が国家的限界点に達せし時、スポイル・システムを断乎実施せる英断以上のものを日本国民の殆んど全部がその潜在意識において要望しておるものであることを、われ等は断言したい。このような考え方の方向をはづしての選挙の際だけの濮権防止的公明選挙運動の如きは、何等国民の心の琴線に触れるものを持つことができるものでなく、又意味をなすものでない。

六、その他の事項

答申については、委員会において前各項の外全面的に検討を行つた。その個々の具体的問題については、更にその都度意見を発表する。

陳情の取扱等について

昭和二十八年十二月二十二日、閣議了解事項として発表された「陳情の取扱等について」の全文つぎのとおり。

陳情の取扱等について　（昭和二八、一二、二二閣議了解）

近時各方面から諸官庁に対する陳情が著しく増加し、これに伴い、経費の乱費、事務能率の阻害等が認められる現状に鑑み、今後陳情に関し、各省庁においては、次のような措置を講じ、これが部内外への周知徹底につとめるとともに、国会関係団体等の協力を求めること。

一、陳情は原則として書面郵送によらしむるとともに、郵送書類のものを先議すること。

二、一般的事項についての陳情は、個々の地域的団体等から行わず、全国的規模の中央団体等が行うよう要望すること。

三、市町村単位の事項の中央への陳情は都道府県又は都道府県単位の組織においてとりまとめて行うよう要望すること。

四、書面のみでは諒解困難等やむを得ざる事情により、面談による場合においては、原則としてあらかじめ約束した時間に、相互に最少限度の人員の代表者のみが面談するようにし、地方議会の議員等の陳情は行わず、執行機関において行うよう要望すること。

以上のほか、補助金の交付、許認可事務の処理等については、陳情を誘発することのないようその能率向上を期するとともに、国庫補助負担金制度、地方への権限の委譲等についても検討し、陳情に伴う弊害除去につとめること。

選挙制度調査会の答申

（学生選挙権問題）

昨年六月十八日の住所についての自治庁選挙部長通達いらい、学生選挙権問題が各方面で論議され、政府としてもこの問題を急速に解決する必要に迫られ、十月二十一日内閣総理大臣より選挙制度調査会に諮問するところとなつたが、この答申は同調査会において数回会合審議の結果満場一致で決定したものである。

なおこの問題について

自治庁選挙部では、「自治庁としては、できるだけ早く改正法の成立をみることを期待している。

答申の趣旨で改正案が成立すれば、学生、保安官、警備官の住所認定については、これまでとちがつてくるが、選挙人名簿の訂正は、補充選挙人名簿整製の際行うことになるであろう。なお、改正法が施行になるまでは、もちろん現行法で行くので、さきの通達は変更しない。」と語つている。

選挙制度調査会答申

去る十月二十一日本調査会に附議された諮問に対し、公職選挙法中住所に関する

改正について、次の規定の通り答申する。

なお、調査会における審議経過の概要を別紙の通り報告する。

昭和二十八年十二月十七日

選挙制度調査会々長　牧　野　良　三

内閣総理大臣　吉　田　茂　殿

本調査会は去る十月二十一日諮問第一号に基いて慎重審議したところ、学生、保安官等の住所認定に関する従来の取扱は、現行法の解釈としてはやむをえないものと考えるが、現在における学生、保安官等の生活の実態にかんがみ、公職選挙法中に左記の趣旨の規定を設け、これらの者の選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめることを適当と認める。

よつて、ここに答申する。

記

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定けい港の所在地にあるものと推定する。

但し、郷里を住所として申し出た場合は、この限りでない。

附帯事項

選挙人名簿は住民登録に基いて調製することが望ましい。よつて、将来、公職選挙法、住民登録法その他関係法令の整備を図られたい。

（別　紙）

調査会における審議経過の概要

本調査会は、十月二十一日第一回総会を開いて以来総会六回、小委員会二回を開き、諮問事項について慎重に審議した。

諮問事項の内容は、第一に公職選挙法中住所に関する規定を改正する必要があるかどうかの点で、この点がまず検討された。

委員の一部には、自治庁通達の内容は、解釈論としても、立法論としても妥当なものであるから、法律を改正する必要はないという意見もあつたが、現行法の下においては、自治庁通達はやむをえない措置であつたことは認めるが、現在の学生の生活の実態を考え、選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめるため、立法措置により、自治庁通達の内容に変更を加えることが適当であるという意見が大多数であつた。

次に、然らばどのような方針で改正を行うべきかについて検討した。

これに関連して、選挙法上の住所と民法上の住所は同一であるか、住所は単数であるか、複数でありうるかという問題をめぐつて議論がたたかわされた。

選挙法上の住所と民法上の住所は同一であるとする説と、両者は区別して考えるべきであるとする説とが対立したが、これについては立入らないこととし、住所は単数であるか複数でありうるかについては、少くとも当面の問題については住所は単数であるとの前提で論議を進めることになつた。

改正の方針については、種々な意見が各委員から述べられた。その主なものは、第一は公職選挙法或は地方自治法に住所認定に関する推定規定を設けるという案、第二は、國の選挙と地方の選挙とを区別し、國の選挙については居所においても投票できるようにすべきであるという案、第三は、住民登録法の欠陥を改め、これによつて選挙人名簿を調整すべきであるという案等であつた。

そして、いずれの案についても、修学のため、寮下宿等にいる学生についてのみならず、営舎内又は船舶内に居住する保安官又は警備官、病院その他の療養施設に入院加療中の者等についても関連させて検討すべきであるとされた。

これらの案についてきわめて活潑に意見の交換が行われた結果、総会の意向は、できる限り選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめるという方向で、公職選挙法中に適当な規定を設けるべきであるとする点において大体の一致をみるに至り、小委員会を設けて具体案を研究すべきであるということになつた。

小委員会においては、論議を重ねた末、左の両案のいずれかによるべきであるという結論に達した。

いずれの案も、保安官及び警備官については、学生と同様の扱いをすべきであるという考え方に立つているが、病院その他の療養施設に入院加療中の者については、学生又は保安官若しくは警備官と生活の実態を異にするので、現行法の扱いが適当であるという意見が圧倒的に多く、従つて、これに触れなかつたのである。

A　案

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定けい港の所在地にあるものと推定する。但し、郷里を住所として申し出た場合は、この限りでない。

B　案

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その郷里にあるものと推定する。但し、その居住

地又は営舎若しくは定けい港の所在地を住所として申し出た場合は、この限りでない。

右の両案について総会において討議した結果、A案がB案より優れているという意見が強く、採決の結果、出席委員十四名（欠席委員二名）、満場一致でA案を答申することに決定した。

答申は、この趣旨に沿つて政府が立法することを期待しておるので、字句その他については、政府当局の慎重な研究にゆだねることにした。

なお、住民登録に基いて、選挙人名簿を調製することは、望ましいことではあるが現在の段において直ちにかかる措置をとることについては、種々の困難があるという意見が多数であつたので、将来の研究を期待することとし、附帯事項として決定せられるに至つたものである。

奄美群島の復帰

奄美群島の復帰に関する日米間の協定は十二月二十四日午後七時、外務省において岡崎外相とアリソン米大使との間で調印され、衆参両院は同日これを承認したので二十五日午前零時を期して旧鹿児島県大島郡に属する北緯二十七度以北の奄美郡島が終戦以来八年ぶりにわが国に復帰した。

日米協定の全文は次のとおりである。

前　文

アメリカ合衆国は同国国務長官が一九五三年八月八日に声明した通り、奄美群島に関し、一九五一年九月八日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基く、すべての権利および利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、日本国は奄美群島の領域および住民に対する行政、立法および司法上のすべての権力を行使するための完全な技能および責任を引受けることを望むので、よつて日本国政府およびアメリカ合衆国政府はこの協定を締結することに決定し、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は次の通り協定した。

本　文

第一條　1　アメリカ合衆国は奄美群島に関し一九五一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利および利益を一九五三年十二月二十五日から日本国のために放棄する。

日本国は前記の日に奄美群島の領域および住民に対する行政、立法および司法上のすべての権力を行使するための完全な権能および責任を引受ける。

2　この協定の適用上「奄美群島」とは付属書にかかげる群島（領域を含む）をいう。

第二條　1　アメリカ合衆国が奄美群島で現に使用している二つの設備および用地は一九五二年二月二十八日に東京で署名されその後改正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に定める手続きにしたがつて合衆国軍隊が使用するものとする。

もつとも、避けがたい遅延のため一九五三年十二月廿五日前に前記の手続きによることができない場合には日本国はアメリカ合衆国に対しその手続きが完了するまでの間、これらの特定の設備および用地を引続き使用することを許すものとする。

2　日本国政府は奄美大島の名瀬にある測候所の運営を引つぐものとし、かつ、行政協定第二十六条に定める合同委員会による協議を通じて合意されるところにしたがつて気象観測の結果をアメリカ合衆国政府に供するものとする。避けがたい遅延のため一九五三年十二月二十五日に日本国政府がその運営を引つぐことのできない場合には、現状通りの運営が、日本政府がその責任を引受ける準備ができる。まで続継されることが合意される。

第三條　1　日本国政府は、一九五三年十二月廿五日に奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、かつ一「B号」円につき三日本円の割合で「B」号円と引換えに日本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換はできる限り速かに完了しなければならない。回収した「B」号円は沖縄の那覇にいる合衆国民政官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円または「B」号円と引換えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

2　予算および財政に関する現行の措置で資金の収集および債務の支払いに関するものは、一九五三年十二月二十四日まで維持されるものとし、その後は、日本国政府が、奄美群島における完全な財政上の責任を有するものとする。

3　日本国政府は奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。奄美群島における郵便組織と西南諸島のその他の島における国便組織との間の勘定は日本国政府とアメリカ合衆郵政府との間で、奄美群島における郵便組織の

その他の資産ならびに南西諸島のその他の島における日本国政府の郵便組織の戰爭前の資産および債務を考慮に入れて、後日合意される通りに決済しなければならない。

4　琉球政府の財産（書類、記録および証拠物件を含む）で一九五三年十二月二十五日に奄美群島に存在するものは、その日に無償で日本国政府に移転しなければならない。

5　日本国政府（地方公共団体を含む）の財産で、一九五三年十二月二十五日に奄美群島に存在し、かつ、同日前にはアメリカ合衆国政府の管理下にあつたものはその日に無償で日本国政府に返還しなければならない。

6　一九五三年十二月二十五日奄美群島における各種の機関および団体が奄美群島への貨物の積送の結果、南西諸島のその他の島における政府機関その他の機関に対して負う当座勘定ならびに奄美群島における個人および団体が琉球復興金融金庫に対して負う長期債務が存在する。両国政府はこれらの勘定の残高ならびに伝権者および債務者をできるだけ速かに確認しなければならないアメリカ合衆国政府は確認された勘定に関するすべての権利および利益を無償で日本国政府に移転しなければならない。

7　一九五三年十二月二十五日、奄美群島における個人（法人を含む、以下同じ）が南西諸島のその他の島における個人に対しまたは南西諸島のその他の島における個人が奄美群島における個人に対して負う債務が存在する。両国政府はこれらの債務の決済を促進する手続きを定めることに同意する。

第四條　1　日本国は戰爭から生じまたは戰爭状態が存在したためにとられた行動から生じたアメリカ合衆国およびその国民並に南西諸島の現地当局およびその前身たる機関に対する日本国およびその国民のすべての請求権を放棄し、かつアメリカ合衆国の軍隊または当局の存在職務遂行または行動から生じたすべての請求権で一九五三年十二月二十五日前に奄美群島で生じまたは奄美群島に影響を有するものを放棄する。ただし前記の放棄には一九四五年九月二十日以後制定されたアメリカ合衆国の法令および南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。

2　日本国は占領期間中および奄美群島の軍政府または合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府または民政府または合衆国民政府の指令に基いて若しくはその結果として行われ、または当時の法令によつて許可されたすべての作爲または不作爲の効力を承認し、アメリカ合衆国国民または南西諸島の居住者をこれらの作爲または不作爲から生ずる民事または刑事の責任に問う如何なる行動もとらないものとする。

第五條　1　日本国は公の秩序または善良の風俗に反しない限り次の裁判が有効であることを承認し、かつ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

(A)　奄美群島に何れかの裁判所が一九五三年十二月廿五日前にした民事の裁判で同日前の法令によつて再審査の手段または権利がなかつたもの、および

(B)　沖縄における琉球上訴裁判所が一九五三年十二月二十五日前にした民事の最終的裁判で奄美群島における何れかの裁判所に係属した事件に関するもの

2　日本国は訴訟当事者の実質的な権利および地位を如何なる意味においても害することなく、一九五三年十二月二十五日に奄美群島における何れかの裁判所に係属中の民事事件またはそれらの裁判所に係属した民事事件で一九五三年十二月二十五日に琉球上訴裁判所に係属中のものについて、裁判権を引継ぎ、かつ引継き裁判および執行するものとする。

第六條　日本国は奄美群島に居るもので一九五三年十二月二十五日現に南西諸島におけるいずれかの裁判所が科した刑に服役中のものまたは一九五三年十二月二十五日に前記の裁判所もしくは沖縄における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して日本国の法令および手続きにしたがつて刑事裁判権を行使することができるただし、これらのものが一九五三年十二月二十五日に抑留中である場合は適当な措置がとられるまでの間、引続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国の当局は前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し南西諸島における裁判所または沖縄における琉球上訴裁判所が前記の者に対し刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相当な信頼をおくものとする。

第七條　日本国が当事国である条約およびその他の国際協定（一九五一年九月八日サンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約およびこれに基く行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国国務長官との間で交換された公文ならびに一九五三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む）はこの協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第八條　この協定の実施に関する事項は両国政府またはその権限のある当局の間で協議によつて合意するものとする。

第九條　この協定は、一九五三年十二月二十五日効力を生ずる。以上の証拠として下名は、各自の政府により正当な委任を受けこの協定に署名した。

一九五三年十二月二十五日に東京で、等しく正文である日本語および英語により本書二通を作成した。

日本国のために　岡崎勝男

アメリカ合衆国のために　ジョン・M・アリソン

付　属　書

奄美群島とは北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東経百二十八度十八分および東方東経百三十度十三分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁および岩礁をいう。

（参考）

群島の地誌

奄美群島の面積　一、一五七・九二平方キロ

人口　二〇四、四二七

名瀬市	三三、九九六	三方村	八、八六一
大和村	五、五三四	宇検村	六、三九八
西方村	三、七〇四	実久村	四、一九三
鎧西村	六、三八四	古仁屋町	一一、六〇九
住用村	四、一三四	竜郷村	八、六八一
笹利村	一〇、八三四	喜界町	九、二〇〇
早町村	六、九〇六	亀津町	一一、九二五
東天城村	九、〇九二	天城村	一二、三三二
伊仙村	一七、六四五	和泊町	一一、六〇〇
知名町	一三、三九四	與論村	七、八五一

（昭和二十八年二月末日琉球政府調査）

第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日番号
北海道税条例の一部を改正する条例	一〇、三	一〇、条例一一二九
保健所設置条例の一部を改正する条例	〃	一〇、一一三
北海道立農業講習所条例の一部を改正する条例	〃	一〇、一一四
北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例	〃	一〇、一一五
北海道議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	〃	〃〃一一六
北海道准看護婦試験委員条例	〃	一〇、一一七
札幌医科大学条例の一部を改正する条例	〃	一〇、一一八
北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例	〃	一〇、一一九
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	〃	一〇、一二〇
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	〃	〃〃一二一
北海道立高等学校の授業料徴収条例	〃	〃〃一二二
北海道図書館条例の一部を改正する条例	一〇、三	〃一〇、一二三

北海道農産物受検条例の一部を改正する条例	一〇、三	一〇、二二〇条例
北海道選挙管理委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃〃 二二五
北海道恩給条例の一部を改正する条例	〃	一〇、二二二〃
北海道恩給条例臨時特例の一部を改正する条例	〃	〃〃 二二七
北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃	〃〃 二二八
北海道職員採用競争試験受験手数料条例	〃	一〇、二二三〃 二二九
北海道営住宅管理条例	〃	〃〃 二三〇
北海道野犬掃とう統制条例	〃	〃〃 二三一
北海道営自転車競技条例の一部を改正する条例	〃	〃〃 二三二
北海道改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例	〃	〃〃 二三三
北海道食糧需給対策委員会条例	専決処分	一〇、三〇〃 二三四
保健所設置条例の一部を改正する条例	〃	一一、一〃 二三五

第二次補正予算に伴う修正地方財政計画

災害関係と奄美大島復帰事務費を主要内容とする第一次補正予算について、給与改訂、年末手当の増額を主な内容とする第二次補正予算に伴う地方財政計画は、歳入出それぞれ56,872百万円となり、昭和28年度の地方財政計画は総額914,433百万円となつた。その内容は次のとおり

第二次補正豫算に伴う昭和28年度修正地方財政計画

歳　出　　（単位　百万円）

事項	総額	左の中 道府縣	左の中 市町村
既定財政規模（昭和28年度當初）	858,061	478,970	379,091
昭和28年度新規財政需要額	56,872	36,562	20,310
第一次補正豫算に伴うもの			
1 臨時事業費の増	39,560	20,654	15,406
(1) 公共事業費の増	24,260	13,574	10,686
(イ) 一般	2,642	2,528	114
(ロ) 災害	17,553	9,063	8,490
(a) 公共事業費	15,101	8,768	6,333
(b) 文教厚生施設復旧費	2,452	295	2,157
(ハ) 冷害	4,065	1,983	2,082
(a) 公共事業費	3,521	1,740	1,781
(b) 失業対策事業費	544	243	301
(2) 単独事業費の増	11,800	7,080	4,720
2 災害関係の短期融資利子額	402	223	179
3 その他火災対策費	8,007	7,099	908
4 國庫豫算の縮減及び節約による減	△ 11,553	△ 6,632	△ 4,921
(1) 公共事業費の縮減	△ 5,753	△ 3,930	△ 1,823
(2) 単独事業費の節約	△ 4,000	△ 1,784	△ 2,216
(3) 一般経費の節約	△ 1,800	△ 918	△ 882
第一次補正計	32,916	21,344	11,572
第二次補正豫算に伴うもの			
1 給與引上に伴う給與関係經費の増	6,369	4,296	2,103
2 期末手當（0,5カ月）の増	9,272	6,147	3,125
3 公債費の増	325	205	120
4 國の行政施策に伴う經費の増減	768	784	584
(1) 法令の改廃等に伴う負担増減	10	213	△ 203
(2) 國庫補助負担金増減に伴う経費の増減	758	△ 29	787
(イ) 節約による減	△ 590	△ 482	△ 708
(ロ) 補正予算による増	1,348	453	895
5 臨時事業費の増減	6,079	3,555	2,524
(1) 失業対策事業費の増減	△ 45	△ 22	△ 23
(イ) 災害特令法に伴う國庫補助率改訂による地方負担の減	△ 165	△ 81	△ 84
(ロ) 補正予算による増	120	59	61
(2) 特別道路舗装整備事業に要する経費	4,124	3,577	547
(3) 昭和29年度中学校生徒増に伴う建築費の増	2,000	—	2,000
6 新規財政需要地方税收入及び義務教育國庫負擔法の施行に伴う超過財源の増減	1,113	831	282

第二次補正計	23,956	15,218	8,738
歳出合計	914,933	515,532	399,401

歳入

事項	當初收入見込額	修正増減額	28年度收入見込額	左の中 道府縣	左の中 市町村
1. 地方税	304,747	5,470	310,217	125,928	184,289
2. 地方財政平衡交付金	130,000	7,600	137,600	87,699	49,901
3. 國庫支出金	238,409	33,002	271,411	192,856	78,555
(イ) 義務教育國庫負担金	54,000	5,428	59,428	57,528	1,000
(ロ) その他普通補助金	50,280	7,222	57,502	38,668	18,834
(ハ) 公共事業費	124,429	19,972	144,401	91,739	52,662
(a) 一般	73,191	1,371	74,562	46,159	28,403
(b) 災害	51,238	18,601	69,839	45,580	24,259
(ニ) 失業対策事業費	9,700	380	10,080	4,925	5,159
4. 地方債	95,300	14,300	109,600	71,900	37,700
(イ) 普通公債	85,500	14,300	99,800	62,600	37,200
(ロ) 交付公債	9,800	—	9,800	9,300	500
5. 雜收入	89,605	—	89,605	38,364	51,241
(イ) 使用料手数料	29,718	—	29,718	17,941	11,777
(ロ) 雜入	59,887	—	59,887	20,423	39,464
6. 災害による地方税の減免減收額	—	△ 3,500	△ 3,500	△ 1,215	△ 2,285
歳入合計	858,061	56,872	914,933	515,532	399,401

地方債計畫

（単位億円）

區分	昭和28年度 當初計画額	昭和28年度 補正に伴う増額	修正後 地方財政計畫
(一) 普通會計			
政府資金	720	113	833
公募資金	135	30	165
交付公債	98	—	98
計	953	143	1,096
(二) 企業會計			
政府資金	165	—	165
公募資金	70	—	70
計	235	—	235
(三) 総括			
政府資金	885	113	998
公集資金	205	30	235
交付公債	98	—	98
計	1,188	143	1,331

昭和28年度11月末道税収入状況調

	28. 11 月末現在				参考 27. 11 月末現在	
	調定額	収入額	収入歩合	前年	調定額	収入額
	円	円			円	円
道税計	**6,274,124,895.06**	**2,935,181,924.03**	**46.7**	**47.6**	**6,238,489,762.29**	**2,970,189,816.25**
入場税	686,940,916.18	511,103,911.35	74.4	62.3	769,268,234.15	479,630,078.65
遊飲税	728,601,140.13	344,131,114.01	47.2	50.0	732,337,886.48	366,793,446.86
自動車税	144,517,123.00	89,701,727.00	62.0	67.9	104,780,264.79	71,225,607.29
鉱区税	209,203,881.21	75,237,883.50	35.9	7.3	195,673,829.91	14,406,089.60
狩猟者税	9,762,900.00	9,716,400.00	99.5	99.9	10,309,891.00	10,308,000.00
家畜税	110,999,165.50	72,363,284.30	65.1	70.6	73,881,837.70	52,231,214.60
法人	1,662,626,645.75	1,064,803,180.00	64.0	70.1	1,814,176,270.75	1,271,921,790.29
個人	2,492,030,563.11	719,405,973.04	28.8	28.3	2,277,949,982.66	646,757,989,64
特別所得税	99,885,876.00	44,559,307.00	44.8	42.6	86,968,030.00	37,066,679.00
旧法による税	129,556,684.18	4,159,143.83	3.2	11.4	173,143,534.85	19,848,920.32

平衡交付金増額分七十億円を配分

自治庁では、補正予算によつて平衡交付金が76億円増額されたので、単位費用を改訂して、各団体に対する配分額を算定しなおしていたが、このほど作業を終り、別表のように配分額を決定した。今回配分の70億9100万円は補正予算によつて増額された76億円の92%の額69億9200万円に補正前の決定の際配分を保留していた残額を加えたものである。

單位費用改訂に伴う交付額増加調べ（単位千円）

（道府縣分）

県名	改訂後	改訂前	差引増
北海道	5,905,026	5,560,777	344,249
青森	2,089,248	1,974,490	114,758
岩手	2,491,630	2,362,269	129,361
宮城	2,222,211	2,107,211	115,000
秋田	2,336,285	2,198,647	137,638
山形	2,287,539	2,152,638	134,901
福島	3,126,459	2,889,526	236,933
茨城	2,648,169	2,468,225	179,944
栃木	1,973,973	1,865,118	108,855
群馬	2,072,872	1,920,318	152,554
埼玉	2,107,187	1,950,470	156,717
千葉	2,345,703	2,201,146	144,557
東京	—	—	—
神奈川	—	—	—
新潟	3,060,130	2,809,536	250,594
富山	1,335,637	1,199,669	135,968
石川	1,207,510	1,106,444	101,066
福井	1,290,665	1,211,278	79,387
山梨	1,439,768	1,363,345	76,423
長野	3,129,441	2,914,318	215,123
岐阜	1,805,558	1,688,772	116,786
静岡	1,314,727	1,184,782	129,945
愛知	4,754	—	4,754
三重	1,333,973	1,329,974	3,999
滋賀	1,110,063	1,104,265	5,798
京都	163,171	26,429	136,742
大阪	—	—	—
兵庫	575,904	414,535	161,369
奈良	1,043,898	976,930	66,968
和歌山	1,264,142	1,188,578	75,564
鳥取	1,187,693	1,124,728	62,965
島根	1,627,091	1,539,777	87,314
岡山	1,934,404	1,833,679	100,725
広島	1,917,123	1,748,605	168,518
山口	1,239,073	1,272,273	△ 33,200
徳島	1,496,044	1,425,037	74,007
香川	1,324,022	1,233,370	90,652
愛媛	1,891,932	1,857,091	34,841
高知	1,533,157	1,420,088	113,069
福岡	1,371,412	1,304,373	67,039
佐賀	1,280,628	1,193,072	87,556
長崎	1,322,542	1,204,755	117,787
熊本	2,261,602	2,097,764	163,838
大分	1,790,648	1,690,082	100,566
宮崎	1,447,311	1,399,410	47,901
鹿児島	2,586,964	2,431,166	155,798
合計	77,900,289	72,944,960	4,955,329

（市町村分）

県名	改訂後	改訂前	差引増
北海道	4,224,884	4.082,382	142,502
青森	1,266,038	1,232,009	34,029
岩手	1,346,522	1,311,040	35,492
宮城	1,299,819	1,252,195	47,627
秋田	1,125,535	1,091,747	33,788
山形	1,107,750	1,072,904	34,846
福島	1,519,018	1,467,241	51,777
茨城	1,378,841	1,332,092	46,749
栃木	811,622	777,675	33,947
群馬	846,859	813,510	33,349
埼玉	1,162,387	1,108,327	54,060
千葉	1,297,080	1,237,977	59,103
東京	(828,868) 342,230	(442,311) 310,459	(386,557) 31,771
神奈川	959,440	834,931	124,509
新潟	1,420,951	1,457,750	△ 36,799
富山	517,327	493,993	23,344
石川	556,198	526,532	29,666
福井	590,406	567,256	23,150
山梨	716,994	693,106	23,888
長野	1,478,234	1,428,276	49,958
岐阜	1,017,756	959,820	57,936
静岡	1,161,891	1,094,916	66,975
愛知	123,586	1,102,759	108,827
三重	852,200	824,669	27,531
滋賀	369,934	350,337	19,597
京都	1,462,433	1,359,851	102,582
大阪	993,614	890,443	103,171
兵庫	1,375,109	1,241,346	133,763
奈良	414,084	393,311	20,773
和歌山	798,205	769,249	28,956
鳥取	486,906	469,504	17,402
島根	803,152	776,231	26,921
岡山	1,105,833	1,066,596	39,237
廣島	1,497,665	1,407,319	90,346
山口	662,273	632,585	29,688
徳島	742,122	713,792	28,330
香川	747,764	726,944	20,820
愛媛	1,110,727	1,074,309	36,418
高知	744,122	714,988	29,134
福岡	1,172,545	1,103,462	69,083
佐賀	387,699	369,814	17,885
長崎	1,139,983	1,099,187	40,796
熊本	1,221,473	1,176,298	45,175
大分	894,695	871,097	23,598
宮崎	697,771	671,624	26,147
鹿児島	1,603,683	1,555,417	48,266
合計	(828,868) 48,643,360	(442,311) 46,507,270	(386,557) 2,136,090

（備考）一、東京都特別区分は東京都分と合算して財源超過団体となるからカッコ外書とした。

二、差引増の合計の欄は山口県および新潟県の要返還額と差引きしたものであること。

主要地方道本決り
幹線道路網の再編成成る

主要地方道の指定については、時報（第4巻、9、10号）に一応報じたのであつたが、いよいよこの作業も終り、1月20日建設省告示第16号

（1月20日官報）をもつて、路線数1072本、総延長27,755キロに及ぶ主要地方道を正式に指定した。

主要地方道とは、新道路法第56条の規定により都道府県道及び市道のうち、特に重要なものを建設大臣が指定するもので、今回の主要地方道の指定により、わが国幹線道路網の再編成は一応終つたわけである。その内訳及び総延長は

①	1級国道	9,274粁
②	2級国道	14,903〃
③	主要地方道	27,755〃
	計	51,932〃

となる。次に少しく細部にわたつて觸れて見ると

一、選定基準

選定基準については、時報第4巻9号に詳しく掲載されているので参照されたい。

二、延長の決め方

① 世界各国の道路総延長と幹線道路延長を基礎とし、これに人口密度、生産密度（この詳細は前掲「時報第4巻9号」参照）を考慮して仮定すると、わが国の場合には、旧道路総延長の0.39という数字がでる。従つて旧道路総延長135,444粁（旧国道、旧指定、旧一般道路）の3割9分に当る52,800粁が幹線道路の枠ということになる。

三、都道府縣別延長の配分方法

「人口分布が同一形態の府県は、道路分布も同一形態を示すべきもの」との仮定から「平地と山地の人口密度がそれぞれよく似た府県は、平地と山地の道路密度もそれぞれ似ているべきである」との結論を出し、これに従つて各都道府県別の延長を出した。

四、主要地方道、都道府縣別延長（単位キロ）

県名	枠	決定	県名	枠	決定
北海道	1,761	1,699	岩手	805	739
青森	657	624	宮城	640	574
秋田	716	641	大阪	408	504
山形	596	547	兵庫	1,189	996
福島	1,006	967	奈良	197	391
茨城	781	619	和歌山	342	464
栃木	773	762	鳥取	186	249
群馬	681	629	島根	358	558
埼玉	741	544	岡山	749	740
千葉	775	749	廣島	792	764
東京	480	543	山口	465	610
神奈川	378	406	徳島	223	235
新潟	1,173	1,236	香川	256	290
山梨	208	180	愛媛	535	435
長野	296	330	高知	350	352
富山	488	398	福岡	856	685
石川	594	613	佐賀	273	278
岐阜	621	563	長崎	595	611
靜岡	783	720	熊本	774	725
愛知	1,044	1,134	大分	324	516
三重	457	507	宮崎	381	564
福井	361	357	鹿児島	871	818
滋賀	366	387			
京都	519	502	計	27,824	27,755

五、本道關係路線名

○札幌、夕張線　○旭川、芦別線
○函館、臼尻、森線　○江差、木古内線
○倶知安、喜茂別線　○札幌、沼田線
○岩見澤、月形線　○北見、常呂線
○網走、小清水、弟子屈線　○根室、中標津線
○釧路、弟子屈線　○八雲、熊石線
○長万部、東瀬棚線　○鷲都、黒松内線
○岩内、小澤線　○千歳、鵡川線

○月形、厚田線　○赤平、砂川線
○滝川、浜益線　○上別、沼田線
○浜頓別、常盤線　○枝幸、常盤線
○紋別、上川線　○遠軽、上湧別線
○留辺蘂、西足寄線　○中標津、標茶線
○中標津、標津線　○厚岸、標茶線
○幕別、西足寄線　○本別、新得線
○幕別、大樹線　○支笏湖公園線
○小樽停車場線　○小樽港線
○札幌停車場線　○苫小牧停車場線
○旭川停車場線　○留萌停車場線
○留萌港線　○網走停車場線
○釧路停車場線　○釧路港線
○帯廣停車場線

本年産米の推定實收高

五千四百九十二万石余

農林省は、12月26日、本年産米推定実収高を発表した。これによると、

① 作付面積は3百3万9千5百72町歩。

② 推定実収高は5千4百92万3千8百石で、予想収穫高（「時報」第5巻12号掲載、5千3百47万9千7百10石）に比べ、百44万4千90石の増収であるが、

③ 27年の推定実収高（6千6百15万2千百石）に比べ、千百22万8千2百80石の減収で、昭和9年につぐ19年振りの凶作となつている。

④ なお本道の推定実収高は2百28万9千2百70石で予想収穫高（2百6万8千6百石）より22万6百70石の増収であるが、昨年推定実収高に比べ、81万6千石の減収となつている。

全国及び本道の作付面積並びに反収つぎのとおり。

昭和28年　水陸稲合計推定實收高

	收穫面積	推定實收高	27年同増減（△減）
	町	石	石
全国	3,006,376	54,923,800	△11,228,280
北海道	144,760	2,289,270	△ 816,000
青森	70,150	1,408,400	△ 299,100
岩手	64,100	1,261,600	△ 234,500
宮城	104,400	2,100,900	△ 410,700
秋田	104,540	2,281,000	△ 53,000
山形	97,140	2,267,300	△ 121,200
福島	95,010	1,468,300	△ 922,000
茨城	115,710	1,588,800	△ 736,200
栃木	87,640	1,141,000	△ 599,100
群馬	50,690	696,600	△ 388,100
埼玉	85,130	1,183,500	△ 489,300
千葉	109,330	1,700,500	△ 606,900
東京	14,390	172,400	△ 55,800
神奈川	27,000	379,000	△ 148,800
新潟	176,600	3,742,200	△ 152,200
富山	72,575	1,173,950	△ 278,890
石川	50,567	951,570	54,790
福井	45,303	775,930	△ 89,970
山梨	18,010	240,300	△ 192,100
長野	69,940	1,113,700	△ 763,200
岐阜	62,840	1,017,100	△ 317,900
静岡	58,940	828,400	△ 491,600
愛知	83,240	1,325,900	△ 527,000
三重	67,690	1,066,300	△ 361,300
滋賀	59,330	1,185,300	△ 287,280

京都	33,630	603,920	△	187,230
大阪	29,790	598,980	△	126,200
兵庫	88,195	1,777,610	△	199,160
奈良	27,384	545,470	△	49,640
和歌山	24,540	435,760	△	120,000
鳥取	31,830	673,800	△	19,600
島根	49,182	935,200	△	14,080
岡山	80,360	1,728,300	△	110,500
広島	69,370	1,389,300	△	90,100
山口	64,570	1,202,560	△	90,570
徳島	28,710	527,300		6,500
香川	35,390	797,880	△	29,150
愛媛	40,340	852,000	△	25,500
高知	36,110	541,700	△	80,000
福岡	91,160	1,974,300	△	212,200
佐賀	52,330	1,243,000		4,900
長崎	31,150	626,300	△	23,100
熊本	78,840	1,670,100	△	252,000
大分	51,960	1,056,700	△	198,300
宮崎	53,330	1,001,900	△	70,400
鹿児島	72,980	1,382,500	△	54,600

現行法及び地方制度調査会案並びに税制調査会案による収入見込額比較表

（単位　百万円）

都道府県	現行法による収入見込額（A）	地方制度調査會案による収入見込額 讓與税を含めない場合（B）	地方制度調査會案による収入見込額 讓與税を含めた場合（C）	税制調査會案による収入見込額 讓與税を含めない場合（D）	税制調査會案による収入見込額 讓與税を含めた場合（E）	(B)/(A) %	(C)/(A) %	(D)/(A) %	(E)/(A) %
北海道	5,204	6,002	7,705	5,256	6,959	115.3	148.1	101.0	133.7
青森	809	992	1,501	851	1,360	122.6	185.5	105.2	168.1
岩手	712	1,015	1,549	875	1,409	142.6	217.6	122.9	197.9
宮城	1,216	1,394	2,054	1,192	1,852	114.6	168.9	98.0	152.3
秋田	728	997	1,516	848	1,367	137.0	208.2	116.5	187.8
山形	737	969	1,507	818	1,356	131.5	204.5	111.0	184.0
福島	1,359	1,883	2,701	1,593	2,411	138.6	198.7	117.2	177.4
茨城	1,304	1,763	2,572	1,491	2,300	135.2	197.2	114.3	176.4
栃木	1,263	1,561	2,176	1,306	1,921	123.6	172.3	103.4	152.1
群馬	1,379	1,691	2,326	1,429	2,064	122.6	168.7	103.6	149.7
埼玉	1,837	2,327	3,178	1,970	2,821	126.7	173.0	107.2	153.6
千葉	1,728	2,083	2,930	1,756	2,603	120.1	169.6	101.6	150.6
東京	26,038	17,676	18,030	14,799	15,153	67.9	69.2	56.8	58.2
神奈川	5,792	5,553	6,162	4,810	5,419	95.9	106.4	83.0	93.6
新潟	2,168	2,596	3,572	2,156	3,132	119.7	164.8	99.4	104.5
富山	1,201	1,516	1,916	1,260	1,660	126.2	159.5	104,9	138.2
石川	995	1,080	1,460	889	1,269	108.5	146.7	89.3	127.5
福井	626	769	1,067	634	932	122.8	170.4	101.3	148.9
山梨	603	779	1,101	647	969	129.2	182.6	107.3	160.7
長野	1,658	2,116	2,933	1,805	2,622	127.6	176.9	108.9	158.1

岐阜	1,662	2,023	2,635	1,706	2,318	121.8	158.5	102.6	139.5
静岡	3,620	3,918	4,898	3,323	4,303	108.2	135.3	91.8	118.9
愛知	6,923	6,390	7,325	5,312	6,247	92.3	105.8	76.7	90.2
三重	1,640	1,953	2,532	1,655	2,234	119.1	154.4	100.9	136.2
滋賀	727	944	1,285	790	1,131	129.8	176.8	108.9	155.6
京都	3,744	3,001	3,291	2,445	2,735	80.2	87.9	65.3	73.1
大阪	13,173	10,753	11,506	9,012	9,765	81.6	87.3	68.4	74.1
兵庫	6,491	6,174	7,183	5,222	6,231	95.1	110.7	80.4	96.0
奈良	635	806	1,109	674	977	126.9	174.6	106.1	153.9
和歌山	1,091	1,294	1,683	1,076	1,465	118.6	154.3	98.6	134.3
鳥取	404	494	732	415	653	122.3	181.2	102.7	161.6
島根	641	805	1,167	678	1,040	125.6	182.1	105.8	162.2
岡山	1,604	1,985	2,644	1,664	2,323	123.8	164.8	103.7	144.8
広島	2,684	2,899	3,724	2,464	3,289	108.0	138.7	91.8	122.5
山口	2,259	2,684	3,259	2,290	2,901	117.2	144.3	101.4	128.4
徳島	565	716	1,064	596	944	126.7	188.3	105.5	167.1
香川	820	954	1,327	788	1,163	116.3	162.1	96.1	141.8
愛媛	1,221	1,479	2,082	1,248	1,851	121.1	170.5	102.2	151.6
高知	711	847	1,193	706	1,052	119.1	167.8	99.3	148.0
福岡	5,862	6,369	7,769	5,499	6,899	108.3	132.5	93.8	117.7
佐賀	768	943	1,318	792	1,167	122.8	171.6	103.1	152.0
長崎	1,869	2,026	2,678	1,727	2,379	108.4	143.3	92.4	127.3
熊本	1,290	1,603	2,328	1,363	2,088	124.3	180.5	105.7	161.9
大分	1,026	1,187	1,684	972	1,469	115.7	164.1	94.7	143.2
宮崎	944	1,185	1,618	996	1,429	125.5	171,4	105.5	151.4
鹿児島	1,013	1,231	1,946	1,049	1,764	121.5	192.1	103.6	174.1
合計	120,744	119,389	147,938	100,847	129,396	101.1	122.5	83.5	107.2

税制調査会答申案に基く財源異動調

（単位百万円）

都道府県	現行制度による収入見込額（A）	道府縣民税創設による増	償却資産税創設による増	煙草消費税創設による増	自動車税の改正による増減	事業税改正による減	入場税遊興飲食税の國税移管による税減	差引収入見込額（B）	増加歩合 (B)/(A) %	譲與税創設による増（C）	制度改正による収入見込額 (B)+(C)(D)	増加歩合 (D)/(A) %
北海道	5,204	1,052	454	931	82	△ 876	△ 1,591	5,256	101.0	1,703	6,959	133.7
青森	809	145	59	215	21	△ 157	△ 241	851	105.2	509	1,360	168.1
岩手	712	169	86	187	19	△ 155	△ 143	875	122.9	534	1,409	197.9
宮城	1,216	235	62	267	28	△ 228	△ 388	1,192	93.0	660	1,852	162.3
秋田	728	139	87	183	13	△ 152	△ 150	848	116.5	519	1,367	187.8
山形	737	156	60	188	15	△ 160	△ 178	818	111.0	538	1,356	184.0
福島	1,359	284	205	346	30	△ 310	△ 321	1,593	117.2	818	2,411	177.4
茨城	1,304	229	63	385	32	△ 294	△ 228	1,491	114.3	809	2,300	176.4
栃木	1,263	202	84	288	25	△ 272	△ 284	1,306	103.4	615	1'921	152.1
群馬	1,379	199	145	300	30	△ 279	△ 345	1,429	103.6	635	2,064	149.7
埼玉	1,837	346	98	397	45	△ 399	△ 354	1,970	107.2	851	2,821	153.6
千葉	1,728	326	54	411	34	△ 354	△ 443	1,756	101.6	847	2,603	150.6
東京	26,038	3,172	49	185	△ 766	△ 3,016	△ 10,863	14,799	56.8	354	15,153	158.2
神奈川	5,792	983	217	383	△ 79	△ 840	△ 1,646	4,810	83.0	609	5,419	93.6
新潟	2,168	346	220	356	26	△ 453	△ 507	2,156	99.4	976	3,132	144.5
富山	1,201	159	239	163	18	△ 266	△ 254	1,260	104.9	400	1,660	138.2
石川	995	145	57	158	14	△ 197	△ 283	889	89.3	380	1,269	127.5
福井	626	95	72	122	10	△ 140	△ 151	634	101.3	298	932	148.9
山梨	603	85	77	145	13	△ 139	△ 137	647	107.3	322	969	160.7
長野	1,658	228	310	306	31	△ 323	△ 405	1,805	108.9	817	2,622	158.1

岐阜	1,662	225	218	268	37	△ 341	△ 363	1,706	102.6	612	2,318	139.5
静岡	3,620	441	236	487	59	△ 640	△ 880	3,323	91.8	980	4,303	118.9
愛知	6,923	858	224	383	△ 116	△ 1,068	△ 1,892	5,312	76.7	935	6,247	90.2
三重	1,640	242	103	262	26	△ 316	△ 302	1,655	100.9	579	2,234	136.2
滋賀	727	136	54	151	11	△ 160	△ 129	790	108.7	341	1,131	155.6
京都	3,744	526	58	121	△ 48	△ 585	△ 1,371	2,445	65.3	290	2,735	73.1
大阪	13,173	1,582	177	404	△ 183	△ 1,831	△ 4,310	9,012	68.4	753	9,765	74.1
兵庫	6,491	944	270	448	△ 8	△ 1,028	△ 1,895	5,222	80.4	1,009	6,231	95.8
奈良	635	121	38	156	13	△ 145	△ 144	674	106.1	303	977	153.9
和歌山	1,091	160	61	201	19	△ 234	△ 222	1,076	98.6	389	1,465	134.3
鳥取	404	59	29	98	9	△ 81	△ 103	415	102.7	238	653	161.6
島根	641	91	47	136	12	△ 126	△ 123	678	105.8	362	1,040	162.2
岡山	1,604	243	110	327	29	△ 340	△ 309	1,664	103.7	659	2,323	144.8
広島	2,684	338	189	380	45	△ 468	△ 704	2,464	91.8	825	3,289	122.5
山口	2,259	317	237	317	37	△ 391	△ 486	2,290	101.4	611	2,901	128.4
徳島	565	85	30	166	12	△ 122	△ 140	596	105.5	348	944	167.1
香川	820	109	45	164	12	△ 169	△ 193	788	96.1	375	1,163	141.8
愛媛	1,221	175	111	257	22	△ 243	△ 295	1,248	102.2	603	1,851	151.6
高知	711	86	73	149	13	△ 142	△ 184	706	99.3	346	1,052	148.0
福岡	5,862	1,005	597	795	92	△ 998	△ 1,854	5,499	93.8	1,400	6,899	117.7
佐賀	768	138	42	168	14	△ 160	△ 178	792	103.1	375	1,167	152.0
長崎	1,869	273	140	332	26	△ 321	△ 592	1,727	92.4	652	2,379	127.3
熊本	1,290	241	87	315	21	△ 255	△ 336	1,363	105.7	725	2,088	161.9
大分	1,026	145	65	217	20	△ 225	△ 276	972	94.7	497	1,469	143.2
宮崎	944	116	107	196	21	△ 202	△ 186	996	105.5	433	1,429	151.4
鹿児島	1,013	149	40	286	25	△ 192	△ 272	1,049	103.6	715	1,764	174.1
合計	120,744	17,500	6,086	13,100	△ 139	△ 19,793	△ 36,651	100,847	83.5	286,549	129,396	107.2

（備　考）　算出方法は下記によつた。

（1）　現行制度による税収入は、昭和28年度基準財政収入額を基礎としこれを半年度化して計算した。

（2）　道府県民税は収入見込額を 175 億円とし市町村民税均等割の納税義務者数、事業所統計の法人事業所数及び昭和28年度所得割の基準財政収入額を基礎として府県別額を算出した。

（3）　償却資産税は償却資産に対する昭和28年度の固定資産税の各県別基準財政収入額を基礎として計算した。

（4）　煙草消費税は昭和28年度煙草売上見込額（2,169億円）を昭和27年度3月末各県別消費数量の実績によりあん分して算出した。

（5）　自動車税は、現行税率の五割増とした。

（6）　事業税改正による減は、個人については基礎控除額を8万円とすることによる減を各府県別個人事業税納税義務者数を基礎として算出し税率の引下げによる減は、基準財政収入額から基礎控除引上げによる減を差引いた額を基礎とし、現行税率を3/4程度に引き下げるものとして算出した。法人については税率引下げによる減を基準財政収入額であん分した。

（7）　入場税及び遊興飲食税の譲與税は、収入見込額の90%を各県の国勢調査による人口によりあん分した。

（8）　道府県税中償却資産税、自動車税、煙草消費税及び譲與税は、大都市の区域に係るものについては全額府県分より控除した。

（9）　揮発油税及び酒税の一部を譲與する案については、一応計算を除外した。

昭和二十八年度北海道費歳入歳出予算現計表　（普通会計）

歳　入

（28. 12. 28現在）

款　項　別	前回迄の累計額	第四回定例会追加額	現計予算額	総額に対する割合　%
1 道　税	**6,301,571,300**	—	**6,301,571,300**	**17.01**
普通税	6,258,189,100	—	6,258,189,100	
旧法による税	43,382,200	—	43,382,200	
3 公営企業及び財産収入	**157,439,700**	**400,300**	**157,840,000**	**0.43**
公営企業収入	60,000,000	—	60,200,000	
財産収入	20,000,500	—	20,000,500	
財産売払代金	77,239,200	400,300	77,609,500	
4 分擔金及び負擔金	**397,467,100**	**△ 6,266,300**	**391,200,800**	**1.06**
負担金	397,467,100	△ 6,266,300	391,200,800	

5 使用料及び手数料	**886,977,500**	**8,484,800**	**895,462,300**	**2.42**
使用料	654,740,600	—	654,740,600	
手数料	232,236,100	8,484,800	240,721,700	
7 寄附金	**222,992,100**	**13,566,100**	**236,558,200**	**0.64**
寄附金	222,992,100	13,566,100	236,558,200	
8 繰入金	**87,008,400**	**83,000**	**87,091,400**	**0.23**
特別会計繰入金	38,008,400	83,000	38,091,400	
財産金繰入	49,000,000	—	49,000,000	
9 繰越金	**481,016,600**	—	**481,016,600**	**1.30**
前年度繰越金	481,016,600	—	481,016,600	
10 雑収入	**2,091,650,900**	**32,227,600**	**2,123,878,500**	**5.73**
弁償金及び報償金	2,632,000	376,900	3,008,900	
物品売払代金	502,344,100	3,754,600	506,098,700	
診療所収入	41,245,200	—	41,245,200	
保健所収入	66,271,000	—	66,271,000	
療養所収入	123,930,000	—	123,930,000	
保養所収入	46,055,500	1,326,700	47,382,200	
公報収入	8,820,000	—	8,820,000	
土地区画整理収入	17,000,000	—	17,000,000	
金庫運用金利子	50,100,000	—	50,100,000	
貸付金収入	928,648,200	—	928,648,200	
性病診療施設収入	27,555,400	2,480,400	30,035,800	
精神病収入	587,400	—	587,400	
精神病院収入	13,930,200	440,000	14,370,200	
職員会館収入	735,400	—	735,400	
保養所建築委託費収入	11,000,000	—	11,000,000	

雑入	207,296,500	23,849,000	231,145,500	
消費生活協同組合設備金借入金収入	3,000,000	—	3,000,000	
学校建築委託費収入	40,500,000	—	40,500,000	
11 道債	**4,041,000,000**	**52,000,000**	**4,093,000,000**	**11.05**
道債	4,041,000,000	52,000,000	4,093,000,000	
純道負擔計	**14,667,123,600**	**100,495,500**	**14,767,619,100**	**39.87**
2 地方財政平衡交付金	**6,030,670,500**	**880,000,000**	**6,910,670,500**	**18.65**
地方財政平衡交付金	6,030,670,500	880,000,000	6,910,670,500	
6 國庫支出金	**14,958,724,600**	**406,571,500**	**15,365,296,100**	**41.48**
国庫負担金	4,870,898,500	286,767,500	5,157,666,000	
国庫補助金	8,863,765,200	164,732,000	9,028,497,200	
委託金	1,224,060,900	△ 44,928,000	1,179,132,900	
純國庫負擔計	**20,989,375,100**	**1,286,571,500**	**22,275,966,600**	**60.13**
歳入計	**35,656,518,700**	**1,387,067,000**	**37,043,585,700**	**100.00**

歳出

款項別	前回迄の累計額	第四回定例会追加額	現計予算額	総計に対する割合 %
1 議會費	**131,361,400**	**16,714,200**	**148,075,600**	**0.40**
道議会費	131,361,400	16,714,200	148,075,600	
2 道廳費	**3,023,927,900**	**215,571,500**	**3,239,499,400**	**8.75**
道職員費	2,783,517,600	211,968,200	2,995,485,800	
諸費	167,506,500	2,647,200	170,153,700	

職員福利厚生諸費	55,319,300	150,000	55,469,300	
人事委員会費	17,584,500	806,100	18,390,600	
3 警察消防費	**63,119,100**	**142,600**	**63,261,700**	**0.17**
公安委員会費	43,020,100	—	43,020,100	
消防学校費	15,694,800	—	15,694,800	
消防振興費	4,404,200	142,600	4,546,800	
4 土木費	**3,681,451,700**	**14,279,400**	**3,695,731,100**	**9.98**
道路橋梁費	1,433,669,500	△ 79,841,400	1,353,828,100	
河川費	1,020,921,700	△ 26,100,500	994,821,200	
港湾費	47,901,700	5,658,000	53,559,700	
都市計画費	52,839,800	24,200	52,864,000	
東札幌都市区画整理事業継続費本年度支出額	15,000,000	—	15,000,000	
西郊地区土地区画整理事業費	10,000,000	—	10,000,000	
戦災復興費	4,800,000	△ 480,000	4,320,000	
土木事業諸費	520,459,000	10,019,100	530,478,100	
災害土木費	575,860,000	105,000,000	680,860,000	
5 教育費	**10,697,120,900**	**842,869,600**	**11,539,990,500**	**31.15**
教育委員会費	183,961,400	10,848,100	194,809,500	
小学校費	4,556,977,700	405,965,000	4,962,942,700	
中学校費	2,684,141,300	251,915,400	2,936,056,700	
高等学校費	1,882,202,300	121,346,900	2,003,549,200	
定時制高等学校費	575,585,700	58,907,300	634,493,000	
盲ろう学校費	144,956,300	11,830,000	156,786,300	
通信教育費	5,276,500	19,900	4,296,400	
教育諸費	473,733,400	△ 20,513,000	453,220,400	

社会教育費	31,309,500	50,000	31,359,500	
保健体育費	142,702,000	2,500,000	145,202,000	
教育財産費	16,274,800	—	16,274,800	
6 社會及び勞働施設費	**3,236,807,500**	**273,477,400**	**3,510,284,900**	**9.48**
生活保護費	1,306,147,200	—	1,306,147,200	
民生福祉費	257,082,400	9,387,200	266,469,600	
災害救助費	14,799,200	—	14,799,200	
非常災害対策費	1,174,500	—	1,174,500	
引揚援護対策費	175,565,000	873,900	176,438,900	
兒童福祉費	227,308,300	—	220,308,300	
婦人福祉費	20,956,600	—	20,956,600	
世話諸費	15,658,700	2,727,000	18,385,700	
国民健康保険費	319,193,800	211,349,300	530,543,100	
戰傷病者援護費	14,221,800	—	14,221,800	
住宅費	399,641,100	34,000	399,675,100	
勞政諸費	69.887,800	850,000	70,737,800	
失業対策諸費	272,620,500	47,047,000	319,667,500	
職業補導費	100,945,600	—	100,945,600	
地方勞働委員会費	30,079,400	—	30,079,400	
公園費	18,525,600	1,209,000	19,734,600	
7 保健衛生費	**1,066,333,100**	**61,295,800**	**1,127,628,900**	**3.05**
保健所費	106,537,000	5,820,000	112,357,000	
伝染病予防諸費	139,047,500	1,417,500	140,465,000	
性病予防諸費	63,180,700	2,990,400	66,171,100	
結核予防諸費	463,202,400	35,000,000	498,202,400	

環境衛生諸費	77,196,000	6,980,000	84,176,000	
公衆衛生普及指導費	8,127,500	—	8,127,500	
優生保護諸費	64,975,500	8,600,700	73,576,200	
保健指導諸費	14,760,600	—	14,760,600	
衛生調査諸費	4,093,200	659,600	4,752,800	
衛生科学研究費	18,054,100	200,000	18,254,100	
保健対策費	47,450,200	△ 3,800,000	43,650,200	
医務諸費	21,119,100	—	21,119,100	
薬事諸費	38,589,300	3,427,600	42,016,900	
8 産業経済費	**9,154,565,600**	**△ 199,846,900**	**8,954,718,700**	**24.17**
農業費	583,175,700	46,802,900	629,978,600	
農業取締所費	749,200	—	749,200	
農業講習所費	10,576,500	—	10,576,500	
協同農業普及費	56,819,900	3,075,500	59,895,400	
農村経済科学研究所費	4,435,300	—	4,435,300	
農事試験場費	123,385,700	—	123,385,700	
種畜場費	36,248,400	—	36,248,400	
種畜場復旧費	40,920,700	—	40,920,700	
種羊場費	21,523,000	—	21,523,000	
畜産業費	281,604,200	5,060,700	286,664,900	
農業協同組合諸費	346,423,900	729,000	347,152,900	
林業費	1,300,909,500	△ 22,536,000	1,278,373,500	
林業指導所費	116,320,600	—	116,320,600	
水産業費	1,097,274,400	6,138,300	1,103,412,700	
水産試験場費	58,036,900	450,000	58,486,900	

水産孵化場費	38,593,800	△ 1,589,600	37,004,200	
水産練習所費	6,558,100	—	6,558,100	
商工業費	764,371,100	15,597,200	779,968,300	
工業試験場費	73,731,900	550,000	74,281,900	
度量衡器検定諸費	8,263,200	—	8,263,200	
観光事業費	36,123,500	—	36,123,500	
農業委員会費	123,701,500	—	123,701,500	
農地費	100,677,400	12,672,800	113,350,200	
開拓事業費	1,987,739,400	△ 129,273,700	1,858,465,700	
耕地事業費	1,914,144,800	△ 140,580,000	1,773,564,800	
電力開発調査費	21,335,000	3,056,000	24,391,000	
電源開発促進費	922,000	—	922,000	
9 財産費	**223,565,700**	**2,350,000**	**225,915,700**	**0.61**
財産管理費	3,818,600	1,740,000	5,558,600	
職員住居施設費	87,979,500	610,000	88,589,500	
庁舎営繕費	128,865,900	—	128,865,900	
営繕諸費	2,901,700	—	2,901,700	
10 統計調査費	**36,266,200**	**6,021,200**	**42,287,400**	**0.11**
統計調査費	36,266,200	6,021,200	42,287,400	
11 選挙費	**148,699,900**	—	**148,699,900**	**0.40**
選挙管理委員会費	12,640,100	—	12,640,100	
選挙諸費	136,059,800	—	136,059,800	
12 公債費	**603,973,000**	**88,849,700**	**692,822,700**	**1.87**
元利償還金	572,441,000	—	572,441,000	

利子	31,532,000	88,849,700	120,381,700	
13 諸支出金	**1,198,089,500**	**18,659,500**	**1,216,749,000**	**3.28**
徴税費	228,680,200	753,900	229,434,100	
監査諸費	15,192,300	550,700	15,743,000	
地方振興費	97,260,100	3,906,000	101,166,100	
繰出金	412,207,000	△ 1,369,600	410,837,400	
新生活建設推進費	10,570,100	—	10,570,100	
國民体育大会準備費	148,743,800	6,797,200	155,541,000	
諸費	285,436,000	8,021,300	293,457,300	
14 震災対策費	**41,389,900**	**1,080,000**	**42,469,900**	**0.12**
震災対策費	41,389,900	1,080,000	42,469,900	
15 予備費	**4,087,900**	—	**4,087,900**	**0.01**
予備費	4,087,900	—	4,087,900	
16 水害対策費	**803,107,400**	**1,032,000**	**804,139,400**	**2.17**
水害対策費	803,107,400	1,032,000	804,139,400	
17 冷害対策費	**1,542,652,000**	**44,571,000**	**1,587,223,000**	**4.28**
冷害対策費	1,542,652,000	44,571,000	1,587,223,000	
歳出計	**35,656,518,700**	**1,387,067,000**	**37,043,585,700**	**100.00**

昭和28年度豫算内譯調

歳入

(28. 12. 30現在)

区分	道税	平衡交付金	道債	國庫支出金	寄付金負担金	使用料手数料	公営企業財産収入	繰入金繰越金	雜入	計
予算額	6,301,571,300	6,910,670,500	4,093,000,000	15,365,296,100	627,759,000	895,462,300	157,840,000	568,108,000	2,123,878,500	37,043,585,700

歳出

区分	義務的予算額	右予算の内訳		経常的予算額	右予算の内訳		臨時的予算額	政策的予算額	右予算の内訳		計
		人件費	義務経費		本庁及び各庁の需用費、維持修繕費その他委員会等の運営費	経常的事業事務費			公共事業費	純政策的予算額	
予算額	17,427,968,700	13,275,914,100	4,152,054,600	2,963,345,400	640,419,300	2,322,926,100	3,776,560,400	12,875,711,200	8,052,259,300	4,823,453,900	37,043,585,700

地方行政疑義問答集

信任案の否決と不信任議決

（高知県総務部長照会　昭和二八、六、一六　自治庁行政課長電信回答）

問　信任の可否を問う長の提出議案による不信任議決は無効と思うがどうか。票決の結果行う議長の宣言の有無は議決の効力に影響ないと思うが、どうか。

答　前段、議決の要件を充足していれば、有効といわざるを得ないものと解する。後段、議決の存在が認められる限りお見込みのとおり。

休會に關する疑義その他について

（広島県議会事務局長照会　昭和二八、七、一　自治庁行政課長回答　自行行発第一九八号）

問　一、国会法においては、休会の事項が具体的に規定されているが、地方自治法においては、第百二条第六項に「開閉に関する事項は、議会がこれを定める」という包括的な規定があるのみであるが、会議規則にも休会の規定がない場合、議会において休会を議決し、その休会中緊急事件のため会議の必要が起きた場合議長において会議を開くことができるか、開き得るとすれば、その法的根拠と議会の行つた休会議決との関係を御教示願いたい。

二、議長が欠けていて、副議長において議長選挙を行つた所副議長が議長に当選した。この場合、副議長の職は議長当選受諾と同時に消滅し、法第百八条の議会の許可を要しないか。消滅するとすれば、その根拠如何。

答　一、会議規則に何等の規定がないときは、議決により休会とされた期間中に議長が会議を開くことはできない。したがつて原案のような取扱いもできない。

二、副議長が議長に就任することを受諾したときは、法律上何等の手続を要せず自動的に副議長の職を失うものと解する。

追加豫算の議決について

（留萌市長照会　昭和二八、七、一　自治庁行政課長回答　自行行発第二〇四号）

問　昭和二十八年度の当初予算案を議会に提出した後に衆議院が解散されたため、その議員の選挙に要する経費を追加する必要を生じた場合であつても、当初予算の成立後でなければ、二十八年度の追加予算案は提出できないか。

答　提出できるものと解する。なお、追加予算の議決は、当初予算の議決後でなければならないから念のため。

會期延長及び分科會の報告について

（青森県東京事務所長照会　昭和二八、七、二　自治庁行政課長回答　自行行発第二一七号）

問　一、会期の延長について

議会の会期延長についてであるが、例えば二月二十八日に招集され会期三十日間と決定したときの、最終日は三月二十九日が三十日目でありこの日が日曜日に当つている。

この場合は本県会議規則第八条の二によつて翌三十日が最終日となるので、三十一日まで会期一日間延長したい場合は、三月二十八日

の本会議であつても（二十九日が日曜で休会であり三十日に本会議がないものと仮定して）会期一日間延長を議決すれば、当然三十一日までとなると思うが。

一般には最終日の三十日に会期延長を議決する場合は一日間の延長で三十一日までとなるが、二十八日の本会議で議決する場合は三十一日まででは三十二日間（二月二十八から三月三十一日まで）であり、よつて二日間延長しなければならないという説もあるのでこの点の適否について。

二、分科会の報告について

予算特別委員会で分科会を設け、審査を委嘱した場合、分科会で審査の報告をするとき（分科会主査から予算特別委員会に）結論（採決などを含めて）をつけて報告するのが、通例であると思うか。（法令上の審査そのものの意義から考えても）

一説には分科会は結論を出さず、経過だけを報告すべきであるという意見もあるので、この点の適否について。

おつて分科会に関する規程又は規定も何らなく慣例によるものであるから念のため。

答 一、三十日間の会期が一日延長されれば会期は三十一日間となり、設間の場合は会期の最終日は三月三十日となり、会議規則第八条の二を適用する余地はなくなる。従つて三十一日に本会議を開くためには会期を二日間延長しなければならない。

二、委員会条例又は会議規則に別段の規定がない限り、法律上はいずれでもよろしく、実情に添うよう措置すべきものと解する。

條例の廃止と特別委員會の存置

（熊本県議会事務局長照会 昭和二八、七、六 自治庁行政課長電文回答）

問 委員会条例を全面的に改めるため条例を制定し旧条例は廃止した。特別委員会存置は特定の事件を審査するため必要の場合においては議会の議決により設置するとの定のみ新旧条例にある。右により旧条例施行中設置され休会中も審査する議決の特別委員会は旧条例廃止とともに消滅するか、どうか。

答 設問の事情の下においては、特別委員会が消滅したものと解する必要はない。

議長、副議長の辞職について

（秋田県総務部長照会 昭和二八、八、五 自治庁行政課長回答 自行行発第二四四号）

問 臨時会において副議長たる一議員が議長、副議長の改選を提案したところ動議が成立し、更に全議員がこれに賛成した。この場合

一、副議長の提案は辞職の申出行為となるか、或いは単なる改選動議とみるべきか。

二、賛成は辞職申出に対する許可行為であるか、或いは改選議案に対する同意か。

三、いずれも無効議決であるか。

答 一、二、三、会議録をみるに、副議長の提案は単なる改選動議にして全議員の賛成は、その議案に同意したものと解される。又、この議決は一応有効に成立したものとは解されるが、この議決からは議長及び副議長の辞職に関しては法律上なんらの効力も生ぜず、従つて議長及び副議長が正規の手続により辞職しない限り、改選を行うことはできない。

常任委員會條例の改正について

（石川県総務部長照会 昭和二八、八、五 自治庁行政課長回答 自行行発第二四八号）

問 左記のような常任委員会条例の改正を行つた場合、委員会の一体性

が変更されたものと解され、委員の改選を要するか、又改選する迄の旧委員の身分はどうなるか。

一、委員会の名称のみの変更の場合（新しい名称の常任委員会が、旧名称の常任委員会の所掌事務を、それぞれ対応して継承することが明らかである場合）

二、委員会所属の委員数のみ変更の場合。

三、選任方法のみ変更の場合。

答 一については改選を要しない。

二及び三については委員の改選を要するものと考えられるが、特に三については経過規定を設けて処置することが適当であろう。

議長不信任議決のための臨時會招集の請求について

（長崎県議会事務局長照会 昭和二八、八、二五 自治庁行政課長回答 自行行発第二五四号）

問 議長の不信任決議案を「会議に付議すべき事件」として、地方自治法第百一条第一項の規定に基き臨時会の招集を請求することができるか。

答 できない。なお、昭和二十四年八月十五日付行政実例は、変更されたから念のため。

長が自己の退職の同意を求めるためその案件のみで臨時會を招集することについて

（長野県総務部長照会 昭和二八、八、二五 自治庁行政課長回答 自行行発第二五五号）

問 普通地方公共団体の長は自己の退職の同意を求めるための案件のみで臨時会を招集することができるか。

答 お見込のとおり。

教育長の給与に関する條例について

（福岡県総務部長照会 昭和二八、六、一七 自治庁行政課長回答 自行行発第一六〇号）

問 教育長の給与に関する条例の制定又は改廃は、教育委員会法第六十一条本文にいう「その他教育事務に関するもの」に含まれるものと解し、右条例の議案の作成及び提出について同条各号に規定する事件の例によつて差し支えないか。

答 設問の条例の制定又は改廃は、「その他教育事務に関するもの」に含まれず、従つて教育委員会は当該条例の原案送付権を有しないものと解する。

部課の設置に關する疑義について

（広島県総務部長照会 昭和二八、六、二九 自治庁行政課長回答 自行行発第一八八号）

問 局に属せず市長に直属し、その下に分課を持たない市長室、秘書課等については、実質的には局の下の分課と同様の性質のものであるから市長の権限で設置してよろしいか、又は市長に直属しいずれの局にも属しないから局と同様条例で設置しなければならないか。

答 後段、お見込みのとおり。

決算報告の再認定について

（福島県総務部長照会 昭和二八、七、七 自治庁行政課長回答 自行行発第二二一号）

問 地方自治法第二百四十二条第二項の規定により、決算報告を議会の認定に付し、その議決を経た後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、市町村長は決算報告の内容を修正した上、再び議会の認定に付することができるものと解してよいか。

答 お見込のとおり。

報道から拾う

愛媛縣議会答辯書を提出

さきに提出された副知事を置かない条例の議決取消請求訴訟に対し、被告愛媛県議会は次のような答弁書を松山地裁に提出した。

一、条例の発案権が知事に専属し議員に存しないという主張は暴論である。条例の性質または制定権の範囲に関する規定からして、議員に発案権のあるのは当然である。

一、議員に発案権があり議会が条例制定権を持つ以上、条例制定によつて副知事制を発止できることは論をまたない、その反射的効力として副知事が自然失職となつても知事の罷免権の侵害とはならない。

一、副知事に任期制のあることは、副知事の身分を任期前に失わしめることができないということではない。

一、議決は専ら副知事制度発止という抽象的法規を定めたもので、現在副知事罷免という具体的処分を含むものではない。

なお議決意図が副知事制そのものの廃止を問題としていることに明らかだとし、答弁書に条例の議案説明を添付した。

愛媛縣副知事問題解決

しばしばこの欄で報じてきた、愛媛県の副知事制廃止条例をめぐる知事と議会の係争問題は、旧臘二十四日、

①知事の同条例に対する告訴を取り下げること

（昭和二九、一、二六訟訟取下げの手続を終る）

②条例の発効期日を本年三月三十一日とすること

③将来その必要が生じた場合は副知事制を復活すること

を条件として解決した。

廣島市公安条例は合憲

集団行進や集団示威運動を規正するいわゆる公安条例が合憲か違憲かの問題は、公安条例が出現した当初から議論の存したところである。公安条例には、届出制のものと許可制のものと二つの種類があるが、そのいずれについても、いまだ最高裁の判例は出ていない。また届出制の公安条例については、これを違憲とする判沢は下級審にもまだない。広島市の公安条例は許可制であるが、広島高裁はその控訴審において、これを合憲とした。

許可制の公安條例について違憲とする判決

①京都市条例につき、京都地裁　昭和26、10、26

②川崎市条例につき、横浜地裁　〃　27、10、30

③広島市条例につき、広島地裁　〃　27、12、10

④岩國市条例につき、山口地裁岩国支部　〃　28、10、13

これを合憲とする判決

①徳山市条例につき、広島高裁　昭和26、12、4

②滋賀県条例につき、大阪高裁　〃　27、4、15

③東京都条例につき、東京高裁　〃　26、6、10

総評の皇居前廣場使用不許可処分取消請求事件に上告棄却の判決

日本労働組合総評議会が「メーデーに皇居前広場の使用を政府が禁止したのは違憲である」と厚生大臣を相手取つた皇居外苑使用不許可処分取消し請求事件の上告審を審理中の最高裁では、十二月二十三日「本件上告を棄却する」との判決言渡しがあつた。

事件は一昨年五月一日のメーデーのため総評が皇居前広場使用を政府に申請し

たところが政府は不許可の決定を下した。総評は東京地裁に不許可処分取消請求の行政訴訟を起し、その結果一審では「皇居外苑の本質に反しないかぎり政府は使用を許可すべきである」と判決して勝訴したが、政府の控訴による二審の東京高裁では「時期のすぎた不許可処分を取消しても実益がない」として逆に敗訴となつたので、これを不服として総評から最高裁に上告していたものである。

最高裁の判決理由によると、厚相は昨年五月一日皇居外苑の使用を許可しなかつただけで、総評に対して將来にわたり使用を禁じたものでないことは明らかである。したがつて総評の訴えは同日の経過により判決を求める法律上の利益を失つたものといわなければならない。また原判決は裁判そのものを拒否したものではないので、裁判をうける権利を規定した憲法三十二条に違反したものとはいえない。よつて原判決は正当である。

栗山裁判官は反對

つぎに栗山裁判官は少数意見としてつぎのようにのべている。

『わたしの意見は公共用物の使用許可の中には管理本来の作用と合わせて警察許可の性質をおびているものがある。そして厚相は國民公園管理規則四条によつてこのような警察許可の性質をもつている許可を規定したものであるから、法律に特別の定めを必要とするものである。したがつて法律に特別の定めなくして規定されたこの規則四条は違法であつて、それにもとづいて行われた不許可処分もまた違法である』

農地買收価格問題に終止符

終戰後の農地改革で、当時、政府の買収価格が不当に安く、その決め方は憲法違反だとして地主側より国を相手取つた訴訟が各地で提起され、最高裁の判例が待たれていたが、「違憲ではない」との判決が下され、二十二年秋の第一次農地改革以来六年ぶりに買収価格基準の問題は終止符が打たれた。最高裁の判決理由は、

政府が自作農特別措置法（自創法）第三条によつて農地を買収する場合は、憲法第二十九条三項（私用財産は正常な補償のもとにこれを公共のために用いることができる）による正当な補償をしなければならない。自創法（第六条三項）によると、田は賃貸価格の四十倍、畑については四十八倍を越えてはならないと定められている。この対価の採算方式は地主採算価格によらず、自作収益価格によつたことは農地を耕作地として維持し、自作農の地位の安定をはかろうとする一貫した国策にもとづく目的から第一次農地改革の時期としては合理的であり、憲法（第二十九条三項）による正当な補償の標準といえる。しかもこの補償の額はその最高限を示したもので、地主としては前記買収対価のほかに収益にもとづいて合理的に算出された報償金を交付されるのであるから、買収農地の所有者に対する補償が不当であるという理由を認めることはできない。

というのである。

憲法第二十九條　財産権は侵してはならない。

3　私有財産は正常な補償のもとにこれを公共のために用いることができる。

被解雇者の事業所立入り禁止仮処分の申請は妥当

三井鉱山が企業合理化によつて多数の労働者を解雇した。三井美唄鉱業所では、解雇された多数の労働者が、従前の職場に立入り実力で就業を強行した。会社は占有権にもとづく妨害排除を原因として立入禁止の仮処分を申請した。被解雇者は、解雇の意思表示があつても、職場を依然として占有しているのであるから会社の申請は不当であると争つた。

これに対し札幌地裁は、

一般に従業員が、（或いは解雇の無効を前提として）使用者に対し就労を請求する法律上の權利があり、使用者はその労務を受領する義務があると解するにしても、使用者において任意に労務の受領をなさないときは、法に従つて国家機関の救済を求めるのは格別、被解雇者が、会社の意思を排除し、自力をもつて会社事業所内に立入り就業することは許されないものと考える

としてこの仮処分の申請を容認した。

ピケラインは非合法

ピケラインは合法か否かをめぐつて注目されていた仮処分申請の判決公判が十二月四日前橋地裁で行われ、

組合は争議中といえども工場内の軌道上の座込みあるいは作業を妨害したことは組合の責任ある争議行為とは認められない。また争議中にとつた器物遺棄、損壊などは業務妨害と認めるとともに、ピケラインをはりスクラムをくんで会社運営に支障をきたしたことは非合法と認めざるを得ない。

との判決があつた。事件は群馬県安中町、東邦亜鉛安中製錬所第一組合労組が会社側を相手どり「争議中のピケは合法である」と前橋地裁に仮処分申請を提起したものである。

二十九米穀年度の需給計画決る

食糧庁はこのほど二十九米穀年度の米の需給計画を作成、近く国会に説明する予定であるが、この需給計画は

一、二十九年度の早場米買入れ量を百二十万五千八百トン（八百三万八千石）としたこと。

二、輸入外米は砕米を含めて百六十九万六千トンとしたこと。

などを前提としたもので、二十九米穀年度末における持越は百十四万九千五百トン（七百六十六万三千三百石）となり、一応現行配給量は維持されることになつている。しかし二十八年米穀年度の推定需給実績をみると、主食需要高四百七十二万二千五百トンのうち、内地米は三百九十万六千五百トン、外米八十一万六千トンとなつているのに反し、二十九年度の需給計画によると四百八十八万三千三百トンのうち内地米は三百十六万九千六百トン、外米は百三十三万一千九百トンと内地米が七十三万六千余トン減少している点からみて、一カ月十五日の配給量のうち内地米と外米との比率（東京都の場合で内地米十日、準内地米一日、外米四日分）が変更されることは必至で、大都市に対する外米配給量が増加する一方、今まで配給されていなかつた生産県消費地にも外米が配給されることになるものとみられている。

二十九米穀年度需給計画次のとおり

（単位玄米　千トン）

	持越	買入	計
供給			
（内地米）			
昭和二七年産	六六・七	—	六六・七
〃　二八年産	一、一四七・八	一、九五〇・〇	三、〇九七・八
〃　二九年産	—	一、二〇五・八	一、二〇五・八
計	一、二一四・五	三、一五五・八	四、三七〇・三
（輸入米）			
準内地米	三五・〇	三七一・〇	四〇六・〇
外米	一八八・四	一、二一三・五	一、四〇一・九
砕米	三八・〇	一一一・五	一四九・五
計	二六一・四	一、六九六・〇	一、九五七・四
合計	一、四七五・九	四、八五一・八	六、三二七・七
供給	主食用	加工用	減耗	計
（内地米）				
昭和二七年産	六六・〇	—	〇・七	六六・七
〃　二八年産	二、九〇五・四	九七・二	三三・四	三、〇三六・〇
〃　二九年産	一、九八・二	—	二・四	二〇〇・六
計	三、一六九・六	九七・二	三六・五	三、三〇三・三
（輸入米）				
準内地米	三八一・八	—	四・二	三八六・〇
外米	一、三三一・九	一三・三	一五・〇	一、三六〇・二
砕米	—	一二・七・二	一・五	一二八・七
計	一、七一三・七	一四〇・五	二〇・七	一、八七四・九
合計	四、八八三・三	二三七・七	五七・二	五、一七八・一
差引持越高				
内地米	一、〇六七・〇			
外米	八二・五			
計	一、一四九・五			

続　李ライン問題（四回）

韓國側、請求權を主張

舊鮮銀券の發行準備金など約二千億圓

韓国政府は十一月二十七日、日、韓友交をうたつた声明を発表したが、日韓会談における韓国側の請求權の主張は、旧朝鮮銀行が発行した鮮銀券の発行準備として日銀に積立てられたという二百トンないし三百トンの金塊（時価千億円ないし千五百億円）に向けられているようで、請求權の総額はその他のものを加え約二千億円（約六億米ドル）に上るといわれる。日本側としては韓国側の希望に応じて、恩給や給與などの未払債務などはある程度支払つてもよいとの態度をもつているが、このような大きな額を支払うことは不可能としており、結局両国が請求權を相互に放棄するより解決方法はないと考えている。従つて日韓会談の再開は日本が支払つてよいと考える額と韓国側の要求額とが、どの辺で折れ合うかにかかつていると観測される。しかもこの点での歩みよりは同時に漁業問題の解決の仕方と取引的関係にあるというのが、日韓問題の焦点といわれる。

政府当局はこのような点について米国の斡旋がいまのところ進展しているとは見られないとしており、この問題について韓国側の譲歩がない限り、会談を再開しても無益だとの考え方から、日韓会談の再開はかなり先にのびると見ている。

日本代表部設置、再考を求む

韓国政府はさきに在韓日本代表部の設置について、さし当つて難かしいとの意志表示を日本政府に対して行つたが、これに対し日本政府は十二月一日午後外務省アジア局第二課長より、韓国政府が再考慮するようにとの主旨の書翰を韓国代表部に送つた。

日韓紛争の調停を米で考慮

米国務省筋は、**韓國國會が十二月一日李ラインを法制化する法律案を可決したとの新聞報道**については、まだ公式な報告に接していないとの理由で批評をさしひかえているが、もし李大統領がこれ承認すれば日韓紛争の解決はいよいよ困難になるだろうと憂慮している。なお国務省筋は米国が日韓紛争の解決に斡旋をつとめる可能性について検討しているとの報道を確認したが、具体的にどのような措置をとるかはまだ決定していないといつている。

日韓紛争仲介の條件

アメリカ權威筋の談話

米国權威筋が十二月五日語つたところによると、アメリカは日韓紛争の解決斡旋について、両国がそれぞれの要求を放棄する一般的な声明を出すことに同意させるよう試みている。アメリカ側が日本から発表を求めている声明の内容は

一、日本は「双方がその要求をお互いに放棄する」という建前で日韓会談を再開することに同意する。

二、日本は韓国人に当然帰すべき年金とか未払給料といつた特殊な性質のものを支払う用意がある。

三、日本は相当数の美術品を韓国に返還する。

四、日本は「双方が満足する協定に到達する」ために漁業問題を討議する。

又、アメリカ側が韓国側から発表を求めている内容は

一、双方が相互にその要求を放棄するという点について日本政府が行つた提案に韓国は満足する。

二、韓国は日本海の漁業について「相互に満足すべき協定」を求める用意がある。

三、韓国は交渉再開の際、紛争水域において捕獲した日本漁船京丸一隻はすくなくとも釋放する。

米国政府筋が語つたところによると、もし韓国及び日本両国がこれらの声明を発表することに同意するならば、アメリカは日韓会談に京城の米大使館参事官ナイルス・ボンド、日韓紛争調査のためワツントンから派遣された漁業専門家ウイリアム・ヘリングトンの両氏をオブザーヴア

ーに任命する。

またアメリカ自身は会談参加者とならないが、双方に忠告を与え、勧告を提出する用意がある旨声明するだろう。韓国政府は交渉の用意があることを示すために四百余名の日本人漁夫を釈放したのだと語つた。

日韓會談再開を協議

岡崎、金、アリソン會談

岡崎外相は十二月十一日夜外相官邸に金駐日公使を招き、日韓問題について会談した。この会談は表向きにはアンダーソン米海軍長官の送別パーティとなつているが、アリソン駐日米大使も同席しており、日韓会談再開について岡崎、金、アリソン三者間に非公式に意見交換が行われたことは確実とみられる。岡崎外相としては日韓会談再開にさいしては従来の分科委員会で問題別に討議する方式をやめ、ごく少数の代表で非公式会談を行いたいとの意向を金公使に伝えた模様である。

しかし外交筋では、韓国側はこのような会談のやり方に強い反対を示しているとの観測が強く、日本側がこの態度を固執すれば年内会談再開の見通しは非観的という見方も一部にある。

また岡崎外相は十一日の記者会見で次のように語つている。

日本側は互譲妥協の精神で打開につとめている、日本としては事実上操業できればよいのであり、いわゆる「李ライン」というものにはふれない。会談再開に関する日本側の意向は、すでにアリソン米大使に伝えてあるが、金公使が帰任して以来なんらの情報もない。請求権を相互放棄した場合、郵便貯金の払戻しなどは特別会計があるので別に予算措置はとらない。会談は再開の場合非公式という形になろう。いまのところ再開の時期については明言できない。

李ラインの法制化に

外相、金公使に厳重抗議

韓国政府は李ラインの法制化をはかり、すでに李ライン内における漁業を許可制にする法律を韓国国会で立法化したと伝えられているが、日本政府では岡崎外相から金公使あて書簡をもつて、これに厳重抗議を発したことが十二月十四日明らかとなつた。なお日本政府は、李ライン反対、抑留漁民（六十七名）、同漁船（四十三隻）の早期返還、密入国人の強制送還、在外事務所の設置などについて数度にわたり抗議を続けているが、これまで韓国側からはどれ一つ回答が寄せられていない。外務省では今後さらにこれらの抗議をつづけることになつているが、十二月十四日漁民、漁船の返還について口頭で要求を行つた。

韓國代表團近く歸國

韓国代表部は十二月十四日、日韓会談決裂後引続き滞京していた韓国代表団は近く帰国すると発表、同代表部スポークスマンは次のように語つている。

日本政府が久保田声明の撤回を考えそうもないので、日韓会談は年内に再開される見込みはないようだ。したがつて韓国は代表団を当地に留めておく必要があるとは考えられない。

國交再開まで日本の入國は禁止

親日韓國人の追放も會談再開の條件

李大統領は十二月十六日、韓国人記者団との会見で**韓国は日韓両国間に外式外交関係が設立されるまでは日本人に一人といえども韓国に入国させるつもりはない**と述べ、日本との外交関係は日本の韓国に対する認識が妥当なものとなり、韓国人が日本人を信頼し得るにいたるまで正式再開にはいたらないだろうと語つた。

また十六日夜の京城放送によると、李大統領は同日の記者会見で日韓会談についてつぎのように言明した。

日韓両国間の平和外交を樹立するには、まず日本が再び韓国を侵略しようとい

う野望を棄てなくてはならない。またすべての韓国人に対する理解を深め、さらに日本にある一部親日分子のそそのかしによつて利用されるのを止め、これら親日韓国人を国外に放逐しないかぎり、日韓会談は成立しないであろう。

日韓會談再會を勧告

ロ次官補、李大統領に

韓国某閣僚は十二月二十五日、ロバートソン米国務次官補が李大統領に対し、日韓会談再開を勧告したことを明らかにし次のように語つた。

ロバートソン次官補はオブザーヴアーとして米国外交官列席のうえ日韓会談を速かに再開するよう勧告した。この勧告はロ次官補とラドフォード統合参謀本部議長が李大統領と二十四日午後、二時間十分にわたる会談を行つた際行われたものであるが、この会談には韓国側から卞栄泰外務部長官及び孫玄一国防部長官、米国側からブリッグス駐韓大使、テーラー第八軍司令官らが列席した。ロ次官補はこの会談で李大統領に対し、米国は日韓紛争解決のためいつでも公平な仲裁者として行動する用意があると約束した。

図書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名	著編者
伊勢神宮	岡田米二
日本政治百年史	金森徳次郎
讀売年鑑 一九五四年版	讀売新聞社
日本現勢 昭和二十九年版	共同通信社
嵐の中の地方自治	上林久治
時事教育年鑑	時事通信社
スターリング地域	後藤譽之助
判例大系 第十六巻 商法	我妻榮
財政学	土方成美
財政学講義	神戸正雄
不当利得論	松坂佐一
再生産と貨幣経済	石田興平
権力分立制の研究	清宮四郎
社会保障制度	清水金二郎
国際法講座 第一巻	国際法学会
同 第二巻	同
公債経済論	松野賢吾
明日の日本と資源	総理府資源調査会事務局
世界文化史大系 第四巻	
現代商学辞典	橋本周蔵
正労働関係調整法の解説	深見義一
経済自立論	吉武惠一
地方自治会計規範	高田保馬
	井上鼎
新日本観光地案内	毎日新聞社
北海道支庁別地図帖	国土研究会

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名	受贈先
北海道血液銀行	道衛生部医務課
芽室町五十年史	芽室町役場
北海道統計書	道総務部統計課
北海道行政年鑑	道総務部企画室
北海道会議員評伝（明治三十五年刊）	松江喜藏
アメリカ合衆国における社会保障	道民生部
社会計画（サンフランシスコ共同募金全編）	同
連邦社会保障更生補導局一九五二年度年次報告	同
防雪林に関する研究 第3輯	道林務部
昭和二十五年国勢調査報告 第七巻（愛媛、山口、長野県）	総理府統計局
産業教育調査報告書 二七年度	文部省調査局統計課
林業試験場における研究成果	農林省林業試験場
林業試験場研究報告 No. 65	同
電氣関係答申書の解説	通商産業省公益事業局
昭和二十七年度電信電話事業報告書	日本電電公社
林野の利用状況調査	農林省統計調査部
国有林の概要	林野庁
道内酪農業と乳製品工業に関する調査	道拓殖銀行調査部
国会の予算修正に関する論争点について	全国議長会事務局
地方財政の分析	全国議長会事務局
造幣局八十年史	造幣局
条約集 第二七集～第三一集	外務省条約局
びぶろす 十二月号	國立國会図最館支部図書館部
労働委員会月報 八号	地方労働委員会事務局
農家の友 十二月号	農業改良普及協会
北海道労働経済	道立労働科学研究所
教育月報 十一、十二月号	道教育委員会
北海道自治 十二月号	道自治協会
北海警友 十二月号	札幌警察管区本部北海警友編集部
讀書春秋 九、十月号	春秋会
建設月報	建設省
教育委員会月報 八、九月号	文部省初等中等教育局
調査月報 十一月号	北海道拓殖銀行調査部
郵政統計月報 九、十月号	郵政省経理局統計課
水産時報 〃	水産庁
厚生 九、十、十一月号	厚生省
世界月報 七、八月	外務省情報文化局
施設 九月号	電氣通信施設局
郵貯時報 九月号	郵政省
郵政 九、十月号	郵政省人事能率課
通産統計月報 十月号	通商産業省
農林水産統計月報 八、九、十月号	農林省統計調査部
農林時報 八、十月号	農林省
農林統計調査 九月号	同
非鉄金属等需給統計月報 七、八月号	通産省
鉱山製錬統計月報 七、八月号	同

非鉄金属製品統計月報	七、八月号	通産省
石炭生産統計月報	七、八月号	同
化学工業製品統計月報	七、八月号	同
鉄鋼統計月報	七月号	同
石油統計月報	七、八月号	同
百貨店販売統計月報	七、八月号	同
紙パルプ統計月報	七、八月号	同
林野時報	九月号	林野庁
神奈川県議会月報	十号	神奈川県議会事務局
群馬県議会時報	十一月号	群馬県議会事務局
東京都議会月報	十月号	東京都議会議会局
奈良県議会時報	十五号	奈良県議会事務局
滋賀県議会時報	二八号	滋賀県議会事務局
鳥取県議会月報	十、十一月号	鳥取県議会事務局
兵庫県議会時報	九、十合併号	兵庫県議会事務局
山口県議会月報	十、十一合併号	山口県議会事務局
福岡県議会月報	三十号	福岡県議会事務局
長野県議会資料	二七、二八号	長野県議会事務局

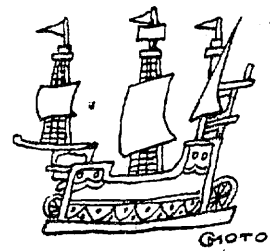

謹賀新年

昭和二十九年元旦

北海道議会

議長　蒔田余吉
副議長　井川伊平
議員　天谷平信
〃　舛田岩雄
〃　荒井哲夫
〃　野正揮
〃　西田信一
〃　金澤藤吉
〃　勢田金次郎
〃　大久保和男
〃　西田正一
〃　三浦福督
〃　岡田千代藏
〃　川人源一
〃　坂東秀太郎
〃　時田政次郎
〃　笠井幸衛
〃　高橋辰男
〃　武田治作
〃　中山信一郎
〃　佐藤初吉
〃　田呂善作
〃　清水三俊
〃　朝倉義衛
〃　畑野仁郎

議員　福島新太郎
〃　旭佳明
〃　岡林歡喜
〃　井口ゑみ
〃　宮本仙松
〃　秋山孝太郎
〃　宮北三七郎
〃　新川輝隆
〃　和平千治
〃　池田信孝
〃　棚川忠雄
〃　二瓶榮吾
〃　森川清
〃　鈴木源重
〃　鍋原啓量
〃　太田益夫
〃　平野榮次
〃　兒玉由一
〃　安達德太郎
〃　村上貞次郎
〃　堀田毅
〃　宮津恂太郎
〃　四十榮助三郎
〃　道下美作
〃　大島三郎
〃　吉田定次郎
〃　林謙二
〃　若林次郎
〃　多田輝利
〃　土山宇三郎
〃　窪田長松
〃　沖野政雄

議長　長澤信広
〃　浜森辰雄
〃　村山喜作
〃　本多吉江
〃　朝日昇
〃　宮坂譯美雄
〃　菊地三之助
〃　西川清吉
〃　土橋伝七
〃　伊藤弘
〃　德中祐滿
〃　桑野秀治郎
〃　中牧保
〃　坂本與平
〃　坂東浩一
〃　田中巖
〃　中野定敏
〃　西村武夫
〃　舟木倔
〃　高田治郎
〃　三澤正男
〃　糸川章夫
〃　大竹幸次郎
〃　山内広
〃　池戸芳一
〃　佐久間貞江
〃　三室光雄
〃　三松平武一
〃　大澤重太郎
〃　吉田豊吉
〃　立原耕平
〃　原田伊曾八

事務局長	山口寅十郎
庶務課長	坂井同仁
庶務係長	川内雄
経理係長	笹原武
議事課長	金澤榮
議事係長	大熊正
委員会係長	勝井勇次郎
速記係長	小山内巽
調査課長	後藤忍
調査係長	今滝行男
法規係長	千葉恒三郎

十二月のメモ

1 ○官公労三割休暇に入る。（国鉄ダイヤ大混乱に陥いる）
○ソ連抑留者引揚船興安丸舞鶴帰港。

2 ○第二回臨時道議会（救農）開会。
○ビケ戦術は違法と小坂労相談話発表。

3 ○米国の第三回対日綿花借款六千万ドル調印（十五ヵ月、年三分五厘）
○国連安保理、日本の国際司法裁判所当事国参加を賛成十、反対なし、棄権一（ソ連）で可決した。（国連総会は九日可決）

4 ○米、英、仏三巨頭、バーミューダ会談開幕。
○救農道議会閉会。
○西独政府與党、政府の徴兵実施権を確保するための法案提出（この法案は憲法改正を伴う）

5 ○補正予算案衆院通過。
○全道市町村教育委員緊急大会、地方教委廃止反対決議。

6 ○釧路の大平洋鉱病院全焼。

7 ○全道的に寒波（札幌零下二〇・二、倶知安二七）
○国連総会、捕虜決議案を可決（情報提供、捕虜調査の特別委員会の入ソ要求）

8 ○レスリング世界選手権東京開催決る。（パリで開催の国際レスリング連盟実行委員会）
○徹宵団交中の国鉄、全面妥結。
○苫小牧西高校焼く。
○補正予算案参院通過成立。

9 ○バーミューダ会談閉幕、共同コミュニケ発表。
○ア米大統領、国連総会にての際原子力機関ユ創設について演説。
○在ソ抑留者帰還交渉のため訪ソの日赤代表団帰る。

10 ○第十九通常国会招集、休会に入る。

11 ○左社道連大会開かる（十三日閉会）
○アデナウアー西独首相、西独中立化に反対演説。

12 ○砂川南高校焼く。
○板門店における予備会談打切り。
○原子力問題に関するア演説、真剣に考慮の旨、ソ連モロトフ外相言明。

13 ○炭労大手七社、期末手当の交渉まとまらず四十八時間スト突入。

14 ○北大西洋理事会、パリにて開幕（十六日閉会、コミュニケ発表）

16 ○日、インドシナ沈船引揚協定調印。
○アンダーソン米海軍長官、米国は沖縄と小笠原諸島を無期限に保持すべきだと主張。

17 ○第四回定例道議会開会。
○道教育委員会、教育職員の給與三本建は実施せずと決定。

18 ○道新選定今年の道内十大ニュース
①大雪山遭難事件、②カニ工船と北洋捕鯨出漁③江別大火、根室原野山火と学校火災、④現職二警官の殺人事件、⑤関三次郎、クリコフソ連船長のスパイ事件、⑥冷水害凶作、⑦保安隊大演習、⑧炭鉱人員整理反対、⑨道の綱紀粛正問題、⑩札幌、千歳弧丸道路完成。
○来日中の世銀調査団、「インフレ認識不足、自立に必要な措置をとれ」と声明発表。

20 ○道新選定、国内十大ニュース
①秩父宮様御死去、②テレビ放送はじまる、③解散と衆参両院の選挙、④中共地区及びソ連地区邦人帰国、⑤皇太子さま御外遊、⑥山田選手ボストンマラソン優勝、⑦内灘など基地反対運動、⑧各地に大風水害発生、⑨李ラインと日本漁船捕獲事件、⑩保全経済会等街の利殖機関の休業。

21 ○米、ラ議長、ロ次官補入京（マグサイサイ比大統領就任式出席）

22 ○松川事件、控訴審に判決。

23 ○道新選定、世界十大ニュース
①スターリン死去とマレンコフ首相就任、②エヴェレスト登山成功、③英女王戴冠式、④東独の暴動、⑤ローゼンバーグ夫妻処刑、⑥ベリヤ内相追

放⑦朝鮮休戦なる、⑧ソ連の水爆保有宣言、⑨イランのクーデター、⑩バーミューダ三巨頭会談。

○ベリヤ元ソ連副首相銃殺さる。

24 ○仏大統領十三回投票の結果、コティ氏（独立共和党）当選。

○午前零時をもつて、九十日にわたつた捕虜説得期間終了。

○米、ダレス国務長官は「極東に緊張状態が存在しているため、当分の間奄美群島を除く琉球諸島を直接管理しなければならない」と声明。

26 ○在鮮地上軍の削減について、ア米大統領指令を発す。

○ソ連政府は、ベルリン四国外相会議を一月二十五日以降にすることを、米、英、仏に回答した。

28 ○第四回定例道議会閉会。

昭和二十九年一月二十日

北海道議會時報（第六巻第一號）

編集　北海道議會事務局調査課

発行　北海道議會事務局

電話　②　一八二〇番